2017

あきたの下水道

〔資料編〕

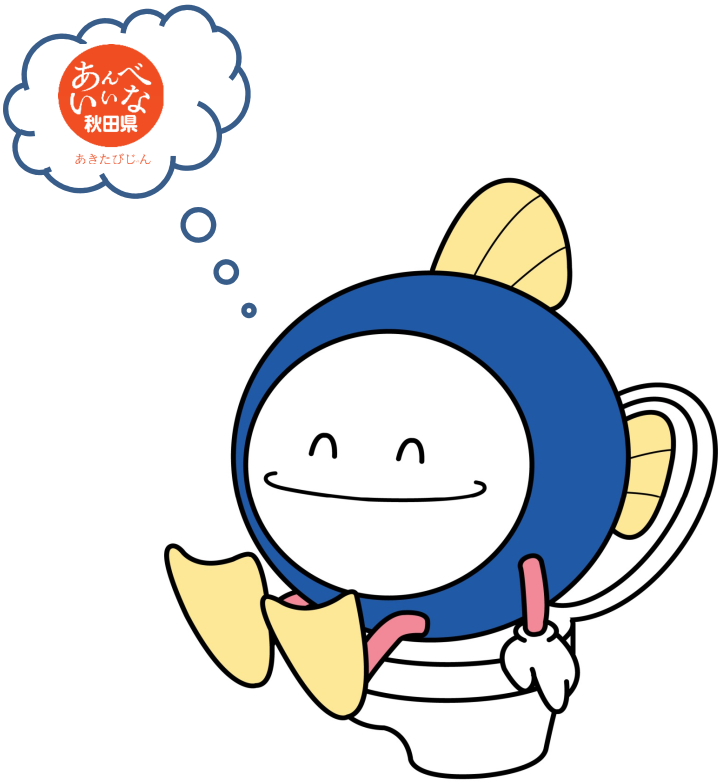

下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

秋田県 建設部 下水道課

あきたの下水道の本編については、県のウェブサイト「美の国あきたネット」の下水道課のページからダウンロードできます。
URLは「http://www.pref.akita.lg.jp/gesuido/」です。

下水道等（公共下水道、農業集落排水等、合併処理浄化槽）の生活排水処理施設は、汚水の処理・トイレの水洗化といった生活環境の改善はもとより、河川などの公共用水域の水質保全や資源循環型社会の構築に不可欠な社会資本であり、早急な整備が求められています。

このため、秋田県では平成２８年度に「あきた循環のみず推進計画２０１６　秋田県生活排水処理構想（第４期構想）」を策定し、各種処理施設の有する特性等を踏まえ、効率的かつ適正な整備手法を設定することにより、平成４７年度末の普及率目標を９５％として整備促進に努めています。

本資料編は、下水道等の整備の実施状況、今後の計画等について表やグラフ形式でまとめたものであり、より多くの皆さんにご活用いただき、今後の下水道等の整備について、ご理解を深めていただければ幸いです。

秋田県 建設部 下水道課長

目　次

１．第２期ふるさと秋田元気創造プラン

（１）概要

秋田県では、人口減少社会を踏まえた新たな社会システムの構築などに取り組み、基本的に抱える様々な問題を克服し、今後も秋田が継続的に発展し元気な秋田を創り上げていくため、平成２６年度から平成２９年度までの４年間を推進期間とする第２期ふるさと秋田元気創造プランを策定しました。

計画では「３つの元気」の創造を目指し、本県の先進性や優位性を最大限活用しながら、重点的に取り組む施策を『６つの戦略』として整理・体系化し強力に推進します。

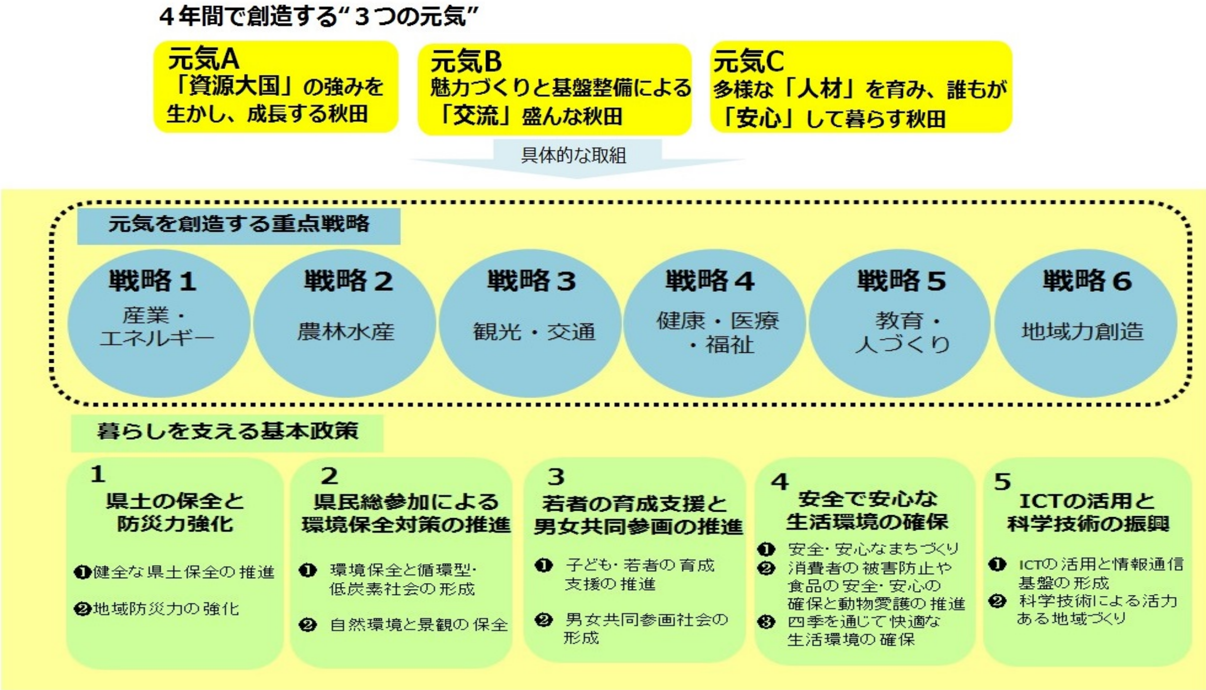

また、これらの戦略のほか「安全で安心な生活環境の確保」など『５つの分野』を県政運営上重要となる基本政策とし、着実に推進します。

（２）プランにおける下水道事業の位置づけ

人口減少社会における「地域力創造戦略（戦略６）」において、県と市町村の協働の推進が掲げられています。下水道事業については、H28に見直し策定した「秋田循環のみず推進計画2016　秋田県生活排水処理構想（第４期構想）」の施策を推進し、流域下水道を核とした汚水・汚泥処理の広域共同化に取り組んでまいります。

また、基本政策『５つの分野』の「４安全で安心な生活環境の確保」の中に、生活環境の改善や公共用水域の水質保全に不可欠な下水道等の効率的な整備と普及促進を位置づけています。

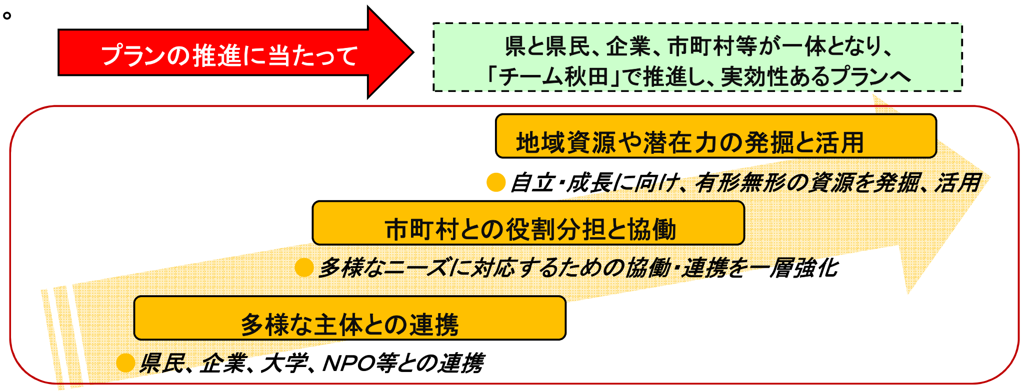

２．あきた循環のみず推進計画（広域共同化）

（１）概要

人口減少や少子高齢化の急速な進行、ひっ迫する地方財政等の環境の変化から、県内の生活排水処理事業者単独での事業運営は困難となる事が見込まれたことから、経営基盤の強化とサービスの継続的な提供を目的とし、県と市町村が共有する施策を図る行動計画として「あきた循環のみず推進計画」（Ｈ２４）を策定しました。

現在は、「生活排水処理の広域共同化」をより効果的に行うため、Ｈ２８に見直し策定した「あきた循環のみず推進計画２０１６ 秋田県生活排水処理構想（第４期構想）」に基づき推進中です。

（２）広域共同化の取組

１）広域共同化のイメージ（流域下水道処理施設を核とした広域共同化）

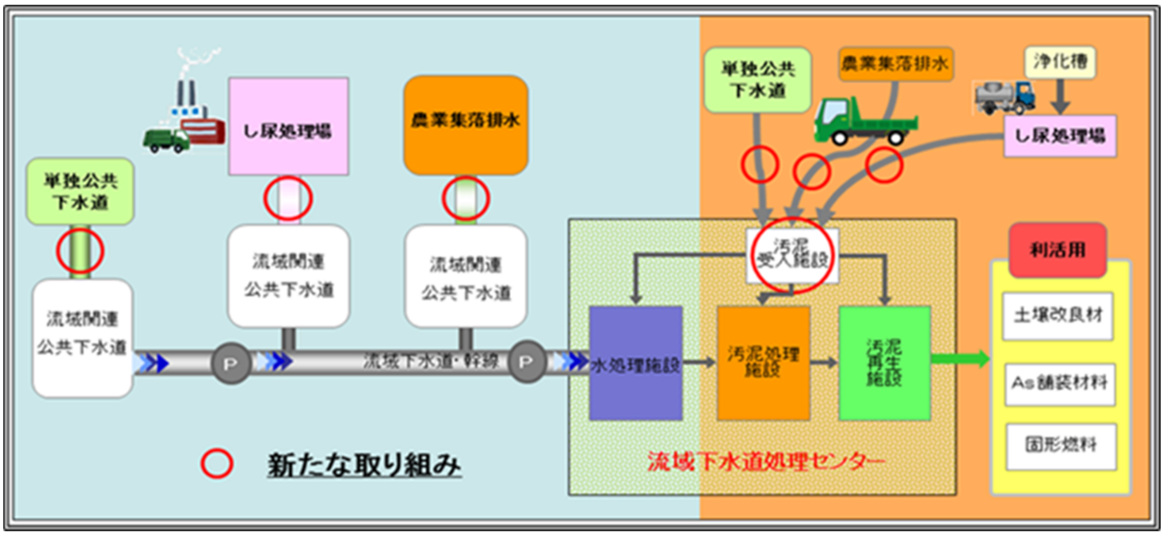

２）これまでの取組

Ｈ２２	秋田県生活排水処理事業連絡協議会（県、全市町村）を設置し広域共同化について協議
Ｈ２４	「あきた循環のみず推進計画」を策定し公表
Ｈ２８	「あきた循環のみず推進計画２０１６ 秋田県生活排水処理構想（第４期構想）」を策定し公表

Ｈ２８末現在、農集排９地区、し尿処理場１箇所を広域共同化済み（下水道接続）

３）これからの取組

■流域下水道と秋田市単独公共下水道の処理区統合事業（統合目標　Ｈ３２）
秋田市単独公共下水道を流域関連公共下水道に接続し、汚水を流域下水道で処理

■県北地区広域汚泥資源化事業（供用目標　Ｈ３２）
流域下水道処理場内に汚泥資源化施設を設置し、県北地区の流域下水道終末処理場、公共下水道終末処理場及びし尿処理場から発生する汚泥を集約処理
（対象３市３町１組合）

■農業集落排水の下水道接続（接続目標　Ｈ３０）
三種町農業集落排水（八竜地区）を流域関連公共下水道に接続し、汚水を流域下水道で処理

■事業運営の広域共同化検討（Ｈ２６～）
県と市町村が設置する「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」において、今後の事業運営のあり方について検討

3．汚水処理整備状況

（1） 秋田県の生活排水処理整備

1） 生活排水処理構想（第４期）

① 市町村別 全体フレーム 平成４７年（整備手法別 処理人口・処理区数）

左欄：処理区数（箇所）
右欄：処理人口（人）

地区名	市町村名	集合処理施設 公共下水道 単独 公共		特環		流域関連（公共・特環）		公共下水道 計		集落排水他 農業集落排水		漁業・林業集落排水		簡易・小規模排水		集落排水他 計		集合処理小計		個別処理施設 合併処理浄化槽（個人設置）	特定地域生活排水処理事業	個別排水処理施設整備事業	小計	合計
鹿角	鹿角市	1	200	0	0	1	12,460	2	12,660	3	1,340	0	0	0	0	3	1,340	5	14,000	9,090	0	0	9,090	23,080
鹿角	小坂町	0	0	1	80	1	2,330	2	2,410	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,410	1,000	0	0	1,000	3,410
北秋田	大館市	0	0	0	0	1	45,720	1	45,720	1	130	0	0	0	0	1	130	2	45,850	7,740	1,450	550	9,740	55,590
北秋田	北秋田市	3	15,070	1	820	0	0	4	15,890	2	200	0	0	0	0	2	200	6	16,090	4,290	720	0	5,010	21,100
北秋田	上小阿仁村	0	0	1	730	0	0	1	730	1	480	0	0	0	0	1	480	2	1,210	220	0	0	220	1,430
山本	能代市	1	28,750	0	0	0	0	1	28,750	1	150	0	0	0	0	1	150	2	28,900	1,800	7,760	0	9,560	38,460
山本	藤里町	0	0	1	1,590	0	0	1	1,590	1	140	0	0	0	0	1	140	2	1,730	130	260	0	390	2,110
山本	三種町	0	0	0	0	1	9,080	1	9,080	2	440	0	0	0	0	2	440	3	9,520	1,800	0	0	1,800	11,310
山本	八峰町	0	0	1	4,670	0	0	1	4,670	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,670	30	60	0	90	4,760
秋田	秋田市	0	0	1	40	1	251,130	2	251,170	3	940	0	0	0	0	3	940	5	252,110	0	930	70	1,000	253,100
秋田	男鹿市	0	0	0	0	1	16,480	1	16,480	1	780	2	300	0	0	3	1,080	4	17,560	1,000	170	0	1,170	18,730
秋田	潟上市	0	0	0	0	1	24,610	1	24,610	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24,610	780	210	0	990	25,600
秋田	五城目町	0	0	0	0	1	4,820	1	4,820	0	0	0	0	0	0			1	4,820	940	0	0	940	5,760
秋田	八郎潟町	0	0	0	0	1	4,870	1	4,870	0	0	0	0	0	0			1	4,870	70	0	0	70	4,940
秋田	井川町	0	0	0	0	1	3,600	1	3,600	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,600	110	0	20	130	3,730
秋田	大潟村	0	0	0	0	1	3,210	1	3,210	0	0	0	0	0	0			1	3,210	0	0	0		3,210
由利	由利本荘市	2	36,840	3	9,400	0	0	5	46,240	23	11,420	2	900	8	130	33	12,450	38	58,690	2,280	270	10	2,560	61,250
由利	にかほ市	1	19,450	0	0	0	0	1	19,450	3	1,580	0	0	3	90	6	1,670	7	21,120	60	0	700	760	21,880
仙北	大仙市	1	1,660	3	2,740	1	29,000	5	33,400	12	7,360	0	0	0	0	12	7,360	17	40,760	17,400	970	1,330	19,700	60,480
仙北	仙北市	1	2,740	0	0	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	6,160	30	8,080	18,680
仙北	美郷町	0	0	0	0	1	3,370	1	3,370	4	2,590	0	0	0	0	4	2,590	5	5,960	8,690	0	0	8,690	14,650
平鹿	横手市	0	0	0	0	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,710	8	44,730	21,950	1,280	1,060	24,290	69,000
雄勝	湯沢市	1	15,040	4	3,040	0	0	5	18,080	1	730	0	0	0	0	1	730	6	18,810	9,400	3,440	0	12,840	31,650
雄勝	羽後町	0	0	1	5,470	0	0	1	5,470	1	940	0	0	0	0	1	940	2	6,410	4,250	0	0	4,250	10,660
雄勝	東成瀬村	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0					0	1,710	0	1,710	1,710
合計		11	119,750	17	28,580	15	455,380	43	603,710	69	36,970	7	1,320	13	250	89	38,540	132	642,250	94,920	25,390	3,770	124,080	766,280
構成比		15.6%		3.7%		59.4%		78.8%		4.8%		0.2%		0.0%		5.0%		83.8%		12.4%	3.3%	0.5%	16.2%	100.0%
市町村数合計		8		10		15		24		17		4		4		17		24		22	14	8	24	25

＊平成２８年度策定「秋田県生活排水処理構想」資料　注1)人口は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

② 市町村別 全体フレーム普及率 平成４７年

No.	市町村名	計画処理人口普及率 公共下水道	農業集落排水	漁・林業集排他	合併処理浄化槽	合計
1	鹿角市	54.9	5.8	0.0	39.4	100
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	29.3	100
3	大館市	82.2	0.2	0.0	17.5	100
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	23.7	100
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100
6	能代市	74.8	0.4	0.0	24.9	100
7	藤里町	75.4	6.6	0.0	18.5	100
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100
10	秋田市	99.2	0.4	0.0	0.4	100
11	男鹿市	88.0	4.2	1.6	6.2	100
12	潟上市	96.1	0.0	0.0	3.9	100
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.5	100
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100
17	由利本荘市	75.5	18.6	1.7	4.2	100
18	にかほ市	88.9	7.2	0.4	3.5	100
19	大仙市	55.2	12.2	0.0	32.6	100
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	43.3	100
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100
22	横手市	58.0	6.8	0.1	35.2	100
23	湯沢市	57.1	2.3	0.0	40.6	100
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	39.9	100
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	100.0	100
	秋田県合計	78.8	4.8	0.2	16.2	100

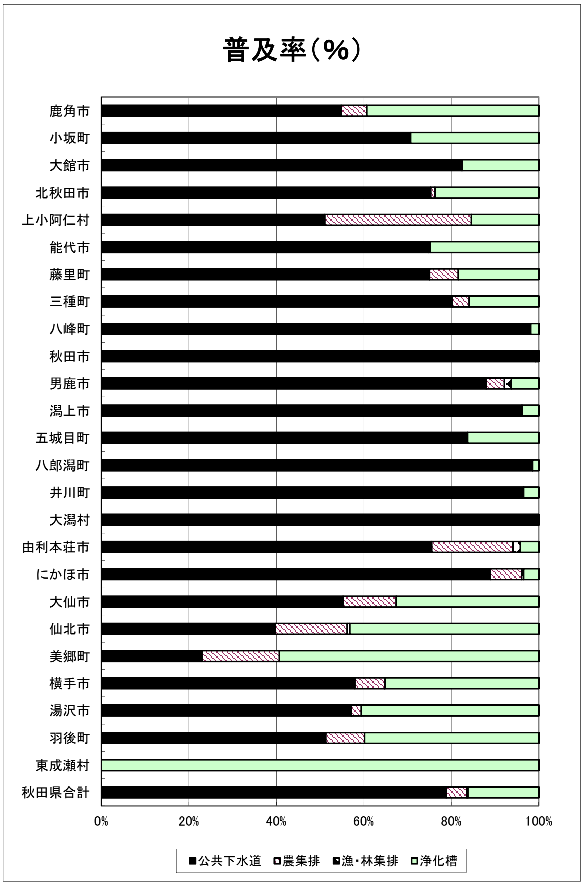

③ 市町村別 平成４７年目標（整備手法別、処理人口・処理区数）

左欄：処理区数（箇所）
右欄：処理人口（人）

地区名	市町村名	集合処理施設 公共下水道 単独 公共		特環		流域関連（公共・特環）		計		集落排水他 農業集落排水		漁業・林業集落排水		簡易・小規模排水		計		小計		個別処理施設 合併処理浄化槽（個人設置）	特定地域生活排水処理事業	個別排水処理施設整備事業	計	集合処理浄化槽（全体計画区域内）	小計	合計
鹿角	鹿角市	1	200	0	0	1	11,740	2	11,940	3	1,340	0	0	0	0	3	1,340	5	13,280	5,680	0	0	5,680	720	6,400	19,680
	小坂町	0	0	1	80	1	2,330	2	2,410	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,410	640	0	0	640		640	3,050
北秋田	大館市	0	0	0	0	1	45,720	1	45,720	1	130	0	0	0	0	1	130	2	45,850	4,210	870	410	5,490		5,490	51,340
	北秋田市	3	15,070	1	820	0	0	4	15,890	2	200	0	0	0	0	2	200	6	16,090	3,470	350	0	3,820		3,820	19,910
	上小阿仁村	0	0	1	730	0	0	1	730	1	480	0	0	0	0	1	480	2	1,210	220	0	0	220		220	1,430
山本	能代市	1	28,750	0	0	0	0	1	28,750	1	150	0	0	0	0	1	150	2	28,900	1,800	5,170	0	6,970		6,970	35,870
	藤里町	0	0	1	1,590	0	0	1	1,590	1	140	0	0	0	0	1	140	2	1,730	30	260	0	290		290	2,020
	三種町	0	0	0	0	1	9,080	1	9,080	2	440	0	0	0	0	2	440	3	9,520	1,800	0	0	1,800		1,800	11,310
	八峰町	0	0	1	4,670	0	0	1	4,670	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,670	30	60	0	90		90	4,760
秋田	秋田市	0	0	1	40	1	247,860	2	247,900	3	940	0	0	0	0	3	940	5	248,840	230	700	70	1,000	3,270	4,270	253,110
	男鹿市	0	0	0	0	1	16,340	1	16,340	1	780	2	300	0	0	3	1,080	4	17,420	930	170	0	1,100	140	1,240	18,660
	潟上市	0	0	0	0	1	24,610	1	24,610	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24,610	380	210	0	590		590	25,200
	五城目町	0	0	0	0	1	4,820	1	4,820	0	0	0	0	0	0			1	4,820	940	0	0	940		940	5,760
	八郎潟町	0	0	0	0	1	4,870	1	4,870	0	0	0	0	0	0			1	4,870	70	0	0	70		70	4,940
	井川町	0	0	0	0	1	3,600	1	3,600	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,600	100	0	20	120		120	3,720
	大潟村	0	0	0	0	1	3,210	1	3,210	0	0	0	0	0	0			1	3,210	0	0	0				3,210
由利	由利本荘市	2	26,470	3	9,390	0	0	5	35,860	23	11,420	2	900	8	130	33	12,450	38	48,310	1,840	270	10	2,120	5,100	7,220	55,530
	にかほ市	1	19,450	0	0	0	0	1	19,450	3	1,580	0	0	3	90	6	1,670	7	21,120	60	0	700	760		760	21,880
仙北	大仙市	1	1,660	3	2,740	1	29,000	5	33,400	12	7,360	0	0	0	0	12	7,360	17	40,760	13,940	970	1,330	16,240		16,240	57,000
	仙北市	1	2,740	0	0	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	3,920	30	5,840		5,840	16,450
	美郷町	0	0	0	0	1	3,370	1	3,370	4	2,590	0	0	0	0	4	2,590	5	5,960	8,690	0	0	8,690		8,690	14,650
平鹿	横手市	0	0	0	0	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,710	8	44,730	13,270	1,280	1,060	15,610		15,610	60,340
雄勝	湯沢市	1	15,040	4	3,040	0	0	5	18,080	1	730	0	0	0	0	1	730	6	18,810	5,800	3,440	0	9,240		9,240	28,050
	羽後町	0	0	1	5,470	0	0	1	5,470	1	940	0	0	0	0	1	940	2	6,410	1,630	0	0	1,630		1,630	8,040
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0					0	1,690	0	1,690		1,690	1,690
合計		11	109,380	17	28,570	15	451,250	43	589,200	69	36,970	7	1,320	13	250	89	38,540	132	627,740	67,650	19,360	3,630	90,640	9,230	99,870	727,600

＊平成２８年度策定「秋田県生活排水処理構想」資料　注1)人口は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

④ 市町村別 平成４７年目標普及率

No.	市町村名	計画処理人口普及率 公共下水道	農業集落排水	漁・林業集排他	合併処理浄化槽	合計
1	鹿角市	51.7	5.8	0.0	27.7	**85.2**
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	18.8	**89.2**
3	大館市	82.2	0.2	0.0	9.9	**92.3**
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	18.1	**94.4**
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	**100.0**
6	能代市	74.8	0.4	0.0	18.1	**93.3**
7	藤里町	75.4	6.6	0.0	13.7	**95.6**
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	**100.0**
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	**100.0**
10	秋田市	97.9	0.4	0.0	1.7	**100.0**
11	男鹿市	87.2	4.2	1.6	6.6	**99.7**
12	潟上市	96.1	0.0	0.0	2.3	**98.4**
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	**100.0**
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	**100.0**
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.2	**99.8**
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	**100.0**
17	由利本荘市	58.5	18.6	1.7	11.8	**90.6**
18	にかほ市	88.9	7.2	0.4	3.5	**100.0**
19	大仙市	55.2	12.2	0.0	26.9	**94.3**
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	31.3	**88.0**
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	**100.0**
22	横手市	58.0	6.8	0.1	22.6	**87.4**
23	湯沢市	57.1	2.3	0.0	29.2	**88.6**
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	15.3	**75.4**
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	98.8	**98.4**
	秋田県合計	76.9	4.8	0.2	13.0	**95.0**

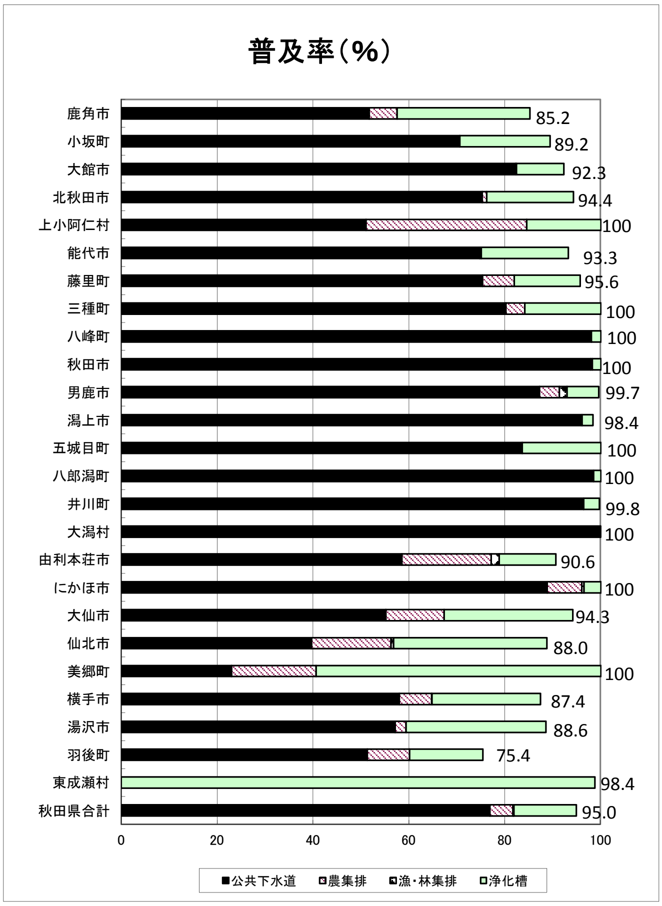

2） 汚水処理人口普及率

① 平成２８年度末 市町村別汚水処理人口普及率（事業区分別）

注）本項以降に用いられている「汚水処理人口普及率」は下水道等施設の普及率を表す全国統一表記であり、
「下水道等普及率」と同意語である。

H29.3.31現在

市町村名	公共下水道		農業集落排水		漁･林･簡易･小規模		合併処理浄化槽		汚水処理人口合計		H28までの整備手法						住民基本台帳人口（人）
											公共下水道		集落排水等			合併	
	処理人口（人）	普及率（%）	処理人口（人）	普及率（%）	処理人口（人）	普及率（%）	処理人口（人）	普及率（%）	処理人口（人）	普及率（%）	単	流	農	漁林	簡小	合	(H29.3.31)
秋田市	291,654	93.0	9,527	3.0	0		7,036	2.2	308,217	98.3	●	●	●			●	313,444
能代市	25,626	46.7	234	0.4	0		12,935	23.6	38,795	70.7	●		●			●	54,887
横手市	45,141	48.8	7,804	8.4	70	0.1	17,245	18.7	70,260	76.0	●	●	●	●	●	●	92,422
大館市	38,813	52.4	7,934	10.7	0		12,701	17.1	59,448	80.2		●	●			●	74,095
男鹿市	19,654	68.3	1,322	4.6	447	1.6	1,176	4.1	22,599	78.5		●	●	●		●	28,777
湯沢市	19,338	41.3	3,913	8.4	0		10,492	22.4	33,743	72.1	●		●			●	46,794
鹿角市	14,236	44.6	1,821	5.7	0		3,721	11.7	19,778	62.0	●	●	●			●	31,922
由利本荘市	34,399	43.5	23,051	29.1	1,672	2.1	10,265	13.0	69,387	87.7	●		●	●	●	●	79,138
潟上市	31,456	94.4	943	2.8	0		305	0.9	32,704	98.2		●	●			●	33,309
大仙市	33,835	40.5	19,580	23.4	0		14,463	17.3	67,878	81.2	●	●	●			●	83,578
北秋田市	16,974	51.0	6,098	18.3	0		4,140	12.4	27,212	81.8	●		●			●	33,265
にかほ市	16,247	64.0	7,069	27.8	110	0.4	1,393	5.5	24,819	97.8	●		●		●	●	25,385
仙北市	10,194	37.3	4,493	16.4	150	0.5	5,549	20.3	20,386	74.6	●	●	●	●	●	●	27,338
小坂町	3,382	63.5	0		0		830	15.6	4,212	79.1	●	●				●	5,328
上小阿仁村	997	41.1	1,081	44.6	0		272	11.2	2,350	97.0	●		●			●	2,423
藤里町	2,583	74.9	222	6.4	0		459	13.3	3,264	94.7	●		●			●	3,448
三種町	12,054	69.9	2,501	14.5	0		1,506	8.7	16,061	93.1		●	●			●	17,253
八峰町	5,164	69.2	1,247	16.7	745	10.0	103	1.4	7,259	97.2	●		●	●		●	7,466
五城目町	7,387	76.0	0		0		820	8.4	8,207	84.4		●	●			●	9,719
八郎潟町	5,990	98.6	0		0		19	0.3	6,009	98.9		●	●			●	6,073
井川町	4,752	96.6	0		0		155	3.2	4,907	99.7		●	●			●	4,920
大潟村	3,144	100.0	0		0		0		3,144	100		●					3,144
美郷町	4,227	21.0	4,082	20.3	0		7,915	39.3	16,224	80.5		●	●			●	20,153
羽後町	6,330	40.7	2,498	16.1	0		2,252	14.5	11,080	71.3	●		●			●	15,549
東成瀬村	0		0		0		2,195	83.7	2,195	83.7						●	2,623
市合計	597,567	64.6	93,789	10.1	2,449	0.3	101,421	11.0	795,226	86.0							924,354
町村計	56,010	57.1	11,631	11.9	745	0.8	16,526	16.8	84,912	86.6							98,099
県合計	653,577	63.9	105,420	10.3	3,194	0.3	117,947	11.5	880,138	86.1							1,022,453

● 供用済
◎ 着手済
○ 未着手

（注）普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

② 平成２８年度末　秋田県汚水処理人口普及率

○ 平成２８年度末　市町村別汚水処理人口普及率（事業区分別）

（単位：％）

順位	市町村名	公共下水道	農業集落	漁林業集落他	合併浄化槽	合計	H47目標
1	大潟村	100.0	－	－	－	100.0	100.0
2	井川町	96.6	－	－	3.2	99.7	99.8
3	八郎潟町	98.6	－	－	0.3	98.9	100.0
4	秋田市	93.0	3.0	－	2.2	98.3	100.0
5	潟上市	94.4	2.8	－	0.9	98.2	98.4
6	にかほ市	64.0	27.8	0.4	5.5	97.8	100.0
7	八峰町	69.2	16.7	10.0	1.4	97.2	100.0
8	上小阿仁村	41.1	44.6	－	11.2	97.0	100.0
9	藤里町	74.9	6.4	－	13.3	94.7	95.6
10	三種町	69.9	14.5	－	8.7	93.1	100.0
11	由利本荘市	43.5	29.1	2.1	13.0	87.7	90.6
12	五城目町	76.0	－	－	8.4	84.4	100.0
13	東成瀬村	－	－	－	83.7	83.7	98.4
14	北秋田市	51.0	18.3	－	12.4	81.8	94.4
15	大仙市	40.5	23.4	－	17.3	81.2	94.3
16	美郷町	21.0	20.3	－	39.3	80.5	100.0
17	大館市	52.4	10.7	－	17.1	80.2	92.3
18	小坂町	63.5	－	－	15.6	79.1	89.2
19	男鹿市	68.3	4.6	1.6	4.1	78.5	99.7
20	横手市	48.8	8.4	0.1	18.7	76.0	87.4
21	仙北市	37.3	16.4	0.5	20.3	74.6	88.0
22	湯沢市	41.3	8.4	－	22.4	72.1	88.6
23	羽後町	40.7	16.1	－	14.5	71.3	74.5
24	能代市	46.7	0.4	－	23.6	70.7	93.3
25	鹿角市	44.6	5.7	－	11.7	62.0	85.2
	県合計	63.9	10.3	0.3	11.5	86.1	95.0

－　：　事業計画なし

普及率グラフ

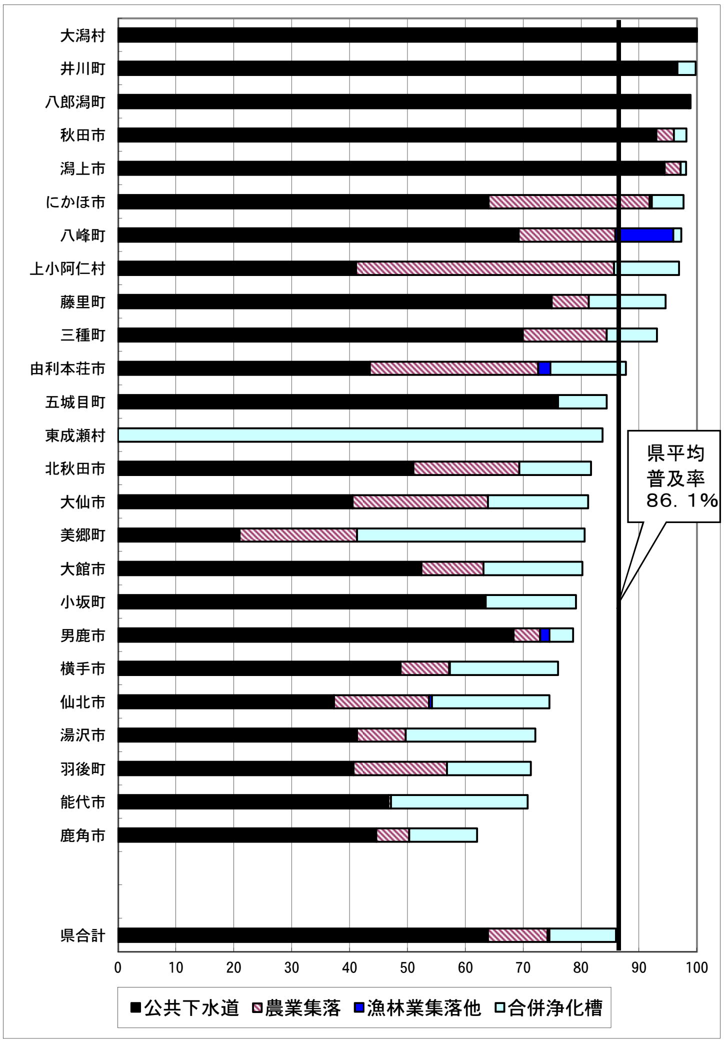

$$普及率 = \frac{処理区域内人口}{住民基本台帳人口} \times １００\%$$

○ 地域振興局管内別普及率

（単位　：　％）

振興局名	公共下水道	農業集落	漁林業集落他	合併浄化槽	合計
鹿角	47.3	4.9	－	12.2	64.4
北秋田	51.7	13.8	－	15.6	81.1
山本	54.7	5.1	0.9	18.1	78.7
秋田	91.1	3.0	0.1	2.4	96.6
由利	48.5	28.8	1.7	11.2	90.1
仙北	36.8	21.5	0.1	21.3	79.7
平鹿	48.8	8.4	0.1	18.7	76.0
雄勝	39.5	9.9	－	23.0	72.4

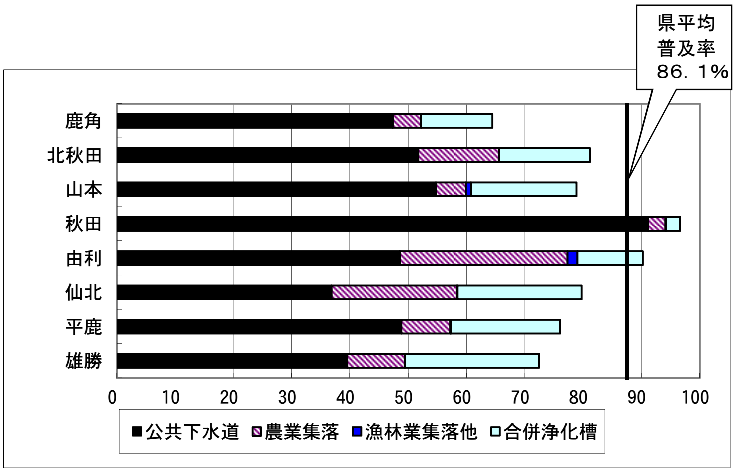

（注）　1　普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
　　　　2　漁林業集落他には簡易排水施設、小規模集合排水処理施設を含む。

③ 平成28年度末　市町村人口規模別普及状況

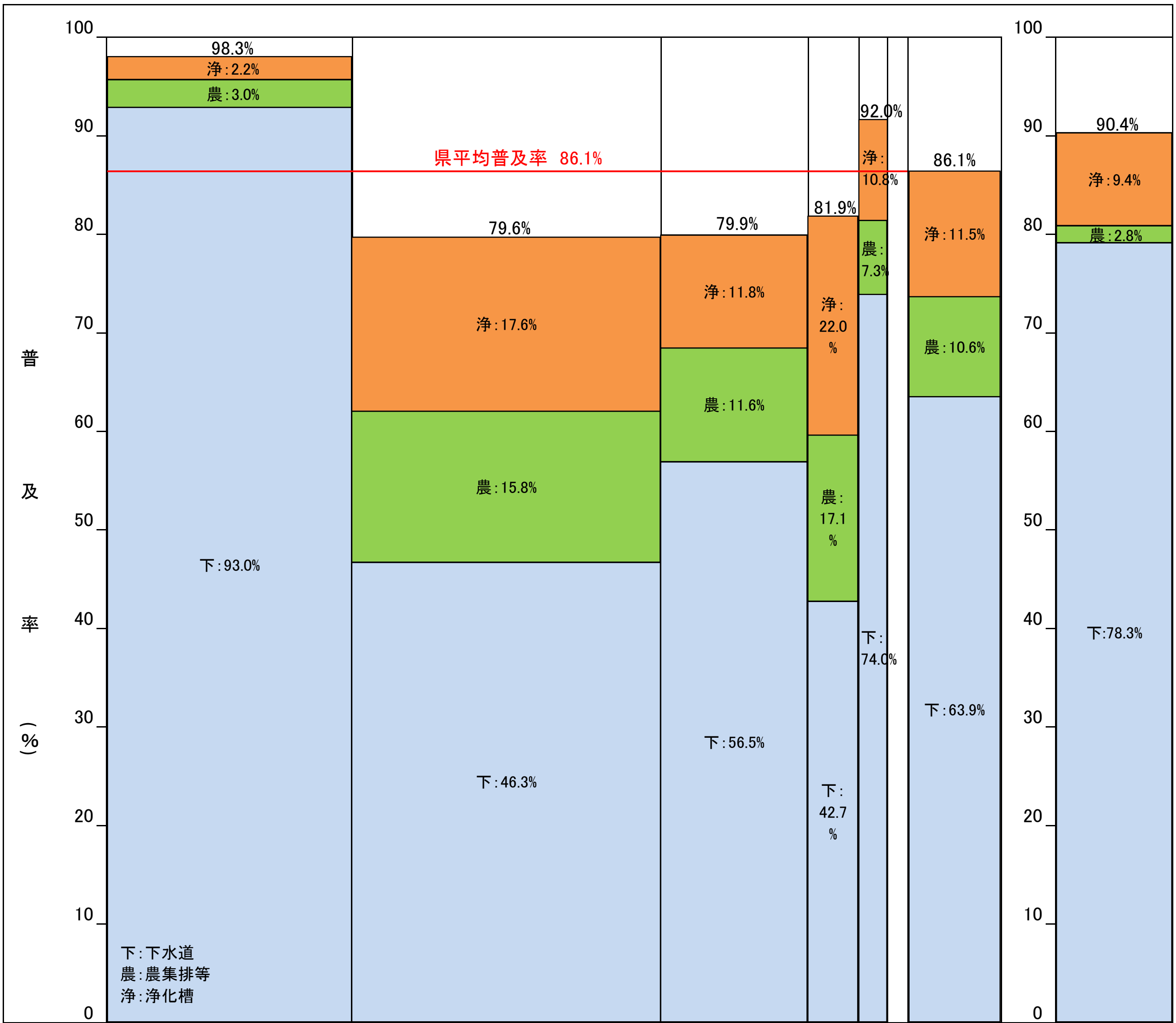

人口規模	10万人以上	10〜5万人	5〜2.5万人	2.5〜1万人	1万人未満	秋田県計	全国
総人口（人）	313,444	384,120	226,790	52,955	45,144	1,022,453	127,539,901
下水道処理人口（人）	291,654	177,814	128,099	22,611	33,399	653,577	99,823,576
下水道普及率	93.0%	46.3%	56.5%	42.7%	74.0%	63.9%	78.3%
汚水処理人口（人）	308,217	305,768	181,241	43,365	41,547	880,138	115,314,192
汚水処理普及率	98.3%	79.6%	79.9%	81.9%	92.0%	86.1%	90.4%
市町村名	1市 秋田市	5市 能代市 横手市 大館市 由利本荘市 大仙市	7市 男鹿市 湯沢市 鹿角市 潟上市 北秋田市 にかほ市 仙北市	3町 三種町 美郷町 羽後町	6町3村 小坂町 上小阿仁村 藤里町 八峰町 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村 東成瀬村	13市9町3村 合計 25市町村	

人口５万人未満市町村の普及率

	秋田県	全国
下水道処理人口普及率	56.7% (184,109人)	50.2%
汚水処理人口普及率	81.9% (266,153人)	78.3%

※全国のデータは、東日本大震災の影響により、福島県においては調査不能な市町村をを除いたデータである。

④　汚水処理人口普及率推移グラフ

H29.3.31現在

年度	公共下水道	集落排水等	合併処理浄化槽	全体普及率
S44	0.1			
S45	0.5			
S46	2.2			
S47	3.6			
S48	3.8			
S49	3.8			
S50	3.8			
S51	3.9			
S52	3.9			
S53	4.8			
S54	4.9			
S55	5.1			
S56	6.6			
S57	6.8			
S58	7.1	0		7.1
S59	8.2	0.1		8.3
S60	8.9	0.2		9.1
S61	9.7	0.2		9.9
S62	10.6	0.3		10.9
S63	11.8	0.8		12.6
H元	12.9	0.9		13.8
H2	14.5	1.0		15.5
H3	16.0	1.1	0	17.1
H4	17.0	2.0	0.8	19.8
H5	19.0	1.9	1.3	22.2
H6	21.6	2.7	1.8	26.1
H7	23.9	3.4	2.1	29.4
H8	26.1	4.1	2.5	32.7
H9	28.8	4.7	3.2	36.8
H10	31.3	5.5	3.7	40.6
H11	34.3	6.6	4.3	45.2
H12	37.2	7.6	4.9	49.7
H13	40.1	8.3	5.4	53.8
H14	42.6	8.9	6.1	57.6
H15	45.3	9.3	7.0	61.6
H16	49.4	9.7	8.0	67.1
H17	50.9	9.9	8.9	69.7
H18	53.1	10.0	9.4	72.5
H19	54.7	10.4	9.4	74.5
H20	56.0	10.7	10.0	76.7
H21	57.1	11.2	10.2	78.5
H22	58.3	11.1	10.5	79.9
H23	59.6	11.1	10.6	81.3
H24	60.8	10.9	10.9	82.7
H25	61.6	10.9	10.8	83.7
H26	62.6	10.6	11.3	84.5
H27	63.3	10.7	11.4	85.4
H28	63.9	10.6	11.5	86.1
H29	64.9	10.6	10.9	86.4
H30	65.7	10.5	11.0	87.2
H31	66.3	10.5	11.0	87.8
H32	67.0	10.3	11.1	88.4
H33	68.0	9.7	11.2	88.9
H34	68.9	9.3	11.2	89.4
H35	69.8	8.8	11.3	89.9
H36	70.5	8.5	11.4	90.4
H37	71.1	8.4	11.5	91.0
H38	71.5	8.2	11.6	91.3
H39	72.1	8.0	11.7	91.8
H40	73.0	7.4	11.7	92.1
H41	73.6	7.2	11.8	92.6
H42	74.3	6.6	12.0	92.9
H43	74.9	6.2	12.2	93.3
H44	75.7	5.7	12.4	93.8
H45	76.3	5.2	12.6	94.1
H46	76.6	5.2	12.8	94.6
H47	76.9	5.0	13.0	94.9

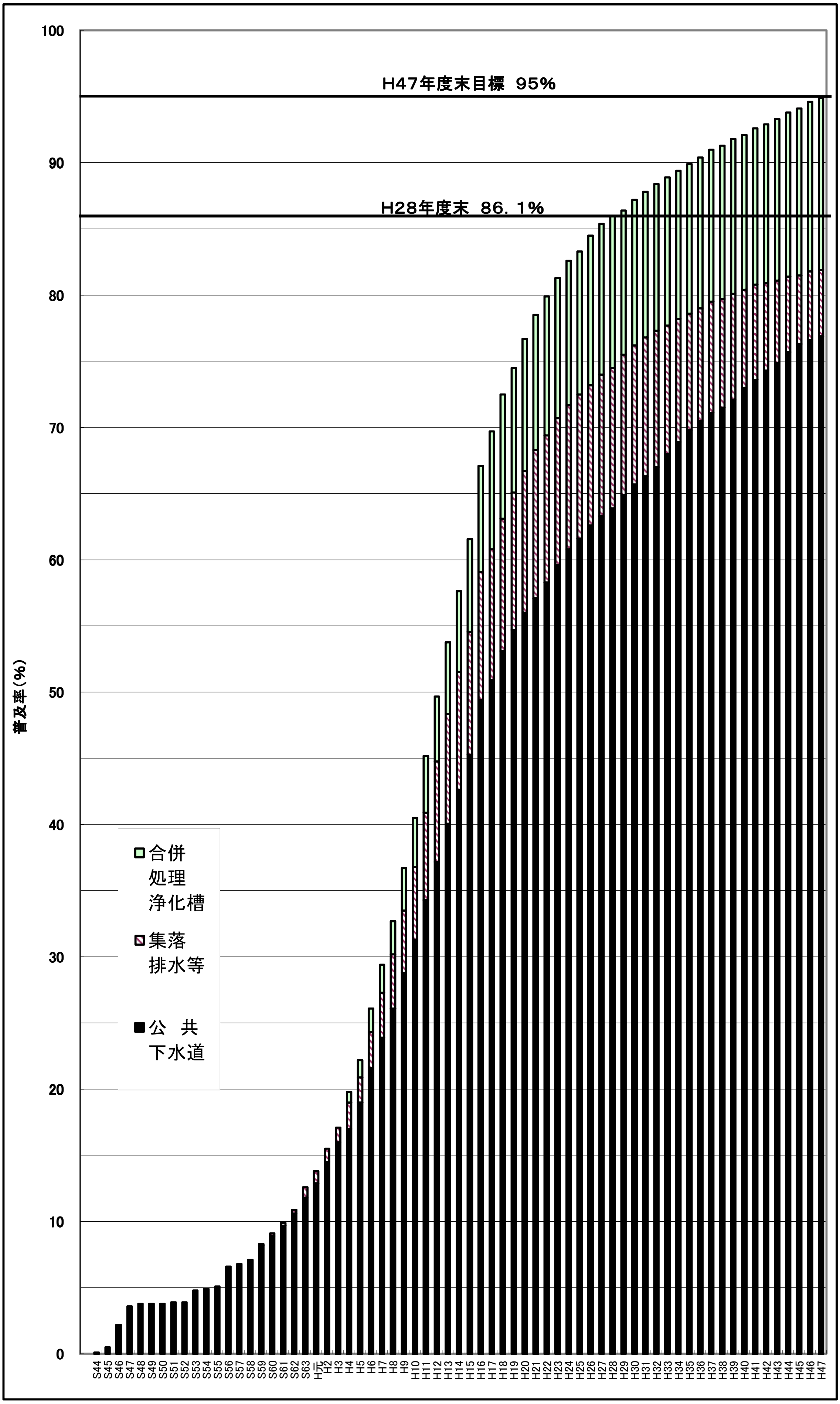

（注）１．普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
２．普及率は、Ｈ２８までは実績値、Ｈ２９以降は整備構想における計画値を記載している。

⑤ 平成28年度末　市町村別汚水処理人口普及率・接続率（参考）

H29.3.31 現在

No.	市町村名	公共下水道 処理人口（人）	公共下水道 普及率（%）	公共下水道 接続 人口（人）	公共下水道 接続 率（%）	公共下水道 普及率順位	公共下水道 水洗化率順位	農業集落排水 処理人口（人）	農業集落排水 普及率（%）	農業集落排水 接続 人口（人）	農業集落排水 接続 率（%）	農業集落排水 普及率順位	農業集落排水 水洗化率順位	漁・林・簡易・小規模 処理人口（人）	漁・林・簡易・小規模 普及率（%）	漁・林・簡易・小規模 接続 人口（人）	漁・林・簡易・小規模 接続 率（%）	集合処理施設 小計 処理人口（人）	集合処理施設 小計 接続 人口（人）	集合処理施設 小計 接続 率（%）	合併処理浄化槽 処理人口（人）	合併処理浄化槽 普及率（%）	生活排水処理施設合計 処理人口（人）	生活排水処理施設合計 普及率（%）	生活排水処理施設合計 接続 人口（人）	生活排水処理施設合計 接続 率（%）	住民基本台帳人口(人)（H28.3.31）	普及率順位	接続率順位
1	秋田市	291,654	93.0	259,673	89.0	5	6	9,527	3.0	9,074	95.2	17	3	0	−	0	−	301,181	268,747	89.2	7,036	2.2	308,217	98.3	275,783	89.5	313,444	4	8
2	能代市	25,626	46.7	23,215	90.6	16	4	234	0.4	234	100.0	19	1	0	−	0	−	25,860	23,449	90.7	12,935	23.6	38,795	70.7	36,384	93.8	54,887	24	5
3	横手市	45,141	48.8	31,809	70.5	15	16	7,804	8.4	6,082	77.9	12	10	70	0.1	69	98.6	53,015	37,960	71.6	17,245	18.7	70,260	76.0	55,205	78.6	92,422	20	16
4	大館市	38,813	52.4	31,167	80.3	13	11	7,934	10.7	6,593	83.1	11	8	0	−	0	−	46,747	37,760	80.8	12,701	17.1	59,448	80.2	50,461	84.9	74,095	17	13
5	男鹿市	19,654	68.3	14,643	74.5	10	13	1,322	4.6	1,054	79.7	16	9	447	1.6	390	87.2	21,423	16,087	75.1	1,176	4.1	22,599	78.5	17,263	76.4	28,777	19	21
6	湯沢市	19,338	41.3	12,963	67.0	19	19	3,913	8.4	2,360	60.3	12	18	0	−	0	−	23,251	15,323	65.9	10,492	22.4	33,743	72.1	25,815	76.5	46,794	22	20
7	鹿角市	14,236	44.6	8,362	58.7	17	22	1,821	5.7	1,199	65.8	15	16	0	−	0	−	16,057	9,561	59.5	3,721	11.7	19,778	62.0	13,282	67.2	31,922	25	23
8	由利本荘市	34,399	43.5	29,642	86.2	18	8	23,051	29.1	17,667	76.6	2	11	1,672	2.1	1,440	86.1	59,122	48,749	82.5	10,265	13.0	69,387	87.7	59,014	85.1	79,138	11	12
9	潟上市	31,456	94.4	26,831	85.3	4	10	943	2.8	720	76.4	18	12	0	−	0	−	32,399	27,551	85.0	305	0.9	32,704	98.2	27,856	85.2	33,309	5	11
10	大仙市	33,835	40.5	24,516	72.5	22	15	19,580	23.4	13,501	69.0	4	15	0	−	0	−	53,415	38,017	71.2	14,463	17.3	67,878	81.2	52,480	77.3	83,578	15	18
11	北秋田市	16,974	51.0	11,327	66.7	14	20	6,098	18.3	5,493	90.1	6	7	0	−	0	−	23,072	16,820	72.9	4,140	12.4	27,212	81.8	20,960	77.0	33,265	14	19
12	にかほ市	16,247	64.0	14,406	88.7	11	7	7,069	27.8	6,454	91.3	3	5	110	0.4	99	90.0	23,426	20,959	89.5	1,393	5.5	24,819	97.8	22,352	90.1	25,385	6	7
13	仙北市	10,194	37.3	7,018	68.8	23	18	4,493	16.4	3,267	72.7	8	14	150	0.5	89	59.3	14,837	10,374	69.9	5,549	20.3	20,386	74.6	15,923	78.1	27,338	21	17
14	小坂町	3,382	63.5	2,504	74.0	12	14	0	−	0	−	20	20	0	−	0	−	3,382	2,504	74.0	830	15.6	4,212	79.1	3,334	79.2	5,328	18	15
15	上小阿仁村	997	41.1	980	98.3	20	2	1,081	44.6	1,078	99.7	1	2	0	−	0	−	2,078	2,058	99.0	272	11.2	2,350	97.0	2,330	99.1	2,423	8	3
16	藤里町	2,583	74.9	2,219	85.9	7	9	222	6.4	202	91.0	14	6	0	−	0	−	2,805	2,421	86.3	459	13.3	3,264	94.7	2,880	88.2	3,448	9	9
17	三種町	12,054	69.9	8,353	69.3	8	17	2,501	14.5	1,579	63.1	10	17	0	−	0	−	14,555	9,932	68.2	1,506	8.7	16,061	93.1	11,438	71.2	17,253	10	22
18	八峰町	5,164	69.2	3,435	66.5	9	21	1,247	16.7	676	54.2	7	19	745	10.0	477	64.0	7,156	4,588	64.1	103	1.4	7,259	97.2	4,691	64.6	7,466	7	25
19	五城目町	7,387	76.0	5,728	77.5	6	12	0	−	0	−	20	20	0	−	0	−	7,387	5,728	77.5	820	8.4	8,207	84.4	6,548	79.8	9,719	12	14
20	八郎潟町	5,990	98.6	5,417	90.4	2	5	0	−	0	−	20	20	0	−	0	−	5,990	5,417	90.4	19	0.3	6,009	98.9	5,436	90.5	6,073	3	6
21	井川町	4,752	96.6	4,488	94.4	3	3	0	−	0	−	20	20	0	−	0	−	4,752	4,488	94.4	155	3.2	4,907	99.7	4,643	94.6	4,920	2	4
22	大潟村	3,144	100.0	3,144	100.0	1	1	0	−	0	−	20	20	0	−	0	−	3,144	3,144	100.0	0	−	3,144	100.0	3,144	100.0	3,144	1	1
23	美郷町	4,227	21.0	2,333	55.2	24	23	4,082	20.3	3,874	94.9	5	4	0	−	0	−	8,309	6,207	74.7	7,915	39.3	16,224	80.5	14,122	87.0	20,153	16	10
24	羽後町	6,330	40.7	3,357	53.0	21	24	2,498	16.1	1,825	73.1	9	13	0	−	0	−	8,828	5,182	58.7	2,252	14.5	11,080	71.3	7,434	67.1	15,549	23	24
25	東成瀬村	0	−	0	−	25	25	0	−	0	−	20	20	0	−	0	−	0	0	−	2,195	83.7	2,195	83.7	2,195	100.0	2,623	13	1
	県　合計	653,577	63.9	537,530	82.2			105,420	10.3	82,932	78.7			3,194	0.3	2,564	80.3	762,191	623,026	81.7	117,947	11.5	880,138	86.1	740,973	84.2	1,022,453		

※接続人口には生活雑排水（トイレ以外の台所、風呂、洗濯等の排水）のみを接続しているケースを含む。

（２）秋田県の下水道

1）下水道のあゆみ

H29.3.31

年度	公共下水道着手都市 単独		流域関連		流域下水道着手	処理開始都市		処理開始処理場		普及率(%) 県	全国
昭 7	◇秋田市（八橋）	1									
24	能代市	1									
44	▲大潟村	1				大潟村（単独）	1	大潟(H6廃止)	0	0	14
45						秋田市（単独）	1	八橋	1	1	16
50			昭和町	1	臨　海					4	23
51			◇秋田市	1						4	24
52										4	26
53			男鹿市，天王町	2						5	27
54	田沢湖町	1								5	28
55										5	30
56	本荘市，○小坂町（十和田湖）	2	大曲市	1	大　曲					7	31
57			飯田川町	1	横　手	秋田市（流関）	1	秋田臨海（県流域）	1	7	32
58			横手市	1						7	33
59						能代市	1	能代	1	8	34
60	岩城町	1								9	36
61			八郎潟町	1	大　館	昭和町，天王町，田沢湖町	3	田沢湖	1	10	37
62	◇秋田（金足）	1	大館市，角館町，井川町，中仙町	4						11	39
63	◇秋田（羽川），由利町，西目町	3	○鹿角市，雄和町，若美町，琴丘町	4	鹿　角	大曲市，飯田川町	2	大曲（県流域）	1	12	40
平成元	◇秋田（太平山）	1	比内町，五城目町，河辺町 平鹿町，十文字町 増田町，雄物川町	7		横手市，男鹿市	2	羽川（秋田） 横手（県流域）	2	13	42
2	森吉町	1	田代町，山本町，大雄村	3		八郎潟町，井川町	2	金足（秋田）	1	15	44
3	湯沢市，鷹巣町	2	六郷町	1		本荘市，中仙町 小坂町（十和田湖）	3	仁別（秋田），本荘 十和田湖	3	16	45
4	仁賀保組合（仁賀保町 金浦町，象潟町）	3	仙北町	1		大館市，琴丘町，若美町 雄和町，岩城町	5	道川（岩城） 大館（県流域）	2	17	47
5	◎西仙北町（刈和野） 協和町	2	八竜町，▲大潟村	2		五城目町，河辺町，平鹿町	3			19	49
6	矢島町，大内町 ◎西仙北町（強首）	3				比内町，大潟村（流関） 角館町，大雄村	3			22	51
7	八森町	1	○小坂町	1		鹿角市（流関），田代町 山本町，由利町，西目町	5	前郷（由利），西目 鹿角（県流域）	3	24	54
8	山内村，羽後町	2				湯沢市，八竜町 仙北町，十文字町	4	湯沢	1	26	55
9	上小阿仁村，峰浜村	2				森吉町，協和町，雄物川町	3	米内沢（森吉），協和	2	29	56
10	合川町，阿仁町，藤里町 ◎皆瀬村（小安）	4				小坂町（流関），鷹巣町 仁賀保町，金浦町，象潟町 西仙北町，六郷町，増田町	7	刈和野，強首（西仙北） 鷹巣 笹森（仁賀保組合）	4	31	58
11										34	60
12						大内町，矢島町，山内村	3	岩谷（大内），矢島 山内	3	37	62
13			神岡町	1		上小阿仁村，八森町，皆瀬村	3	沖田面（上小阿仁） 八森，小安（皆瀬）	3	40	64
14	◎皆瀬村（皆瀬）	1				藤里町，阿仁町	2	藤里，阿仁	2	43	65
15	稲川町	1				峰浜村，羽後町	2	沢目（峰浜），西馬音内（羽後）	2	45	66
16	雄勝町	1								49	68
17	大仙市（旧南外）、○鹿角市（湯瀬）	2				北秋田市（旧合川町）	1	合川（旧合川），皆瀬（旧皆瀬）	2	51	69
18						大仙市（神岡町）、湯沢市（旧稲川町）	2	稲川（旧稲川）	1	53	71
19										55	72
20						湯沢市（旧雄勝町）	1	院内（旧雄勝）	1	56	73
21						大仙市（旧南外村）、鹿角市	2	南外（旧南外），湯瀬（鹿角）	2	57	74
22										58	75
23										60	76
24										61	76
25										62	77
26										63	78
27										63	78
28										64	78
計	31市町村		32市町村		5処理区	60市町村 未供用：なし		39処理区（内、県施設6, 市町村施設33）			

注）本表はＨ16.4.1現在の市町村数で構成されている（9市50町10村 計69市町村）

○市町村合併（H16.11-H18.4）による市町村変遷
- H16.11 美郷町：六郷町,千畑町,仙南村（３町）
- H17.1 秋田市：秋田市,雄和町,河辺町（１市２町）
- H17.3 男鹿市：男鹿市,若美町（１市１町）
- H17.3 湯沢市：湯沢市,稲川町,雄勝町,皆瀬村（１市２町１村）
- H17.3 大仙市：大曲市,神岡町,西仙北町,中仙町,協和町,南外村,仙北町,太田町（１市６町１村）
- H17.3 由利本荘市：本荘市,岩城町,由利町,西目町,大内町,東由利町,矢島町,鳥海町（１市７町）
- H17.3 北秋田市：鷹巣町,森吉町,合川町,阿仁町（４町）
- H17.3 潟上市：天王町,飯田川町,昭和町（３町）
- H17.6 大館市：大館市·比内町·田代町（１市２町）
- H17.9 仙北市：角館町·田沢湖町·西木村（２町１村）
- H17.10 にかほ市：仁賀保町·金浦町,象潟町（３町）
- H17.10 横手市：横手市,増田町·平鹿町·雄物川町·大森町·十文字町·山内村·大雄村（１市５町２村）
- H18.3 能代市：能代市·二ツ井町（１市１町）
- H18.3 三種町：琴丘町·山本町·八竜町（３町）

市町村合併前（H16.4.1現在）
県全体69市町村中
下水道計画有り　60市町村

↓

市町村合併後（H18.4.1現在）
県全体25市町村中
下水道計画有り　※24市町村

24市町村全部が着手・供用済

備考

◇印市町村　：　複数処理区の単独に加え、流関も実施
・対象市町村：秋田市

◎印市町村　：　複数処理区の単独を実施
・対象市町村：西仙北町、皆瀬村

○印市町村　：　単独に加え、流関も実施
・対象市町村：鹿角市・小坂町（ただし、十和田湖は県事業）

▲大潟村　：　Ｈ６年に単独から流域関連に変更

※下水道計画がない市町村：二ツ井町、東由利町、鳥海町、西木村、太田町、千畑町、仙南村、大森町、東成瀬村（9町村）

2）　流域下水道の状況

①流域下水道事業の実施状況

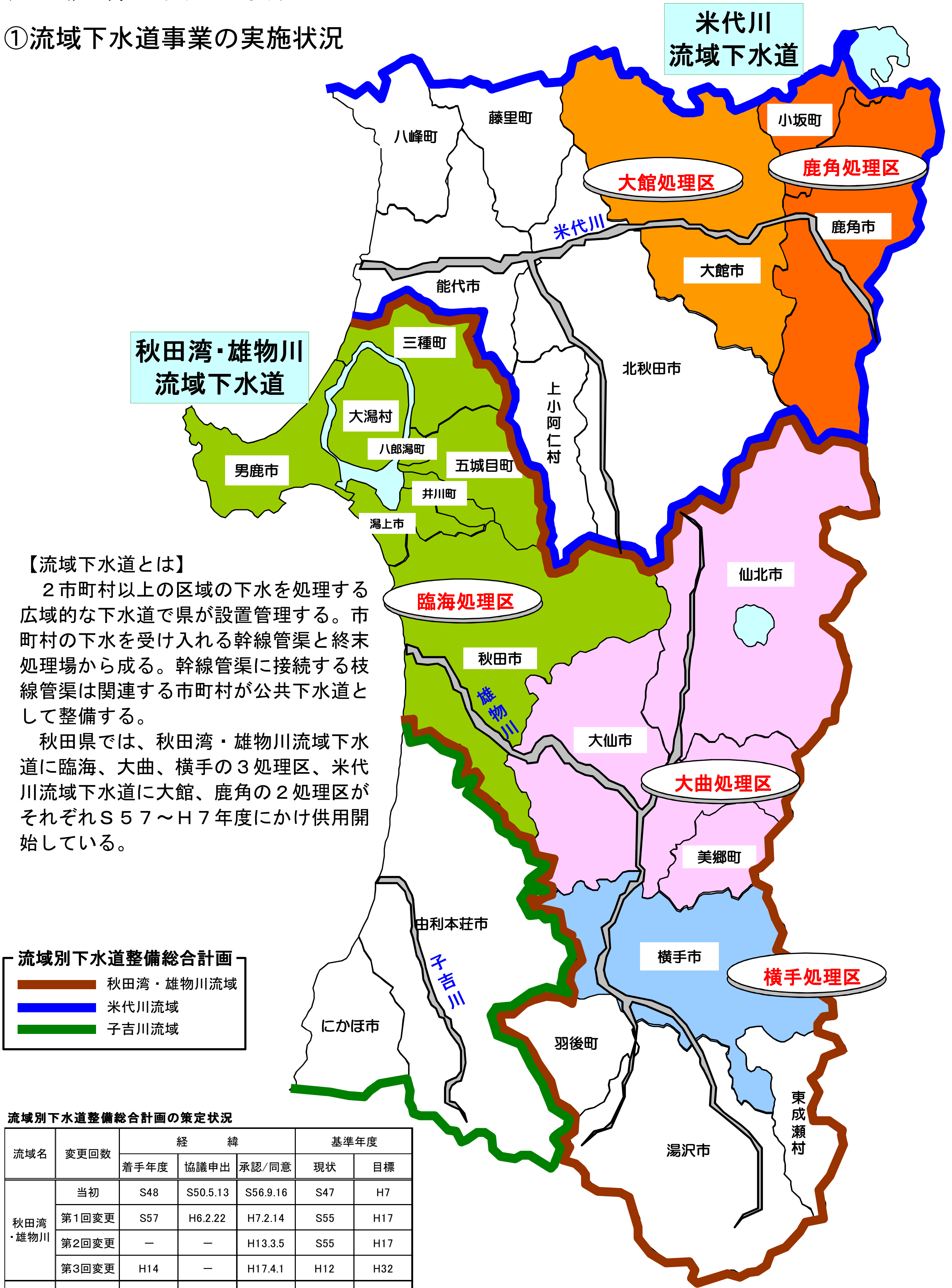

【流域下水道とは】
　２市町村以上の区域の下水を処理する広域的な下水道で県が設置管理する。市町村の下水を受け入れる幹線管渠と終末処理場から成る。幹線管渠に接続する枝線管渠は関連する市町村が公共下水道として整備する。
　秋田県では、秋田湾・雄物川流域下水道に臨海、大曲、横手の３処理区、米代川流域下水道に大館、鹿角の２処理区がそれぞれＳ５７～Ｈ７年度にかけ供用開始している。

流域別下水道整備総合計画の策定状況

流域名	変更回数	経緯			基準年度	
		着手年度	協議申出	承認/同意	現状	目標
秋田湾・雄物川	当初	S48	S50.5.13	S56.9.16	S47	H7
	第1回変更	S57	H6.2.22	H7.2.14	S55	H17
	第2回変更	―	―	H13.3.5	S55	H17
	第3回変更	H14	―	H17.4.1	H12	H32
米代川	当初	S49	S57.10.18	S59.9.18	S47	H7
	第1回変更	H7	H15.8.27	H17.1.5	H5	H27
	第2回変更	H25	H27.5.12	H28.3.31	H22	H52
子吉川	当初	S50	S61.3.26	S63.5.30	S49	H7
	第1回変更	H1	H9.12.18	H11.2.26	S63	H22

※子吉川流総は、市町村合併により、由利本荘市が1市となったことから更新不要。

②　流域下水道事業の概要(H28末)

流域下水道名		秋田湾・雄物川流域下水道			秋田湾・雄物川計	米代川流域下水道		米代川計	秋田県計
処理区名		臨海	大曲	横手		大館	鹿角		
下水道事業計画届出年月日	当初	昭和51年2月26日	昭和57年3月18日	昭和58年2月23日		昭和61年12月22日	昭和63年12月8日		
	最終(最新)	平成28年5月20日	平成24年10月1日	平成25年1月29日		平成28年11月4日	平成28年5月20日		
下水道事業年次	着手(～H28経年)	昭和50年(42)	昭和56年(36)	昭和57年(35)		昭和61年(31)	昭和63年(29)		
	事業計画期間	平成３２年	平成３０年	平成３０年		平成３２年	平成３２年		
都市計画決定年月日	当初	昭和50年10月25日	昭和56年8月29日	昭和57年11月20日		昭和61年9月26日	昭和63年7月12日		
	最終(最新)	平成26年7月1日	平成24年11月20日	平成22年7月23日		平成25年8月6日	平成10年3月6日		
都市計画事業年次	着手	昭和51年2月26日	昭和57年1月22日	昭和58年3月17日		昭和62年2月6日	昭和63年12月8日		
	事業施行期間	平成33年3月31日	平成31年3月31日	平成31年3月31日		平成33年3月31日	平成33年3月31日		
処理開始年月		昭和57年4月1日	昭和63年4月1日	平成元年４月１日		平成4年4月1日	平成7年4月1日		
流域関連市町村		３市４町１村	２市１町	１市	６市５町１村	１市	１市１町	２市１町	８市６町１村
うち供用開始済み		３市４町１村	２市１町	１市	６市５町１村	１市	１市１町	２市１町	８市６町１村
全体計画処理面積	ha	13,323	2,734	2,642	18,699	2,327	1,128	3,455	22,154
整備済面積	ha	9,218	1,608	1,814	12,640	1,420	660	2,080	14,720
整備率	%	69	59	69	68	61	59	60	66
全体計画処理人口	千人	357.7	46.3	46.6	450.6	37.7	13.5	51.2	501.8
整備済人口	千人	331.5	38.0	43.6	413.1	38.8	17.3	56.1	469.2
整備率	%	93	82	94	92	103	128	110	94
計画区域内人口	千人	343.2	42.2	50.6	436.0	54.7	21.4	76.1	512.1
処理区域内人口	千人	331.5	38.0	43.6	413.1	38.8	17.3	56.1	469.2
整備率	%	97	90	86	95	71	81	74	92
全体計画処理能力（日最大）	千m3/日	195.0	23.2	25.8	244.0	20.0	8.2	28.2	272.2
事業計画処理能力	千m3/日	200.0	21.6	24.6	246.2	18.0	8.2	26.2	272.4
現在処理能力	千m3/日	120.0	16.2	24.6	160.8	12.0	8.2	20.2	181.0
整備率	%	62	70	95	66	60	100	72	66
全体計画処理水量（日平均）	千m3/日	146.8	17.0	19.8	183.6	16.2	6.0	22.2	205.8
実流入水量	千m3/日	83.0	8.9	11.3	103.2	8.2	3.4	11.6	114.8
整備率	%	57	52	57	56	51	57	52	56
幹線管渠延長	km	127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備済み延長	km	127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備率	%	100	100	100	100	100	100	100	100
複線（２条管）区間延長	km	54.8	6.4	12.0	73.2	11.1	2.9	14.0	87.2
整備済み延長	km	35.1	5.7	5.8	46.6	5.2	1.5	6.7	53.3
整備率	%	64	89	48	64	47	52	48	61
管渠（全体延長）整備率	%	89	99	89	91	85	95	89	90
中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場数(MP含まず)	箇所	15	2	5	22	4	1	5	27
稼働中施設数	箇所	14	2	5	21	4	1	5	26
うち暫定施設数	箇所	1	0	0	1	0	0	0	1

3）公共下水道の状況

① 公共下水道事業の実施状況　（Ｈ２８年度）

【Ｈ２８年度公共下水道事業実施状況】
県内市町村数　13市９町３村 計25市町村
うち下水道計画有り 24市町村（除く 東成瀬村）
Ｈ28事業実施市町村 19市町村（休止 仙北市、上小阿仁村、八郎潟町、井川町、美郷町）
Ｈ28総事業費 Ｃ＝7,124 百万円

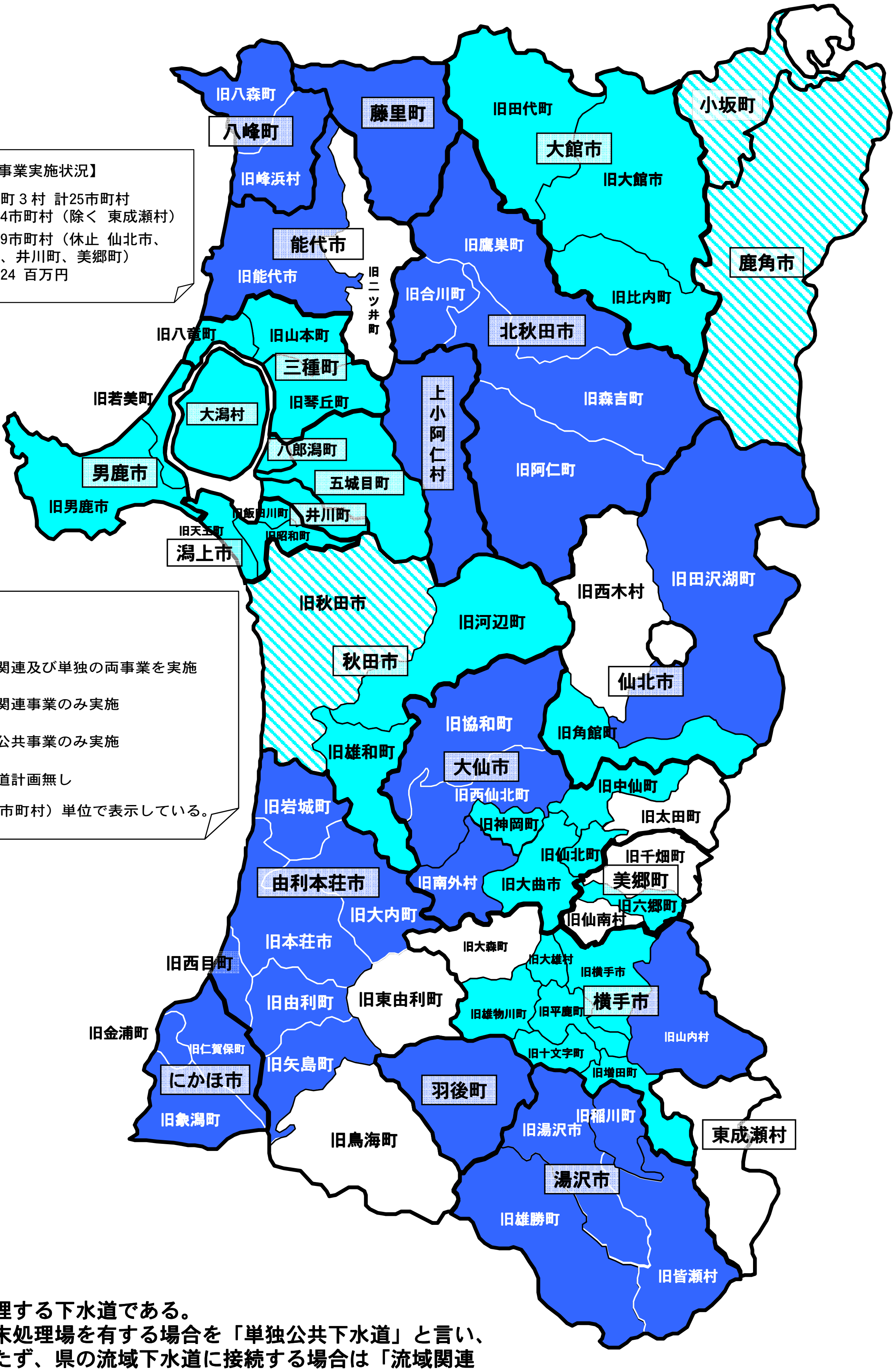

着色凡例

- 流域関連及び単独の両事業を実施
- 流域関連事業のみ実施
- 単独公共事業のみ実施
- 下水道計画無し

※旧市町村（６９市町村）単位で表示している。

【公共下水道とは】
市町村が設置管理する下水道である。
市町村自らが終末処理場を有する場合を「単独公共下水道」と言い、終末処理場を持たず、県の流域下水道に接続する場合は「流域関連公共下水道」と言う。

②　平成28年度末　下水道処理人口普及率

（平成29年 3月31日現在　25市町村）

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	H28末普及率	着手年度	供用年度
1	大潟村	3,144	3,144	100.0%	S44	S44.5
2	八郎潟町	6,073	5,990	98.6%	S61	H2.10
3	井川町	4,920	4,752	96.6%	S62	H2.4
4	潟上市	33,309	31,456	94.4%	S50	S61.4
5	秋田市	313,444	291,654	93.0%	S7	S45.4
6	五城目町	9,719	7,387	76.0%	H1	H5.10
7	藤里町	3,448	2,583	74.9%	H10	H15.3
8	三種町	17,253	12,054	69.9%	S63	H4.5
9	八峰町	7,466	5,164	69.2%	H7	H14.3
10	男鹿市	28,777	19,654	68.3%	S53	H1.4
11	にかほ市	25,385	16,247	64.0%	H4	H10.4
12	小坂町	5,328	3,382	63.5%	S56	H3.4
13	大館市	74,095	38,813	52.4%	S62	H4.4
14	北秋田市	33,265	16,974	51.0%	H2	H9.4
15	横手市	92,422	45,141	48.8%	S58	H1.4
16	能代市	54,887	25,626	46.7%	S24	S59.10
17	鹿角市	31,922	14,236	44.6%	S63	H7.4
18	由利本荘市	79,138	34,399	43.5%	S56	H3.4
19	湯沢市	46,794	19,338	41.3%	H3	H8.4
20	上小阿仁村	2,423	997	41.1%	H9	H13.8
21	羽後町	15,549	6,330	40.7%	H8	H16.3
22	大仙市	83,578	33,835	40.5%	S56	S63.4
23	仙北市	27,338	10,194	37.3%	S54	S61.6
24	美郷町	20,153	4,227	21.0%	H3	H10.4
25	東成瀬村	2,623				
	秋田県計	1,022,453	653,577	63.9%		

$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

普及率グラフ

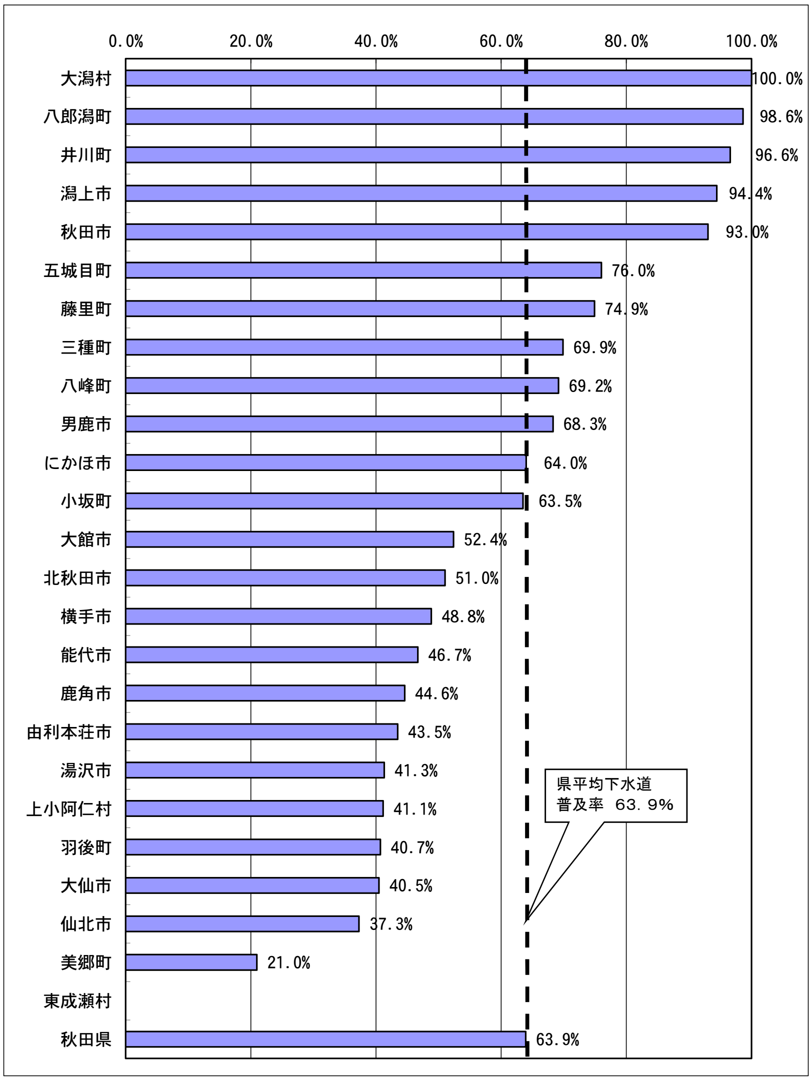

地域振興局別　下水道処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	H28末普及率
鹿角	37,250	17,618	47.3%
北秋田	109,783	56,784	51.7%
山本	83,054	45,427	54.7%
秋田	399,386	364,037	91.1%
由利	104,523	50,646	48.5%
仙北	131,069	48,256	36.8%
平鹿	92,422	45,141	48.8%
雄勝	64,966	25,668	39.5%
県計	1,022,453	653,577	63.9%

地域振興局別　普及率グラフ

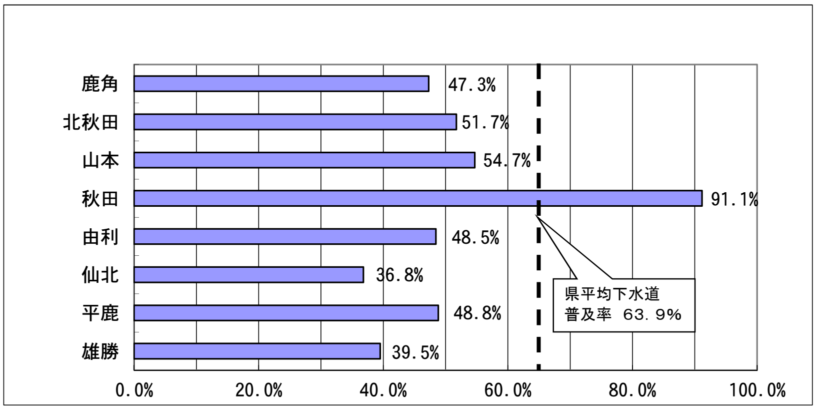

③　平成28年度末　下水道整備率

（平成29年 3月31日現在　25市町村）

順位	市町村名	住民基本台帳人口	計画区域内人口	処理区域内人口	整備率	着手年度	供用年度
1	大潟村	3,144	3,144	3,144	100.0%	S44	S44.5
2	井川町	4,920	4,752	4,752	100.0%	S62	H2.4
3	藤里町	3,448	2,583	2,583	100.0%	H10	H15.3
4	三種町	17,253	12,054	12,054	100.0%	S63	H4.5
5	八峰町	7,466	5,164	5,164	100.0%	H7	H14.3
6	上小阿仁村	2,423	997	997	100.0%	H9	H13.8
7	美郷町	20,153	4,227	4,227	100.0%	H3	H10.4
8	八郎潟町	6,073	6,034	5,990	99.3%	S61	H2.10
9	潟上市	33,309	31,801	31,456	98.9%	S50	S61.4
10	秋田市	313,444	300,864	291,654	96.9%	S7	S45.4
11	五城目町	9,719	7,771	7,387	95.1%	H1	H5.10
12	にかほ市	25,385	17,413	16,247	93.3%	S53	H1.4
13	羽後町	15,549	6,850	6,330	92.4%	H8	H16.3
14	男鹿市	28,777	21,275	19,654	92.4%	H4	H10.4
15	仙北市	27,338	11,098	10,194	91.9%	S56	S63.4
16	大仙市	83,578	37,320	33,835	90.7%	S54	S61.6
17	北秋田市	33,265	19,276	16,974	88.1%	H2	H9.4
18	横手市	92,422	52,208	45,141	86.5%	S58	H1.4
19	鹿角市	31,922	17,445	14,236	81.6%	S63	H7.4
19	湯沢市	46,794	24,148	19,338	80.1%	S56	H3.4
20	小坂町	5,328	4,312	3,382	78.4%	S56	H3.4
21	大館市	74,095	54,695	38,813	71.0%	S24	S59.10
22	由利本荘市	79,138	49,613	34,399	69.3%	H3	H8.4
24	能代市	54,887	37,811	25,626	67.8%	S62	H4.4
25	東成瀬村	2,623					
	秋田県計	1,022,453	732,855	653,577	89.2%		

整備率グラフ

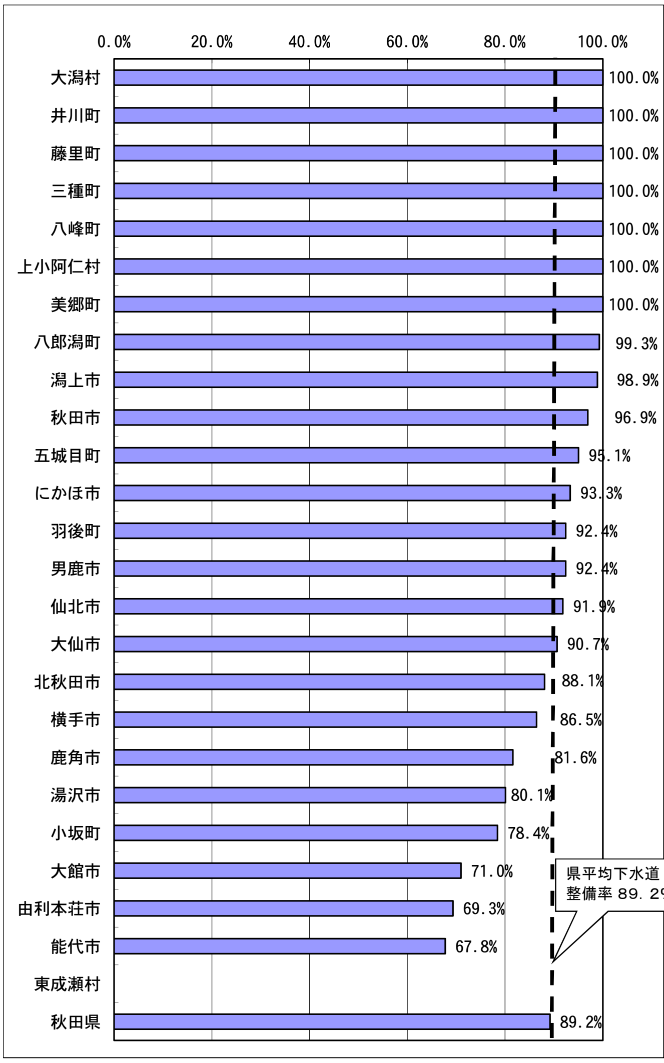

$$\text{整備率}＝\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}}\times１００％$$

地域振興局別　下水道整備率

振興局名	計画区域人口	処理区域内人口	H28末整備率
鹿角	21,757	17,618	81.0%
北秋田	74,968	56,784	75.7%
山本	57,612	45,427	78.8%
秋田	375,641	364,037	96.9%
由利	67,026	50,646	75.6%
仙北	52,645	48,256	91.7%
平鹿	52,208	45,141	86.5%
雄勝	30,998	25,668	82.8%
県計	732,855	653,577	89.2%

地域振興局別　整備率グラフ

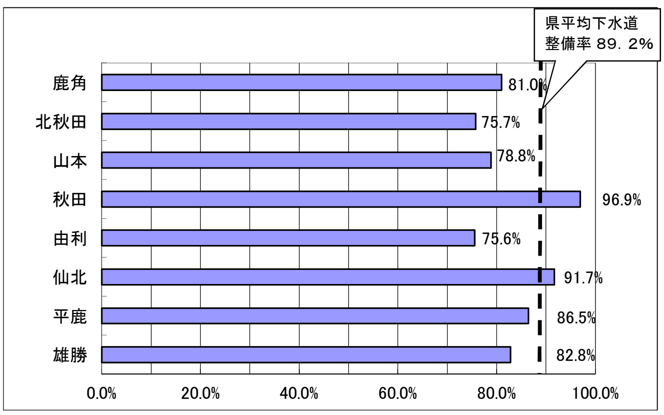

④　平成28年度末　下水道接続率

（平成29年 3月31日現在　25市町村）

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続済人口	接続率	供用年度
1	大潟村	3,144	3,144	3,144	100.0%	S44.5
2	上小阿仁村	2,423	997	980	98.3%	H13.8
3	井川町	4,920	4,752	4,488	94.4%	H2.4
4	能代市	54,887	25,626	23,215	90.6%	S59.10
5	八郎潟町	6,073	5,990	5,417	90.4%	H2.10
6	秋田市	313,444	291,654	259,673	89.0%	S45.4
7	にかほ市	25,385	16,247	14,406	88.7%	H10.4
8	由利本荘市	79,138	34,399	29,642	86.2%	H3.4
9	藤里町	3,448	2,583	2,219	85.9%	H15.3
10	潟上市	33,309	31,456	26,831	85.3%	S61.4
11	大館市	74,095	38,813	31,167	80.3%	H4.4
12	五城目町	9,719	7,387	5,728	77.5%	H5.10
13	男鹿市	28,777	19,654	14,643	74.5%	H1.4
14	小坂町	5,328	3,382	2,504	74.0%	H3.4
15	大仙市	83,578	33,835	24,516	72.5%	S63.4
16	横手市	92,422	45,141	31,809	70.5%	H1.4
17	三種町	17,253	12,054	8,353	69.3%	H4.5
18	仙北市	27,338	10,194	7,018	68.8%	S61.6
19	湯沢市	46,794	19,338	12,963	67.0%	H8.4
20	北秋田市	33,265	16,974	11,327	66.7%	H9.4
21	八峰町	7,466	5,164	3,435	66.5%	H14.3
22	鹿角市	31,922	14,236	8,362	58.7%	H7.4
23	美郷町	20,153	4,227	2,333	55.2%	H10.4
24	羽後町	15,549	6,330	3,357	53.0%	H16.3
25	東成瀬村	2,623				
	秋田県計	1,022,453	653,577	537,530	82.2%	

接続率グラフ

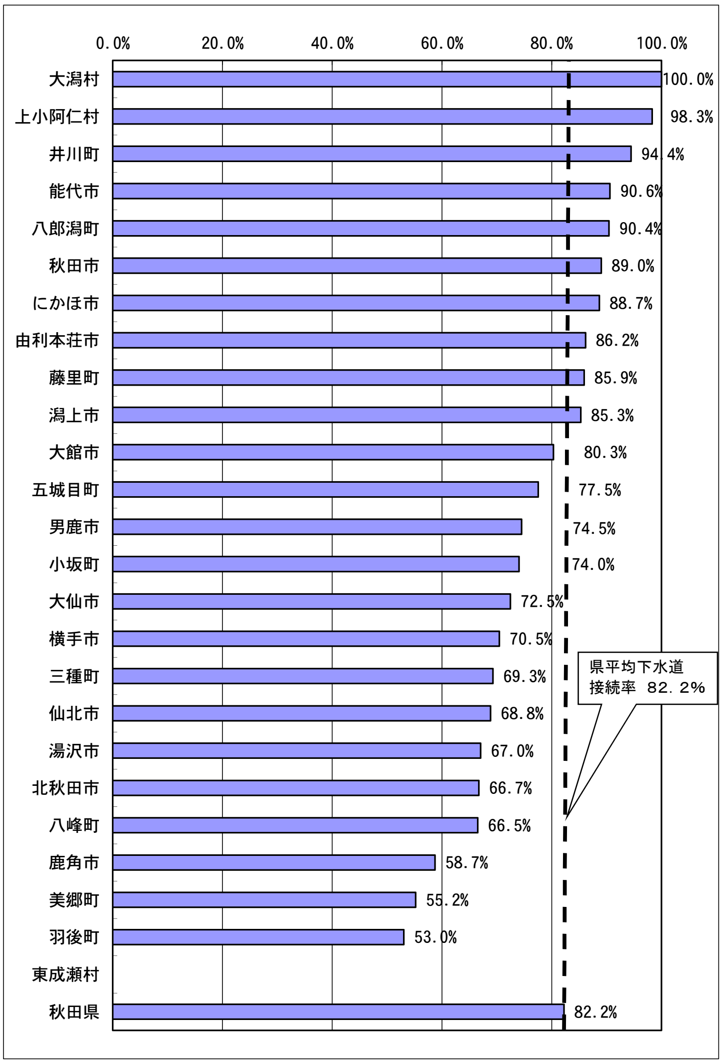

$$\text{接続率} = \frac{\text{処理区域内人口の内、接続済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100\%$$

地域振興局別　下水道接続率

振興局名	処理区域内人口	接続済人口	H28末接続率
鹿角	17,618	10,866	61.7%
北秋田	56,784	43,474	76.6%
山本	45,427	37,222	81.9%
秋田	364,037	319,924	87.9%
由利	50,646	44,048	87.0%
仙北	48,256	33,867	70.2%
平鹿	45,141	31,809	70.5%
雄勝	25,668	16,320	63.6%
県計	653,577	537,530	82.2%

地域振興局別　接続率グラフ

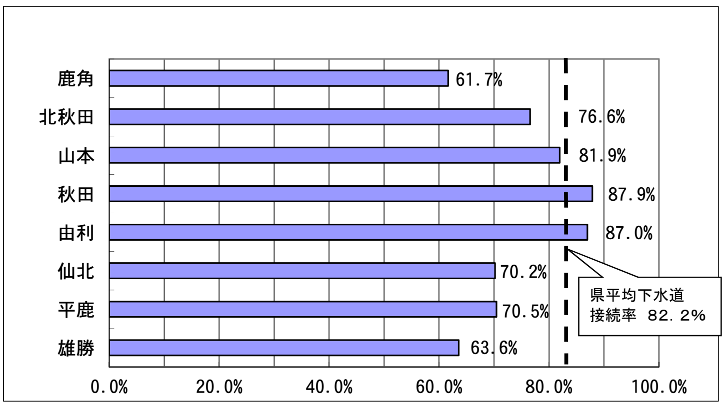

⑤　県代行・県費補助の実施状況

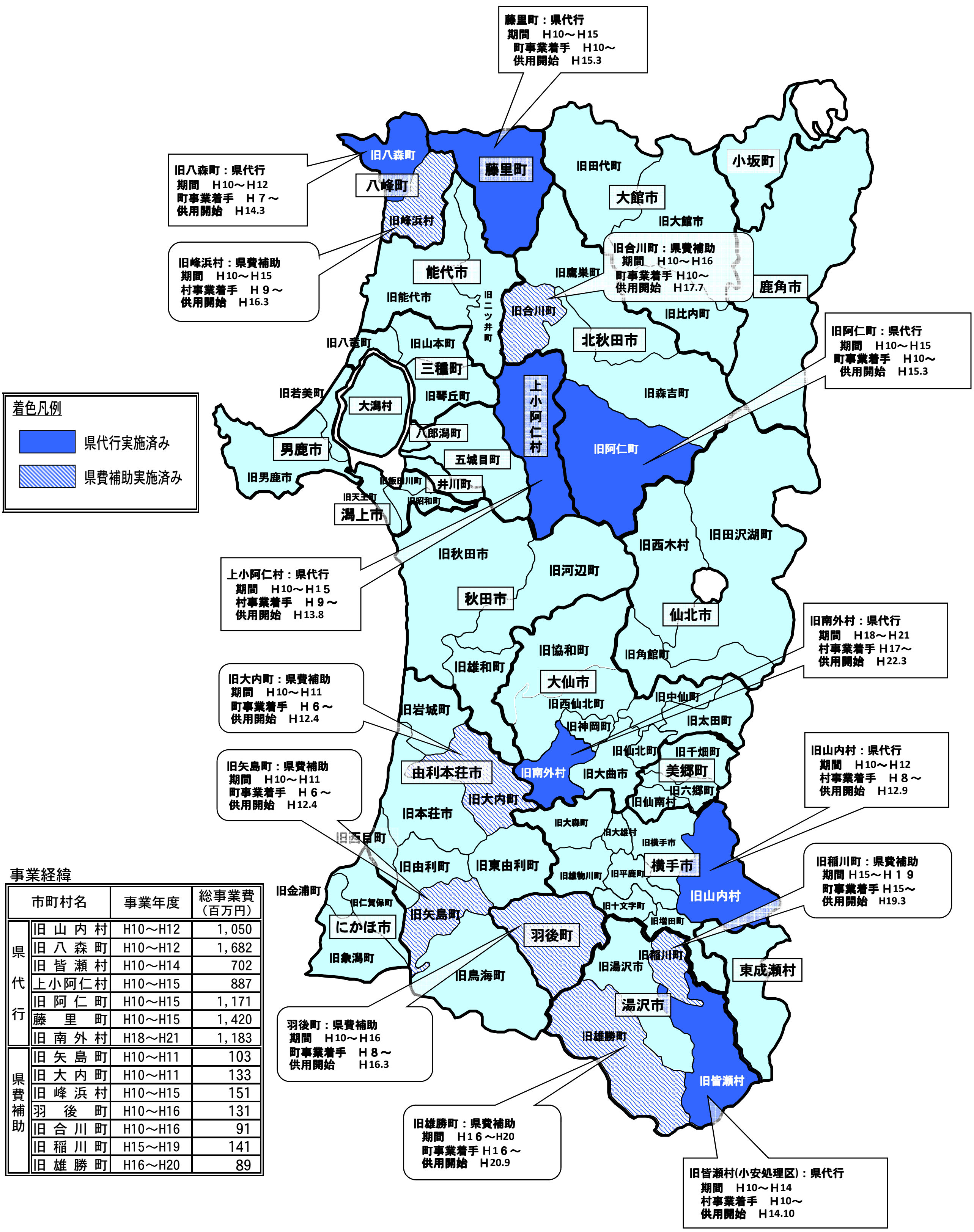

事業経緯

	市町村名	事業年度	総事業費（百万円）
県代行	旧山内村	H10～H12	1,050
	旧八森町	H10～H12	1,682
	旧皆瀬村	H10～H14	702
	上小阿仁村	H10～H15	887
	旧阿仁町	H10～H15	1,171
	藤里町	H10～H15	1,420
	旧南外村	H18～H21	1,183
県費補助	旧矢島町	H10～H11	103
	旧大内町	H10～H11	133
	旧峰浜村	H10～H15	151
	羽後町	H10～H16	131
	旧合川町	H10～H16	91
	旧稲川町	H15～H19	141
	旧雄勝町	H16～H20	89

○公共下水道県代行事業（県代行）とは

ある一定の条件を満たす過疎市町村に対し、県が市町村に代わり、下水道事業の一部（処理場、幹線管渠）を代行して整備する事業。
財政力及び技術力に乏しい過疎市町村の下水道整備を支援するため、平成10年度から事業化が図られ、現在まで７町村に対し実施しています。

○公共下水道県費補助事業（県費補助）とは

平成10年度時点で、未着手又は未供用の市町村に対し、県が供用開始までの各年度事業費に対し10％を補助する制度。ただし、県代行実施市町村は、事業対象外である。
下水道整備が立ち後れている市町村を支援するため、県代行事業と同様、平成10年度から事業化が図られ、現在まで７町村に対し実施しています。

⑥ 公共下水道事業の計画概要

公共下水道　整備量・整備率

平成29年3月31日現在

事業主体	処理区名	単独流関の別	旧市町村名	下水道法 事業計画年月日		完了年次		都市計画法		供用開始年月日	排除方式	全体計画			事業計画			平成28度末整備量		
				当初	最新	事業計画年次	全体計画年次	決定年月日※	事業認可年月日(最新)※			計画面積(ha) a	計画人口(人)	日最大計画汚水量(m^3/日)	計画面積(ha) b	計画人口(人)	日最大計画汚水量(m^3/日)	整備済み面積(ha) c	面積整備率(%) 全体 c/a	認可 c/b
秋田市	八橋	単独	秋田市	S7.5.18	H23.3.31	H28	H32	H25.2.25	H23.3.30	S45.4.1	合流	838.0	41,850	34,200	838.0	43,000	35,045	827.3	98.7	98.7
			秋田市	S51.4.1				H25.2.25	H26.3.28	S57.4.1										
	臨海	流関	河辺町	H1.7.7	H26.3.28	H28	H32	H25.2.25	H26.3.28	H5.4.1	分流	7,210.4	252,635	134,393	6,798.1	255,520	133,500	5,226.2	72.5	76.9
			雄和町	S63.10.12				H25.2.25	H26.3.28	H4.4.1										
	下浜南	単独	秋田市	H3.8.6	H23.3.31	H28	H28	H25.2.25	H23.3.25	H4.4.1	分流	49.5	715	257	49.5	715	257	42.2	85.3	85.3
	羽川	単独	秋田市	S63.8.16	S63.8.16	S63	S63	【特環】	【特環】	H1.4.1	分流	25.0	350	161	25.0	350	161	25.0	100.0	100.0
	太平山	単独	秋田市	H1.9.18	H15.3.25	H21	H21	【特環】	【特環】	H3.8.1	分流	97.0	870	2,300	97.0	870	2,300	44.9	46.3	46.3
	秋田市計											8,219.9	296,420	171,311	7,807.6	300,455	171,263	6,292.6	76.6	80.6
能代市	能代	単独	能代市	S24.4.7	H27.3.6	H32	H52	H27.1.16	H27.3.6	S59.10.1	分流式(一部合流)	1,763.1	28,000	18,449	927.5	25,380	16,540	808.4	45.9	87.2
横手市			横手市	S58.9.14						H1.4.1	分流									
			増田町	H1.9.8						H10.4.1	分流									
	横手	流関	平鹿町	H1.9.5	H25.3.25	H30	H32	H25.3.15	H25.3.18	H5.10.1	分流	2,642.0	46,600	25,740	2,078.4	38,320	21,051	1,814.5	68.7	87.3
			雄物川町	H1.9.6						H9.4.1	分流									
			十文字町	H1.10.13						H8.4.1	分流									
			大雄村	H2.7.19						H6.4.1	分流									
	相野々	単独	山内村	H8.7.26	H17.3.29	H22	H32	H25.3.15	H26.1.30	H12.9.1	分流	51.7	2,744	907	51.7	1,800	763	51.7	100.0	100.0
	横手市計											2,693.7	49,344.0	26,647	2,130.1	40,120.0	21,814	1,866.2	69.3	87.6
大館市			大館市	S62.11.9				H12.2.25	H25.6.11	H4.4.1										
	大館	流関	比内町	H1.7.4	H25.3.25	H30	H32	H17.6.8	H25.6.7	H6.4.1	分流	2,547.0	53,500	26,796	1,615.0	38,150	18,754	1,387.3	54.5	85.9
			田代町	H2.6.22				【特環】	【特環】	H7.4.1										
男鹿市	臨海	流関	男鹿市	S54.2.9	H28.9.8	H32	H37	H28.7.27	H28.9.21	H1.4.1	分流	1,364.6	19,000	8,595	948.0	20,460	9,083	822.4	60.3	86.8
			若美町	S63.7.12				【特環】	【特環】	H4.4.1	分流									
湯沢市	湯沢	単独	湯沢市	H3.7.17	H25.3.25	H30	H37	H9.12.8	H25.4.8	H8.4.1	分流	911.0	19,650	11,983	572.3	15,480	8,759	468.8	51.5	81.9
	大谷	単独	稲川町	H14.3.27	H14.3.27	H17	H17	【特環】	【特環】	H18.3.31	分流	1.3	75	35	1.3	75	35	1.3	100.0	100.0
	稲川	単独	稲川町	H15.4.11	H21.12.28	H27	H32	【特環】	【特環】	H19.3.31	分流	87.0	2,800	1,430	87.0	2,900	1,350	87.0	100.0	100.0
	院内	単独	雄勝町	H16.4.13	H23.3.31	H23	H32	【特環】	【特環】	H20.9.1	分流	46.0	1,150	483	46.0	1,600	363	43.4	94.3	94.3
	小安	単独	皆瀬村	H11.1.27	H15.3.25	H19	H19	【特環】	【特環】	H14.10.1	分流	26.9	2,630	600	26.9	2,630	600	26.9	100.0	100.0
	皆瀬	単独	皆瀬村	H14.3.27	H14.3.27	H17	H17	【特環】	【特環】	H18.3.31	分流	15.5	175	189	15.5	175	189	15.5	100.0	100.0
	湯沢市計											1,087.7	26,480	14,720	749.0	22,860	11,296	642.9	59.1	85.8
鹿角市	鹿角	流関	鹿角市	S63.11.28	H24.3.28	H28	H32	H24.2.1	H24.2.28	H7.4.1	分流	1,102.0	19,500	10,804	626.0	11,690	6,456	514.9	46.7	82.2
	湯瀬	単独	鹿角市	H17.4.12	H24.3.28	H28	H37			H22.4.1	分流	20.0	240	681	20.0	280	385	14.4	71.9	71.9
	鹿角市計											1,122.0	19,740	11,485	646.0	11,970	6,841	529.3	47.2	81.9
由利本荘市	本荘	単独	本荘市	S57.1.6	H25.3.25	H30	H37	H24.12.7	H25.3.21	H3.4.1	分流	1,114.6	32,600	17,625	643.2	21,570	11,023	421.9	37.9	65.6
	矢島	単独	矢島町	H6.12.5	H19.3.19	H22	H22	H24.12.7	H19.2.4	H12.4.1	分流	180.0	4,000	2,470	180.0	4,000	2,470	159.5	88.6	88.6
	道川	単独	岩城町	S60.11.26	H21.3.25	H25	H32	【特環】	【特環】	H4.4.1	分流	179.0	3,500	1,306	179.0	3,500	1,306	150.9	84.3	84.3
	前郷	単独	由利町	S63.12.18	H10.4.6	H17	H17	【特環】	【特環】	H7.4.1	分流	97.0	2,410	1,326	97.0	2,410	1,289	94.0	96.9	96.9
	西目	単独	西目町	S63.12.19	H13.7.17	H18	H27	【特環】	【特環】	H7.9.1	分流	223.0	5,700	3,390	165.5	5,050	1,993	165.4	74.2	99.9
	岩谷	単独	大内町	H6.9.21	H20.1.17	H24	H27	【特環】	【特環】	H12.3.23	分流	212.4	4,600	2,840	212.4	4,600	2,390	212.0	99.8	99.8
	由利本荘市計											2,006.0	52,810	28,957	1,477.1	41,130	20,471	1,203.7	60.0	81.5
潟上市			昭和町	S51.3.10						S61.4.1	分流									
	臨海	流関	飯田川町	S57.12.28	H27.3.11	H31	H32	H20.3.3	H28.3.30	S63.4.1	分流	1,590.4	29,520	13,309	1,398.7	29,830	12,846	1,241.1	78.0	88.7
			天王町	S54.2.9						S61.4.1	分流									
大仙市			大曲市	S57.3.29				H24.8.1	H24.3.28	S63.4.1										
	大曲	流関	神岡町	H13.9.4	H24.3.28	H30	H32			H19.3.31	分流	2,005.9	34,990	17,142	1,293.8	27,160	13,198	1,116.7	55.7	86.3
			仙北町	H4.10.16				【特環】	【特環】	H8.6.1										
			中仙町	S62.10.27				【特環】	【特環】	H3.10.1										
	刈和野	単独	西仙北町	H5.12.13	H18.2.10	H23	H32	H24.8.1	H25.12.3	H10.4.1	分流	156.0	3,100	1,697	156.0	3,100	1,451	103.5	66.3	66.3
	強首	単独	西仙北町	H6.12.16	H15.3.25	H20	H22	【特環】	【特環】	H10.4.1	分流	30.0	800	378	30.0	800	370	30.0	100.0	100.0
	協和	単独	協和町	H5.9.29	H19.3.19	H20	H32	【特環】	【特環】	H9.3.31	分流	102.0	2,400	1,330	102.0	2,850	1,292	102.0	100.0	100.0
	南外	単独	南外村	H17.5.27	H23.3.31	H30	H32	【特環】	【特環】	H22.3.31	分流	76.0	1,920	760	41.2	980	388	36.2	47.6	87.7
	大仙市計											2,369.9	43,210	21,307	1,623.0	34,890	16,699	1,388.4	58.6	85.5
北秋田市	鷹巣	単独	鷹巣町	H3.8.23	H25.3.25	H30	H37	H24.9.10	H25.3.29	H10.4.1	分流	693.0	13,600	7,000	449.3	9,650	4,870	357.2	51.5	79.5
	米内沢	単独	森吉町	H2.11.26	H18.3.20	H23	H27	H24.9.10	H25.3.29	H9.4.1	分流	258.0	4,200	2,285	187.4	3,810	1,696	178.2	69.1	95.1
	阿仁合	単独	阿仁町	H10.6.9	H20.3.28	H22	H27	【特環】	【特環】	H15.3.31	分流	93.0	2,500	1,070	93.0	2,500	1,010	92.2	99.1	99.1
	合川	単独	合川町	H10.9.2	H21.3.30	H25	H27	H24.9.10	H25.3.29	H17.7.1	分流	98.0	2,000	1,100	98.0	2,000	1,000	94.3	96.2	96.2
	北秋田市計											1,142.0	22,300	11,455	827.7	17,960	8,576	721.9	63.2	87.2
にかほ市			仁賀保町							H10.4.1	分流									
	にかほ	単独	金浦町	H5.1.29	H27.3.6	H30	H37	H22.7.23	H27.3.25	H10.4.1	分流	874.0	15,970	9,973	847.0	17,540	10,682	626.7	71.7	74.0
			象潟町							H10.4.1	分流									
仙北市	大曲	流関	角館町	S62.11.9	H25.3.25	H30	H32	H25.2.20	H25.3.29	H6.4.15	分流	515.0	7,030	3,882	318.5	6,580	3,628	251.7	48.9	79.0
	田沢湖	単独	田沢湖町	S55.3.6	H23.3.31	H28	H32	H23.2.18	H23.3.23	S61.6.1	分流	367.0	4,010	3,260	309.3	3,650	3,059	262.6	71.6	84.9
	仙北市計											882.0	11,040	7,142	627.8	10,230	6,687	514.3	58.3	81.9
小坂町	鹿角	流関	小坂町	H7.11.8	H28.3.30	H32	H52	H24.7.21	H28.3.17	H10.4.1	分流	230.8	2,100	832	184.6	3,500	1,364	135.1	58.5	73.2
	十和田湖	単独	小坂町	S56.10.19	H16.3.25	H21	H22	【特環】	【特環】	H3.4.1	分流	102.0	6,774	2,130	53.9	6,509	2,017	53.9	52.8	100.0
	小坂町計											332.8	8,874	2,962	238.5	10,009	3,381	189.0	56.8	79.2
上小阿仁村	沖田面	単独	上小阿仁村	H9.5.14	H18.8.10	H15	H27	【特環】	【特環】	H13.8.1	分流	57.0	1,600	760	57.0	1,600	710	57.0	100.0	100.0
藤里町	藤里	単独	藤里町	H10.6.29	H17.4.28	H22	H27	【特環】	【特環】	H15.3.1	分流	100.0	3,500	1,540	100.0	3,500	1,320	100.0	100.0	100.0
三種町			琴丘町	S63.10.24				【特環】	【特環】	H4.5.1	分流									
	臨海	流関	山本町	H2.10.19	H27.11.17	H30	H32	【特環】	【特環】	H7.4.1	分流	572.8	11,080	5,981	572.8	11,280	6,030	554.0	96.7	96.7
			八竜町	H5.6.15				【特環】	【特環】	H8.4.1	分流									
八峰町	八森	単独	八森町	H7.12.27	H18.4.3	H22	H22	【特環】	【特環】	H14.3.14	分流	127.0	3,300	1,700	127.0	3,300	1,700	127.0	100.0	100.0
	沢目	単独	峰浜村	H9.12.24	H20.10.31	H22	H27	【特環】	【特環】	H16.3.24	分流	81.0	2,400	1,200	81.0	2,500	1,200	81.0	100.0	100.0
	八峰町計											208.0	5,700	2,900	208.0	5,800	2,900	208.0	100.0	100.0
五城目町	臨海	流関	五城目町	H1.6.27	H23.3.31	H28	H32	H25.4.1	H23.4.15	H5.10.1	分流	535.8	7,550	3,514	379.7	6,350	2,741	374.7	69.9	98.7
八郎潟町	臨海	流関	八郎潟町	S61.11.1	H23.8.23	H28	H32	H23.8.4	H23.8.12	H2.10.1	分流	295.0	5,640	2,456	295.0	6,000	2,571	283.3	96.0	96.0
井川町	臨海	流関	井川町	S62.6.18	H24.6.29	H28	H32	【特環】	【特環】	H2.4.1	分流	244.8	4,800	2,160	244.8	5,040	2,239	244.8	100.0	100.0
大潟村	臨海	流関	大潟村	S44.5.10	H23.3.31	H25	H32	【特環】	【特環】	S44.5.10	分流	310.3	2,940	2,466	310.3	3,090	2,528	310.3	100.0	100.0
美郷町	大曲	流関	六郷町	H3.11.12	H24.10.1	H30	H32	H13.3.7	H16.4.19	H10.4.1	分流	212.6	4,280	2,100	212.6	4,330	2,126	212.6	100.0	100.0
羽後町	西馬音内	単独	羽後町	H8.11.5	H25.3.25	H30	H32	【特環】	【特環】	H16.3.31	分流	246.0	6,370	3,162	246.0	6,530	3,236	222.9	90.6	90.6
秋田県計												30,777.4	729,668	400,147	24,489.2	674,504	361,334	20,801.7	67.6	84.9

※「特環（特定環境保全公共下水道事業）」・・・市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては、既成市街地及びその周辺の地域）以外の区域において、生活環境の改善、自然公園の区域内水域の水質保全等を目的に行う下水道事業。

４） 下水道終末処理場の概要

（平成29年3月31日現在）

市町村名	処理場名	処理区名	処理方式	処理開始年月	水処理能力（日最大） 全体（㎥/日）	認可（㎥/日）	現有（㎥/日）	流入水量 日最大（㎥/日）	日平均（㎥/日）	池数 全体	認可	現有	水処理方式
秋田県（流域下水道）	秋田臨海処理センター	臨海	分流	S57 .4	195,000	200,000	120,000	133,487	82,994	6	6	4	標準活性汚泥法
	大曲処理センター	大曲	分流	S63. 4	23,200	21,600	16,200	12,673	8,902	5	4	3	標準活性汚泥法
	横手処理センター	横手	分流	H 1. 4	25,800	24,600	24,600	14,708	11,272	4	3	3	標準活性汚泥法
	大館処理センター	大館	分流	H 4. 4	20,000	18,000	12,000	12,041	8,237	4	3	2	標準活性汚泥法
	鹿角処理センター	鹿角	分流	H 7. 4	8,200	8,200	8,200	5,516	3,429	2	2	2	標準活性汚泥法
流域下水道 計 （５処理場）					272,200	272,400	181,000	178,425	114,834	21	18	14	
秋田市	八橋下水道終末処理場	八橋	合流	S45. 4	62,000	62,000	62,000	51,700	27,477	13	13	13	標準活性汚泥法
	羽川浄化センター	羽川	分流	H 1. 4	380	380	380	219	189	4	4	4	接触ばっ気法
	金足浄化センター	小泉潟	分流	H 2. 4	370	370	370	166	142	2	2	2	ＯＤ法
	仁別浄化センター	太平山	分流	H 3. 8	2,300	2,300	1,150	432	282	4	4	2	ＯＤ法
能代市	能代終末処理場	能代	分流（一部合流）	S59.10	17,700	17,700	17,700	12,037	8,459	3	3	3	標準活性汚泥法
横手市	山内浄化センター	相野々	分流	H12. 9	1,040	780	780	561	374	4	3	3	土壌被覆型礫間接触酸化法
湯沢市	湯沢浄化センター	湯沢	分流	H 8. 4	13,200	8,800	6,600	3,729	3,214	6	4	3	ＯＤ法
	小安浄化センター	小安	分流	H14.10	600	600	600	369	202	1	1	1	ＰＯＤ法
	皆瀬浄化センター	皆瀬	分流	H18. 3	230	230	230	149	65	1	1	1	土壌被覆型接触酸化法
	稲川浄化センター	稲川	分流	H19. 3	1,700	1,700	850	771	588	2	2	1	ＯＤ法
	院内浄化センター	院内	分流	H20. 9	600	600	600	159	124	1	1	1	ＰＯＤ法
鹿角市	湯瀬浄化センター	湯瀬	分流	H22. 4	800	400	400	32	17	2	2	1	ＯＤ法
由利本荘市	水林浄化センター	本荘	分流	H 3. 4	18,600	13,400	8,200	4,681	4,077	5	4	3	標準活性汚泥法
	矢島浄化センター	矢島	分流	H12. 4	2,600	2,600	2,600	750	569	2	2	2	ＯＤ法
	道川浄化センター	道川	分流	H 4. 4	1,900	1,900	1,900	1,890	1,636	5	5	5	接触ばっ気法
	前郷浄化センター	前郷	分流	H 7. 4	1,330	1,330	887	519	426	3	3	2	接触ばっ気法
	西目浄化センター	西目	分流	H 7. 9	3,390	2,200	2,200	1,537	1,373	3	3	2	ＰＯＤ法
	岩谷浄化センター	岩谷	分流	H12. 3	3,000	2,300	1,600	1,378	895	4	3	2	ＯＤ法
大仙市	協和中央浄化センター	協和	分流	H 9. 3	1,330	1,330	1,330	743	575	2	2	2	ＯＤ法
	刈和野浄化センター	刈和野	分流	H10. 4	1,700	1,700	1,700	848	561	2	2	2	ＰＯＤ法
	強首浄化センター	強首	分流	H10. 4	380	380	380	192	94	1	1	1	ＰＯＤ法
	南外浄化センター	南外	分流	H22. 3	1,000	1,000	1,000	97	71	1	1	1	ＰＯＤ法
北秋田市	米内沢浄化センター	米内沢	分流	H 9. 4	1,530	1,740	1,740	1,150	746	4	3	3	ＯＤ法
	鷹巣浄化センター	鷹巣	分流	H10. 4	5,200	5,000	3,000	3,127	2,036	7	5	3	ＯＤ法
	阿仁合浄化センター	阿仁合	分流	H15. 3	400	1,100	550	393	272	2	2	1	ＯＤ法
	合川浄化センター	合川	分流	H17. 7	1,240	1,100	1,100	1,234	440	4	4	4	土壌被覆型礫間接触酸化法
にかほ市	笹森クリーンセンター	にかほ	分流	H10. 4	10,000	10,000	7,150	5,314	4,210	7	7	5	ＯＤ法
仙北市	田沢湖浄化センター	田沢湖	分流	S61. 6	3,300	3,300	3,300	2,739	1,344	6	6	6	接触ばっ気法
上小阿仁村	沖田面浄化センター	沖田面	分流	H13. 8	800	800	800	401	245	1	1	1	ＰＯＤ法
藤里町	藤里浄化センター	藤里	分流	H15. 3	1,600	1,600	1,600	884	675	2	2	2	ＯＤ法
八峰町	八森浄化センター	八森	分流	H14. 3	1,800	1,800	1,700	721	534	2	2	2	ＯＤ法
	沢目浄化センター	沢目	分流	H16. 3	1,200	1,200	1,200	715	388	2	2	2	ＯＤ法
羽後町	西馬音内浄化センター	西馬音内	分流	H16. 3	3,600	2,200	2,200	1,265	960	3	2	2	ＯＤ法
単独公共下水道 計 （３３処理場）					166,820	153,840	137,797	100,902	63,260	111	102	88	
合 計					439,020	426,240	318,797	279,327	178,094	132	120	102	

５）　下水汚泥の状況

①下水汚泥の処理処分状況

下水道管理者		処理場名	流入水		処理水		発生汚泥量		汚泥処分		備考
			水量(千m3)	BOD(mg/L)	水量(千m3)	BOD(mg/L)	発生汚泥量(ton,m3)	含水率(%)	処分形態	処分地	
秋田県	流域下水道	秋田臨海処理センター	30,293	170	30,293	3.8	18,983.8	82.2	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-消化-脱水(BP,SP)-焼却
							3,001.8	80.0	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-消化-脱水(SP)
		大曲処理センター	3,249	171	3,249	5.5	2,303.3	76.1	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(回転加圧)-炭化
		横手処理センター	4,114	189	4,114	3.5	3,157.0	75.8	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(回転加圧)-炭化(大曲)
		大館処理センター	3,006	286	3,006	4.4	2,635.8	77.7	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(BP,遠心)-焼却(臨海)
		鹿角処理センター	1,252	216	1,252	5.7	1,080.7	77.9	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(BP,遠心)-焼却(臨海)
	特環公共	十和田湖水きらきらセンター(秋田県分)	72				26.3	81.9	コンポスト	県南環境保全センター(株)(青森県)	脱水(遠心)
流域下水道　計			41,914 千m3			脱水ｹｰｷ	31,162.4	ton			
						濃縮汚泥	0.0	m3			
秋田市		八橋終末処理場	17,709	119	17,709	4.5	5,683.8	73.6	溶融(ゴミと混焼)	秋田市総合環境センター	濃縮－脱水 (RP)
		羽川浄化センター	73	176	73	3.6					汚泥は八橋で一括処理
		金足浄化センター	53	183	53	1.1					汚泥は八橋で一括処理
		仁別浄化センター	97	22	97	5.0					汚泥は八橋で一括処理
能代市		能代終末処理場	4,216	151	4,216	2.2	1,169.0	79.2	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-消化-脱水(SP)
横手市		山内浄化センター	137	160	137	2.1	443.3	97.3	焼却	横手市衛生センター	濃縮-焼却
湯沢市		湯沢浄化センター	1,173	230	1,173	3.0	811.1	84.0	焼却	三菱マテリアル(株)	濃縮-脱水(遠心)
							185.4	84.0	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	濃縮-脱水(遠心)
		小安浄化センター	74	110	74	1.4	3.2	14.0	乾燥(肥料)	緑地還元	濃縮-脱水(SP)-乾燥
		皆瀬浄化センター	24	128	24	2.2					濃縮汚泥を小安浄化センターで一括処理
		稲川浄化センター	214	175	214	2.0	160.7	82.8	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)
		院内浄化センター	45	185	45	1.0	33.7	83.1	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)
鹿角市		湯瀬浄化センター	6	156	6	1.8	-	-	-	-	-
由利本荘市		水林浄化センター	1,488	220	1,488	3.9	1,075.6	77.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(BP)
		矢島浄化センター	218	175	218	2.8	205.3	88.1	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠心)
		道川浄化センター	631	135	631	11.3	234.2	82.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水 (多重円盤)
		前郷浄化センター	155	193	155	14.0	598.5	98.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
		岩谷浄化センター	327	225	327	5.1	2,550.0	98.5	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
		西目浄化センター	507	252	507	8.0	3,329.4	98.5	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
大仙市		刈和野浄化センター	221	263	221	1.3	18.1	11.8	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多重円板)-乾燥
		強首浄化センター	38	253	38	1.0	4.1	9.0	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多重円板)-乾燥
		協和中央浄化センター	210	203	210	1.2	36.1	85.0	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠心)
							151.2	85.0	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(遠心)
		南外浄化センター	26	207	26	1.3	14.6	81.9	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(多重円盤)
北秋田市		鷹巣浄化センター	743	295	743	1.8	661.0	84.2	焼却	エコシステム秋田㈱	濃縮-脱水(遠心)
		米内沢浄化センター	272	185	272	2.1	180.8	79.4	焼却	エコシステム秋田㈱	濃縮-脱水(遠心)
		阿仁合浄化センター	99	150	99	1.7	16.0	53.8	焼却	エコシステム秋田㈱	濃縮-脱水(遠心)-乾燥
		合川浄化センター	160	210	160	2.5	76.6	84.3	焼却	エコシステム秋田㈱	濃縮-脱水(遠心)
にかほ市		笹森クリーンセンター	1,532	106	1,532	1.6	911.1	83.1	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠心)
仙北市		田沢湖浄化センター	491	160	491	7.9	146.2	66.8	焼却	仙北市環境保全センター	脱水(BP)
上小阿仁村		沖田面浄化センター	92	205	92	1.7	30.4	50.0	コンポスト	実験利用	濃縮-脱水(遠心)-乾燥
藤里町		藤里浄化センター	246	195	246	1.1	40.2	40.2	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	脱水(多重円板)-乾燥
八峰町		八森浄化センター	195	132	195	1.2	169.8	84.2	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠心)
		沢目浄化センター	142	210	142	1.2	139.4	84.2	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(多重円盤)
羽後町		西馬音内浄化センター	356	190	356	2.3	160.0	84.5	陸上埋立	秋田県環境保全センター	反応槽直接脱水(多重円盤)
単独公共下水道　計			31,970 千m3			脱水ｹｰｷ	12,317.6	ton			BP:ﾍﾞﾙﾄﾌﾟﾚｽ
						濃縮汚泥	6,921.2	m3			SP:ｽｸﾘｭｰﾌﾟﾚｽ
合　計(十和田湖水きらきらセンター除く)			73,884 千m3			脱水ｹｰｷ	43,480.0	ton			RP:ﾛｰﾀﾘｰﾌﾟﾚｽ
						濃縮汚泥	6,921.2	m3			

②下水汚泥の現状

イ）県内の発生状況（Ｈ２８年度実績）

５０，４０１ WT-ton/年 ※９，０１３ DS-ton/年(100%)	
〈流域下水道〉 ３１，１６２ WT-ton/年 ※６，１２１ DS-ton/年 （６７．９）％	〈単独公共下水道〉 １９，２３９ WT-ton/年 ※２，８９２ DS-ton/年 （３２．１）％

※WT-tonとは実態の汚泥量（脱水汚泥、濃縮汚泥等）
※DS-tonとは汚泥中の水分を控除した乾物量

ロ）Ｈ２８汚泥処理処分状況（構成比率）

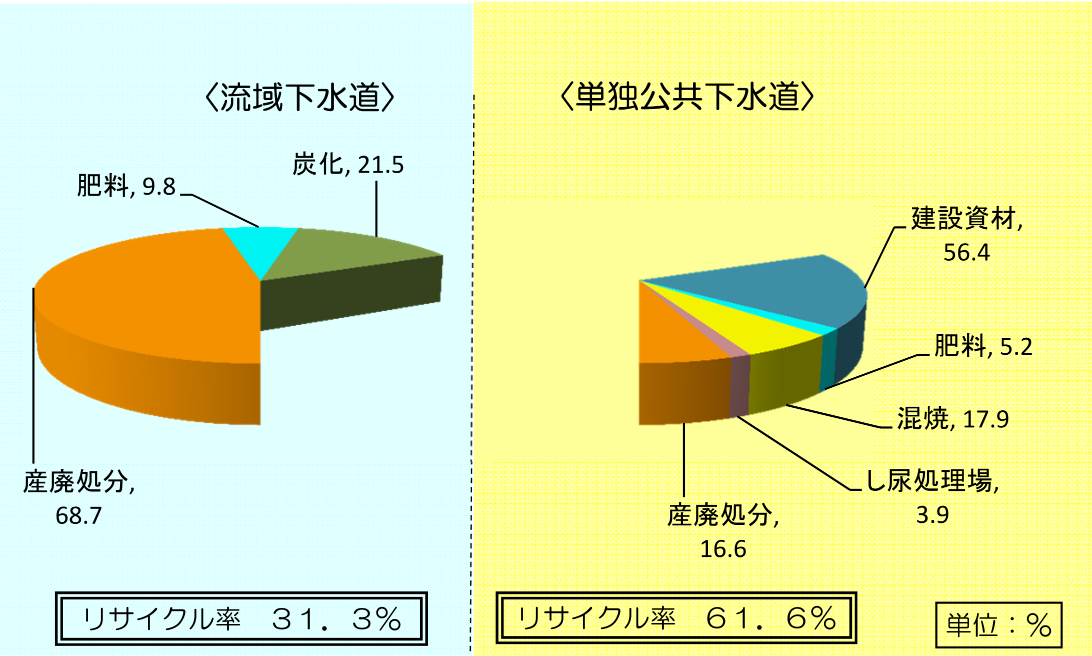

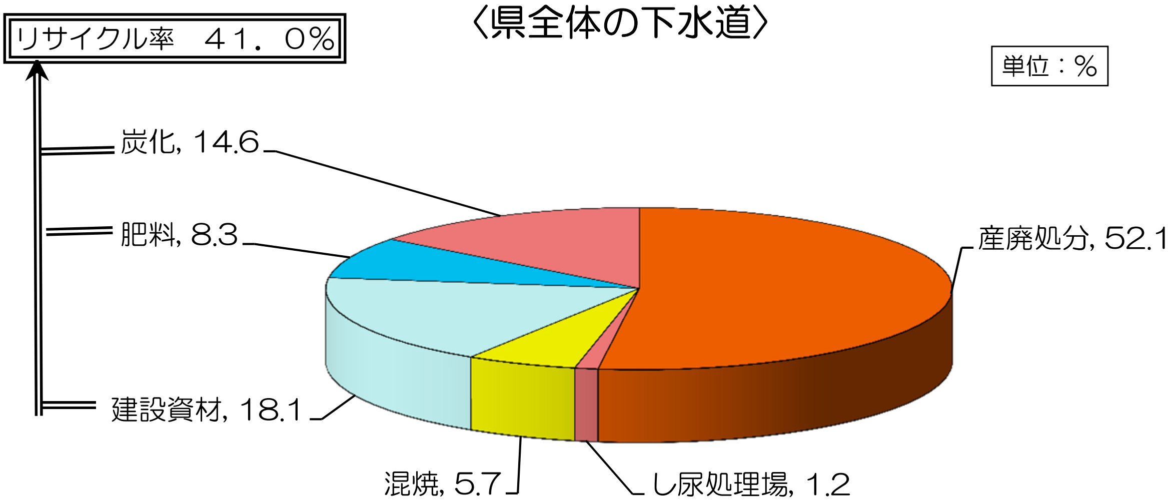

（３）全国の汚水処理人口普及状況

（平成２８年度末）

処理施設名		汚水処理人口		普及率
公共下水道		9,982	万人	78.3%
農業集落排水施設等		352	〃	2.8%
合併処理浄化槽		1,175	〃	9.2%
	浄化槽市町村整備推進事業等分	85	〃	0.7%
	浄化槽設置整備事業分	605	〃	4.7%
	上記以外分	485	〃	3.8%
コミュニティ・プラント		22	〃	0.2%
合計		11,531	万人	90.4%
総人口（住民基本台帳人口）		12,754	万人	

（注)1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2. 平成２８年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村（相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を除いた値を公表している。

1）都道府県別普及状況（％）

（平成２８年度末）

都道府県名	汚水処理全体	うち公共下水道	都道府県名	汚水処理全体	うち公共下水道
北海道	95.2%	90.9%	大阪府	97.4%	95.5%
青森県	78.1%	59.2%	兵庫県	98.7%	92.7%
岩手県	79.8%	58.0%	奈良県	88.8%	79.3%
宮城県	90.6%	80.6%	和歌山県	62.2%	26.4%
秋田県	86.1%	63.9%	鳥取県	93.1%	69.6%
山形県	91.2%	76.0%	島根県	78.6%	46.9%
福島県	81.8%	53.0%	岡山県	85.2%	66.4%
茨城県	83.3%	61.3%	広島県	87.1%	73.6%
栃木県	85.5%	65.3%	山口県	86.2%	64.9%
群馬県	79.3%	53.2%	徳島県	58.9%	17.8%
埼玉県	91.2%	80.3%	香川県	75.3%	44.1%
千葉県	87.5%	73.5%	愛媛県	77.2%	53.0%
東京都	99.8%	99.5%	高知県	76.2%	37.5%
神奈川県	97.9%	96.6%	福岡県	91.5%	81.0%
新潟県	86.6%	74.0%	佐賀県	82.0%	59.1%
富山県	96.3%	84.2%	長崎県	79.5%	61.8%
石川県	93.6%	83.1%	熊本県	86.1%	67.5%
福井県	95.2%	78.7%	大分県	74.9%	50.0%
山梨県	81.3%	65.3%	宮崎県	84.8%	58.7%
長野県	97.6%	83.1%	鹿児島県	79.0%	41.6%
岐阜県	91.6%	75.3%	沖縄県	85.2%	71.5%
静岡県	79.6%	62.6%			
愛知県	89.8%	77.2%			
三重県	83.5%	52.5%	全国計	90.4%	78.3%
滋賀県	98.6%	89.3%	秋田県順位	86.1%	63.9%
京都府	97.8%	94.1%		２５位	２９位

※平成２８年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村（相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を除いた値を公表している。

2) 都道府県別汚水処理人口普及状況

（平成28年度末）

都道府県名	汚水処理人口普及率	総人口（千人）	汚水処理人口 計（千人）	公共下水道（千人）	農業集落排水施設等（千人）	浄化槽（千人）	うち浄化槽市町村整備推進事業等分（千人）	うち浄化槽設置整備事業分（千人）	うち左記以外分（千人）	コミュニティ・プラント（千人）
北海道	95.2%	5,346	5,089	4,857	69	163	54	68	41	0
青森県	78.1%	1,314	1,025	777	117	131	13	41	78	0
岩手県	79.8%	1,270	1,013	737	109	166	40	98	28	2
宮城県	90.6%	2,310	2,092	1,861	71	154	36	79	39	6
秋田県	86.1%	1,022	880	654	109	118	23	68	27	0
山形県	91.2%	1,112	1,014	845	82	87	19	45	23	0
福島県	81.8%	1,821	1,490	965	122	403	40	230	133	0
茨城県	83.3%	2,952	2,460	1,809	162	480	12	200	268	10
栃木県	85.5%	1,988	1,699	1,299	89	310	8	238	64	1
群馬県	79.3%	1,994	1,581	1,060	124	373	23	228	122	25
埼玉県	91.2%	7,346	6,703	5,896	96	709	24	192	494	1
千葉県	87.5%	6,285	5,498	4,622	51	817	11	303	503	8
東京都	99.8%	13,570	13,540	13,508	2	28	4	8	15	2
神奈川県	97.9%	9,159	8,970	8,848	3	119	3	44	72	0
新潟県	86.6%	2,289	1,982	1,693	167	122	16	45	61	0
富山県	96.3%	1,072	1,033	903	92	34	1	20	13	3
石川県	93.6%	1,150	1,076	956	65	52	9	14	28	3
福井県	95.2%	792	753	623	92	38	3	27	8	0
山梨県	81.3%	840	683	549	16	112	8	46	59	6
長野県	97.6%	2,118	2,067	1,761	185	120	17	80	23	1
岐阜県	91.6%	2,059	1,886	1,551	119	212	9	129	75	4
静岡県	79.6%	3,747	2,984	2,345	31	594	15	355	224	14
愛知県	89.8%	7,526	6,761	5,811	158	780	24	249	507	11
三重県	83.5%	1,836	1,533	964	101	465	19	229	217	3
滋賀県	98.6%	1,418	1,399	1,267	93	39	0	14	25	0
京都府	97.8%	2,563	2,507	2,412	44	50	11	25	14	0
大阪府	97.4%	8,852	8,626	8,451	1	174	4	30	140	0
兵庫県	98.7%	5,591	5,520	5,183	168	104	8	65	30	66
奈良県	88.8%	1,376	1,221	1,092	8	119	4	34	81	3
和歌山県	62.2%	981	610	259	47	303	14	180	109	0
鳥取県	93.1%	572	532	398	100	34	5	14	15	0
島根県	78.6%	693	545	325	109	106	29	46	31	4
岡山県	85.2%	1,922	1,638	1,275	46	316	19	203	94	0
広島県	87.1%	2,849	2,482	2,096	56	316	13	150	153	14
山口県	86.2%	1,401	1,208	910	68	230	8	139	83	0
徳島県	58.9%	760	448	135	21	284	14	159	111	8
香川県	75.3%	994	748	439	17	292	15	228	49	1
愛媛県	77.2%	1,400	1,081	741	43	294	25	165	104	3
高知県	76.2%	727	554	273	22	257	14	141	102	1
福岡県	91.5%	5,116	4,683	4,146	55	470	56	288	126	12
佐賀県	82.0%	835	684	493	67	123	38	65	20	1
長崎県	79.5%	1,384	1,100	855	50	190	17	131	41	5
熊本県	86.1%	1,790	1,541	1,208	74	258	31	177	50	0
大分県	74.9%	1,171	878	585	36	256	11	165	80	1
宮崎県	84.8%	1,113	944	653	51	240	20	186	34	0
鹿児島県	79.0%	1,655	1,307	688	43	572	49	402	120	5
沖縄県	85.2%	1,462	1,245	1,044	67	134	13	5	116	0
合計	90.4%	127,543	115,313	99,822	3,519	11,748	850	6,047	4,850	227

（注）１．　整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
　　　２．　平成２８年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村（相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を除いた値を公表している。

3) 都道府県別　生活排水処理人口普及率　（平成２８年度末）

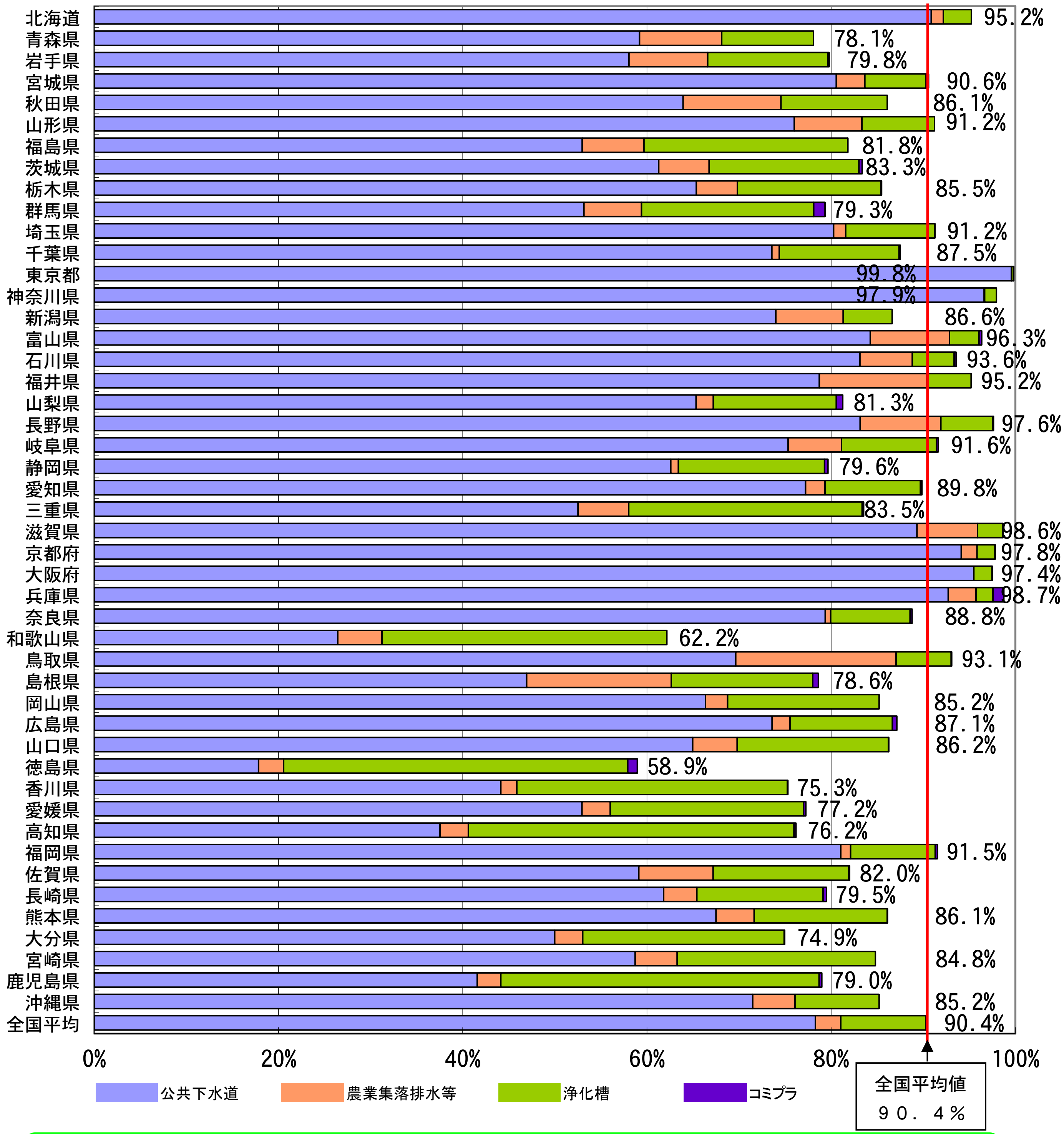

・全国生活排水処理人口普及率：８９．９％（Ｈ２７）→９０．４％（Ｈ２８）
≪普及率は０．５％ＵＰ≫

・都道府県の普及水準に大きな格差（５８．９％～９９．８％）
→　早急な生活排水処理施設の普及促進による未普及人口・地域間格差の解消が必要。

※平成２８年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村（相馬市、広野市、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を除いた値を公表している。

4）人口規模別生活排水処理普及状況

普及率は０．５％ＵＰ。今後も早急な普及の促進が必要。
（平成２８年度末の生活排水処理整備状況）

生活排水処理人口普及率：８９．９％(Ｈ２７)→９０．４％(Ｈ２８)

都市規模別で見た生活排水処理普及状況

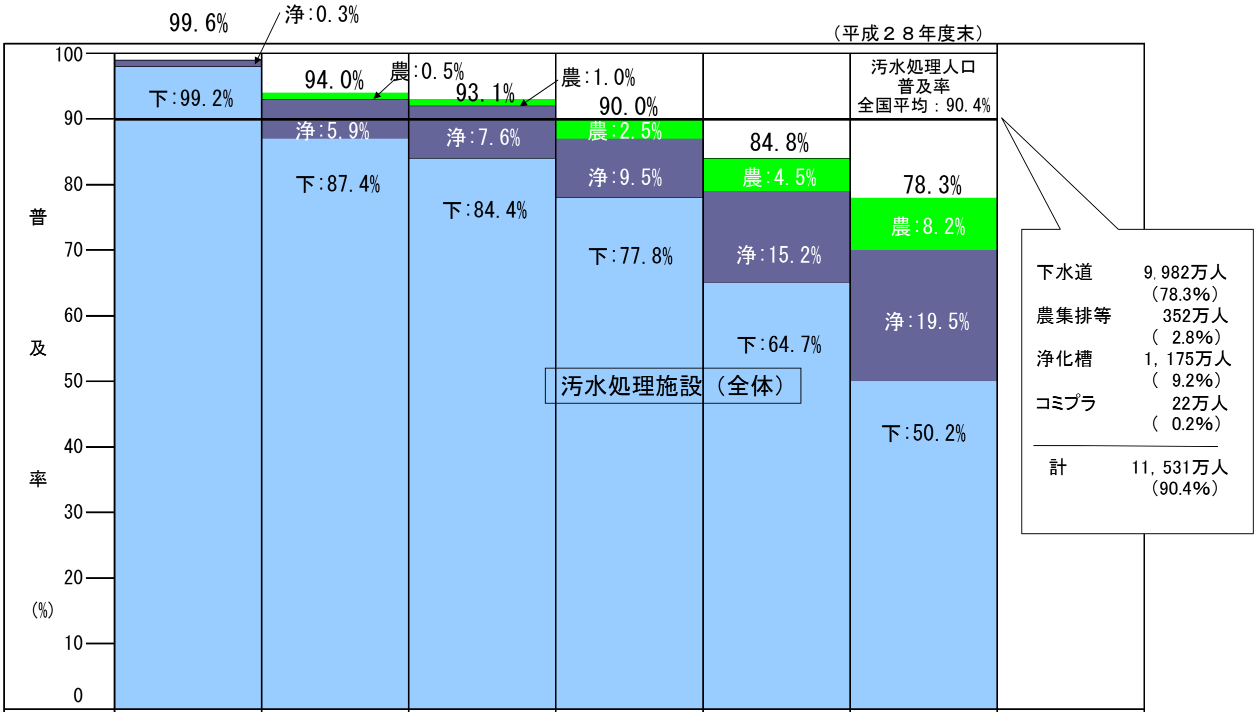

人口規模	100万人以上	50～100万人	30～50万人	10～30万人	5～10万人	5万人未満	合計
総人口（万人）	2,947	1,121	1,727	3,124	1,825	2,010	12,754
処理人口（万人）	2,935	1,053	1,609	2,813	1,547	1,574	11,531
市町村数	12	16	44	192	260	1,185	1,709

（注） １．総市町村数1,709の内訳は、市 791、町 738、村 180（東京都区部は市数に１市として含む）
２．総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。
３．都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがある。
４．平成２８年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村（相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を除いた値を公表している。

人口5万人未満の中小市町村では普及率７８．３％にすぎない。

４．下水道使用料・負担金・助成金の制定状況

（１）下水道使用料

平成２９年４月現在

団体名 使用料条例施行・供用開始団体	使用料体系 区分水量（m3）	使用料体系 料金（円）	基本水量（m3/月）	基本使用料（円/月）	使用料体系 消費税	1ヶ月 20m3・(3人) 当り料金 消費税込（円/20m3）
秋田市	0, ‖10, 30, 50, 100, 500, 1,000	1,020, 181, 226, 249, 305, 352, 427	10	1,020	税抜き	3,056
能代市	‖0, 6, 30, 50, 100	500, 82, 150, 164, 177, 205	0	500	税抜き	3,339
横手市	0, ‖5, 10, 20, 30, 40, 50, 100	700, 140, 149, 158, 167, 176, 185, 194	5	700	税抜き	3,121
大館市	0, ‖10, 20, 50, 100	1,400, 150, 160, 190, 210	10	1,400	税抜き	3,132
男鹿市	0, ‖10, 20, 50, 100	1,620, 162.0, 172.8, 205.2, 226.8	10	1,620	税込み	3,240
湯沢市 旧湯沢市、旧皆瀬町、旧雄勝町地区	0, ‖6, 20, 50, 100	1,234, 164, 174, 185, 195（公衆浴場等 超過料金 6㎥超 一律82円）	6	1,234	税込み	3,530
湯沢市 旧稲川町地区	0, ‖6, 20, 50, 100	4,434, 164, 174, 185, 195（公衆浴場等 超過料金 6㎥超 一律82円）	6	4,434	税込み	6,730
鹿角市	0, ‖10, 20, 50, 100	1,500, 160, 170, 180, 190	10	1,500	税抜き	3,348
由利本荘市	‖0, 10, 20, 50, 100	514, 123, 154, 174, 195, 216	0	514	税込み	3,284
潟上市	0, ‖10, 30, 50, 100	1,296, 172, 194, 205, 237	10	1,296	税込み	3,016
大仙市 大仙市（従量制）	0, ‖10, 30, 50, 100	1,510, 165, 174, 206, 237	10	1,510	税込み	3,160
大仙市 旧仙北町地区（従量制）H29.6.1より改正	0, ‖10, 30, 50, 100	1,510, 165, 174, 206, 237	10	1,510	税込み	3,160
大仙市 大仙市（定額制）	（基本料金1戸当り1,510円）＋（人数割り1人につき535円）		－	1,510	税込み	3,115
大仙市 旧仙北町地区（定額制）H29.6.1より改正	（基本料金1戸当り1,510円）＋（人数割り1人につき535円）		－	1,510	税込み	3,115
北秋田市	0, ‖10, 20, 30, 40, 50, 100	1,300, 140, 150, 160, 170, 180, 190	10	1,300	税抜き	2,915
にかほ市	0, ‖10, 20, 50, 100	1,100, 130, 150, 170, 200	10	1,100	税抜き	2,592
仙北市	0, ‖5, 10, 20, 30, 40, 50, 100	756, 108, 140.4, 151.2, 162.0, 172.8, 183.6, 194.4	5	756	税込み	2,700
小坂町	0, ‖5, 10, 20, 50, 100	750, 170, 190, 200, 210, 220	5	750	税抜き	3,780
上小阿仁村	（基本料金1戸当り1,715円）＋｛(世帯割り1人につき572円【水洗便所有】)または(世帯割り1人につき524円【水洗便所無】)｝		－	1,715	税抜き	3,705
藤里町	‖10	1,200, 120	10	1,200	税抜き	2,592
三種町	0, ‖10, 100, 500, 1,000	1,512, 151.2, 140.4, 129.6, 118.8	10	1,512	税込み	3,024
八峰町	0, ‖10	1,620, 162	10	1,620	税込み	3,240
五城目町	0, ‖10, 30, 100	1,100, 110, 120, 130	10	1,100	税抜き	2,376
八郎潟町	0, ‖5	750, 150	5	750	税抜き	3,240

（区分水量）‖ は基本水量（基本使用料）の区分線　｜ は水量毎の単価の区分線

区分水量の目盛：0　8　10　20　25　30　50　100　200　300　500　1,000　2,000　3,000　5,000

平成２９年４月現在

団　体　名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使　用　料　体　系 （区分水量）‖は基本水量（基本使用料）の区分線　│は水量毎の単価の区分線 0, 8, 10, 20, 25, 30, 50, 100, 200, 300, 500, 1,000, 2,000, 3,000, 5,000 (m3)	基本水量 (m3/月)	基本使用料 (円/月)	使用料体系 消費税	1ヶ月20m3・(3人)当り料金消費税込 (円/20m3)
井川町	0‖10: 1,540 / 154 (円)	10	1,540	税込み	3,080
大潟村	0‖10: 2,175 / 217 (円)	10	2,175	税抜き	4,692
美郷町	0‖10: 1,337 / 153 (円)	10	1,337	税込み	2,867
羽後町	0‖10│20│50│100: 1,620 / 161 / 173 / 194 / 216 (円)	10	1,620	税込み	3,230
県・十和田湖	0‖10│30│50: 900 / 110 / 160 / 250 (円)	10	900	税抜き	2,160

（２）受益者負担金

平成２９年４月現在

市町村名	供用開始	負担（分担）区	単位負担金額（円/㎡） 対象事業費	負担率	金額	徴収時期	徴収方法 分割年数	単年度納入回数	納入月	延滞金の率　（%）	報奨金制度等	備考
秋田市	昭和45.4	旧秋田市全域	末端管渠費	1/5	335	申告書提出後	3	12	毎月	14.5%（督促状発送した10日以前は、7.25%）		
	平成5.4	旧河辺町全域			335							
	平成4.4	旧雄和町全域			335							
能代市	昭和59.10	港町	末端管渠費	1/3	40	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5		
		出戸第１，浜通第１		1/5	370							
		長崎，出戸第２、浜通第２、向能代、中川原、東能代		1/5	480							
横手市	平成元.4	横手公共第１	末端管渠費	1/3	400	供用開始と同時	5	3	7,10,1	14.5（1ヶ月まで7.25）		
		横手公共第２		1/3	480							
		横手公共第３		1/3	420							
	平成元.4	増田公共	末端管渠費	1/2	（合算）							
			戸数割り		50,000							
			面積割り		280							
	平成元.4	平鹿公共	末端管渠費	100%	340							
	平成元.4	雄物川公共			（合算）							
			１戸当たり		74,000							
			宅地面積当たり		150							
	平成元.4	十文字公共	末端管渠費	30%	380							
	平成12.9	山内公共	総事業費	2.5%								
			戸数割り		90,000							
			面積割り		300							
	平成元.4	大雄公共	末端管渠費	100%	330							
大館市	平成4.4	旧大館市全域	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5（1ヶ月まで7.25）	負担金負担総額の1年目5% 2年目4% 3年目3% 4年目2% 5年目1%	
	平成6.4	旧比内町全域		1/5	390							
	平成7.4	旧田代町全域		1/4	350							
男鹿市	平成元.4	男鹿第1,2	末端管渠費	30%	400	供用開始と同時	5	4	5,9,11,2	14.5		
		男鹿第3			410							
	平成4.4	旧若美町全域	末端管渠費	1/4						14.6		500m2を超える面積は猶予
			200㎡未満		200							
			200～350㎡未満		300							
			350～500㎡未満		400							
			500㎡以上		500							
湯沢市	平成8.4	湯沢第1	末端管渠費	1/3	440	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5（1ヶ月まで7.25）	負担金の10%	
	平成18.3 平成19.3	大谷 稲川	総事業費	2.6%						14.6（1ヶ月まで7.3）		
			一般用（1戸当たり）									
			団体用1種（1箇所当たり）		140,000							
			団体用2種（1箇所当たり）									
			営業用（1箇所当たり）									
	平成20.9	院内	総事業費	4.3%								
			一般用	（1戸当たり）								
			団体用	（1箇所当たり）	160,000							
			営業用									
	平成14.10 平成18.3	小安 皆瀬	総事業費	1.9%								
			一般・団体		160,000							
			営業用(人員割り20人以下定額)		200,000							
			営業用(人員割り50人以下人数割り)		10,000							
			営業用(人員割り50人超人数割り)		5,000							
鹿角市	平成7.4	全域	末端管渠費	1/5	480	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	特例基準割合に7.3%加算した割合。ただし、上限14.5%（1ケ月までは、特例基準割合に1.0%を加算した割合。ただし、上限7.25%）	負担金の6%	
由利本荘市	平成3.4	本荘第1～5	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5		
	平成12.4	旧矢島町全域	末端管渠費	10%			1	1	7	14.5		
			戸数割り		30,000							
	平成4.4	旧岩城町全域	末端管渠費	1/3	100		10	12	毎月	14.6		
	平成7.4	旧由利町全域	汚水工事費	15%以内			10	4	6,9,12,3	14.6		
			戸数割り		350,000							
	平成12.3	旧大内町全域	1戸当たり事業費	4%			5	4	6,9,12,2			
			戸数割り		200,000							
	平成7.9	旧西目町全域	末端管渠費	1/5			5	4	5,8,11,2	14.6		
			戸数割り		200,000							

平成２９年４月現在

市町村名	供用開始	負担（分担）区	単位負担金額　（円/㎡）			徴収時期	徴収方法			延滞金の率　（%）	報奨金制度等	備考
			対象事業費	負担率	金額		分割年数	単年度納入回数	納入月			
潟上市	昭和61.4	全域	末端管渠費	1/4	325	供用開始日の翌年度初め	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
大仙市	昭和63.4	大曲第１	末端管渠費	30%	395	供用開始と同時	3	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
		大曲第２			398							
		大曲第３			390							
		大曲第４			410							
		大曲第５			430							
		大曲第６			430							
		大曲第７			430							
	平成19.3	神岡	１基当たり		150,000	供用開始と同時	3	1	12			
	平成3.10	中仙第1～9	末端管渠費	100%	330	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.6 (1ヶ月まで7.3)		
	平成9.4	協和	１戸当たり		150,000	供用開始と同時	5	1	3			
	平成8.6	仙北	１受益者当たり		360,000	公告と同時	5	1	12			
	平成10.4	西仙北	１受益者当たり		150,000	公告後加入申込と同時	5	1	12			
	平成22.3	南外	１基当たり		150,000	供用開始と同時	3	1	12			
北秋田市	平成10.4	鷹巣北部 鷹巣中部 鷹巣南部	末端管渠整備費	1/5	430	供用開始と同時	5	4	6,8,10,12	14.6	負担金の6%	
	平成9.4	森吉	末端管渠費	1/5	340	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.6	負担金の5%	
	平成15.3	阿仁	１戸当たり		100,000	供用開始と同時	2～3	1	6	14.6		
	平成17.7	旧合川町地区	受益者負担金制度なし									
にかほ市	平成10.4	第1	末端管渠費	1/3		供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5	負担金の9.5%	
			戸数割り		110,000							
仙北市	平成6.4	角館第1～4	末端管渠費	1/2	410	供用開始と同時	5	4	7,9,11,1	14.6	負担金の2～20%	過誤納の還付あり
	平成23.4	角館第5	末端管渠費	100%	255							
	昭和61.6	武蔵野	末端管渠費	1/3	277							
		武蔵野第２			320							
		宿			390							
		潟前	総事業費	3/10	340							
		春山		1/10	290							
	平成18.3	生保内北部	末端管渠費	1/3	290							
小坂町	平成10.4	全域	末端管渠費	1/3	（合算）	供用開始と同時	5	4	6,9,11,1	14.5		
			戸数割り		105,000							
			面積割り		100							
上小阿仁村	平成13.10	受益者負担金制度なし										
藤里町	平成15.3	全域	１戸当たり		150,000	下水道接続時	1	一括納付のみ				
三種町	平成4.5	旧琴丘町全域	末端管渠費	75%	1㎡当たり350円（上限450㎡）	供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.6 (1ヶ月まで7.3)	負担金の6%	
	平成7.4	旧山本町全域	総事業費	5～6%								
	平成8.4	旧八竜町全域	戸数割り		150,000							
八峰町	平成14.3	旧八森町全域	末端管渠費			供用開始日の翌年度初め	5	4	5,8,11,2	14.5		
			１受益地当たり		180,000							
	平成16.3	（旧峰浜村） 第１期 第２期（一部）	１受益地当たり		180,000	供用開始と同時					分担金の5%	
五城目町	平成5.10	全域	末端管渠費	68%		供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.5		
			戸数割り		170,000							
八郎潟町	平成2.10	全域	末端管渠費	1/3	370	供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
井川町	平成2.4	全域	末端管渠費	30%	（合算額）	供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	分担金の6%	
			面積割り（330㎡上限）		100							
			世帯人口割り		11,000							
			戸数割り		83,000							
大潟村	昭和44.5	受益者負担金制度なし										
美郷町	平成10.4	六郷第1	総事業費	5.7%	（合算）	供用開始と同時	5	4	6,8,10,12	14.6(督促状を発して10日を経過した日から) 7.3(督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から10日まで)		
			個別均等割り		64,000							
			面積割（宅地面積当り）		119							
羽後町	平成16.4	西馬音内	１戸当たり		200,000	供用開始と同時	5	4	7,9,11,2	14.6 7.3(督促状を発した日から10日まで)	分担金の10%	
県・十和田湖	平成3.4	受益者負担金制度なし										

（３）水洗化助成・貸付制度

平成２９年４月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所	し尿浄化槽	汲取便所			し尿浄化槽		
	1世帯当り	1世帯当り	貸付金	償還方法	貸付利子	貸付金	償還方法	貸付利子
秋田市	・供用開始から3年以内は 4万円、3年経過後は2万円 （最高5槽まで） ・住宅リフォーム補助5万円 （ただし、工事費50万円以上）	汲取便所と同様	一般住宅は、1戸70万円以内、貸家等1槽60万円以内、最高5槽まで300万円限度	70ヶ月以内の元金均等償還	市負担	一般住宅は1戸30万円以内、貸家等は1槽当たり25万円以内、最高5槽まで125万円限度	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
能代市	住宅リフォーム補助 工事費の10％ 限度額20万円	汲取便所と同様	対象工事1件当り 100万円以内	50ヶ月以内元金均等償還	3年以内：市負担 3年超～：1/2市負担	汲取便所と同様		
横手市			1世帯当り120万円 供用開始後３年を過ぎた世帯は80万円	72ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大館市	住宅リフォーム支援 （いずれも工事費30万円以上） ①一般補助 工事費の5%、限度額10万円 ②子育て支援 工事費の10%、限度額30万円 ③三世代同居 工事費の10%、限度額30万円 ④空き家リフォーム･市内在住 工事費の10%、限度額30万円 ⑤空き家リフォーム･市外移住 工事費の20%、限度額50万円	汲取便所と同様	1戸当り80万円以内 2個以上の場合は 限度額150万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
男鹿市	①住宅リフォーム補助 工事費の10％ 限度額10万円	汲取便所と同様	便槽１個当り80万円 2個以上の場合は 1個50万円 限度額200万円 対象は供用開始3年以内	50ヶ月均等償還	市負担			
湯沢市			工事1件当り100万円以内 2個以上の場合は 1個50万円以内 限度額200万円 供用開始後３ヶ年まで	72ヶ月均等償還	全額市負担	汲取便所と同様		
鹿角市	住宅リフォーム補助 工事費の20%（上限10万円※多子世帯「18歳未満の子が3人以上」は20万円）	汲取便所と同様	1世帯当り80万円 2個以上の場合は 1個30万円 限度額150万円	50ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
由利本荘市	住宅リフォーム補助 工事費の10％ （工事費50万円以上） 限度額10万円	汲取便所と同様						
潟上市	住宅リフォーム補助 工事費の10％ （工事費50万円以上に限る） 限度額20万円	汲取便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家ｱﾊﾟｰﾄ等は 1戸25万円以内 限度額100万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大仙市	新規の接続に対して、完了検査後6ケ月間、下水道使用料を免除 住宅リフォーム支援事業 工事費の10％補助（上限20万円）	汲取便所と同様	供用開始3年以内 1世帯当り120万円 供用開始3年超 1世帯当り60万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
			1世帯当り72万円 2個以上の場合は 限度額150万円	72ヶ月均等償還	市の基金により貸付のため利子はなし			
北秋田市	生活扶助世帯及び準ずる世帯を対象に改造費の40%以内、限度額24万円 住宅リフォーム補助 工事費の10%	汲取便所と同様	1世帯当り100万円 供用開始から３年 超えたら５０万円	60ヶ月元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
にかほ市	2万円以内	1万円以内	60万円	60ヶ月	1/2市負担	30万円	30ヶ月	1/2市負担
仙北市	住宅リフォーム補助 工事費の5%、最大10万円 子育て世帯は10%最大20万円 水洗化でさらに10万円上乗せ	汲取便所と同様	1世帯当り100万円以内	50ヶ月均等償還	全額市負担	汲取便所と同様		

平成２９年４月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所	し尿浄化槽	汲取便所			し尿浄化槽		
	1世帯当り	1世帯当り	貸付金	償還方法	貸付利子	貸付金	償還方法	貸付利子
小坂町	住宅リフォーム補助 工事費の15% 上限：15万円	汲取便所と同様	1世帯当り60万円 貸家ｱﾊﾟｰﾄ等は 1戸30万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
上小阿仁村	宅地内配管費補助　1戸当り　2万円 住宅リフォーム補助 工事費の10%（下限工事費：50万円） 上限：20万円		1戸当り30万円以内	30ヶ回以内 元金均等償還	限度額以内の利子 の1%分を負担	汲取便所と同様		
藤里町	・加入奨励金３～７万円 ・積立奨励金１～３万円 ・資金対策助成金１～４万円 ・環境浄化促進助成金（配管、桝、便器に助成）							
三種町	住宅リフォーム補助 工事費の15% 上限：30万円	汲取便所と同様	1戸当り100万円 2箇所以上の場合は 2箇所目から1箇所40 万円、限度額200万円 3年超は上記の1/2	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八峰町 （旧八森町地区） 八峰町 （旧峰浜村地区）	工事費の５％ ・トイレのみ接続　35,000円 ・雑排水のみ　35,000円 ・トイレ及び雑排水　50,000円		1対象工事当り70万円 2箇所以上の場合は、 1箇所につき30万円以 内を増額できる 限度額100万円	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
五城目町	住宅リフォーム補助 工事費の５％ 上限：１０万円	汲取便所と同様	1戸当り100万円 便所2か所以上の場合 1か所当たり50万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八郎潟町			1世帯当り100万円 貸家ｱﾊﾟｰﾄ等は 1戸40万円 限度額160万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
井川町	一世帯当10万円の助成 （世帯収入が300万円以下の場合20万円の助成）		1世帯当り100万円 貸家ｱﾊﾟｰﾄ等は 1戸25万円 限度額125万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
美郷町	下水道接続費補助金　上限10万円		1戸につき100万円	60ヶ月元金均等償還	町負担	汲取便所と同様		
羽後町	1年目水洗化5万円 2年目水洗化3万円 3年目水洗化2万円	汲取便所と同様	1世帯当り90万円以内 2個以上の場合は 限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		

5．水質の規制状況

（1）　処理場流入水に対する規制（排除基準）

下水道法		除害施設の設置基準	特定事業場からの排除基準		
		第12条第1項	第12条の2第1項	第12条の2第3項	
対象物質又は項目	下水道法施行令	第9条	第9条の4第1項	第9条の5第1項	第9条の5第2項
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量				380	125
水素イオン濃度	海域	5以下9以上		5超～9未満	5.7超～8.7未満
	その他				
生物科学的酸素要求量（BOD）				600	300
浮遊物質量（SS）				600	300
温度		45℃以上			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ．鉱油類	5mg/l超		5	
	ロ．動植物油脂類	30mg/l超		30	
沃素消費量		220mg/l以上			
カドミウム及びその化合物			0.03		
シアン化合物			1(0.1)		
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）			1(0.5)		
鉛及びその化合物			0.1		
六価クロム化合物			0.5(0.2)		
砒素及びその化合物			0.1		
水銀及びアルキル水銀　その他の水銀化合物			0.005		
アルキル水銀化合物			検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル			0.003		
トリクロロエチレン			0.1		
テトラクロロエチレン			0.1		
ジクロロメタン			0.2		
四塩化炭素			0.02		
1，2－ジクロロエタン			0.04		
1，1－ジクロロエチレン			1		
シス－1，2－ジクロロエチレン			0.4		
1，1，1－トリクロロエタン			3		
1，1，2－トリクロロエタン			0.06		
1，3－ジクロロプロペン			0.02		
ﾃﾄﾗﾒﾁﾙﾁｳﾗﾑｼﾞｽﾌｨﾙﾄﾞ（別名チウラム）			0.06		
2-ｸﾛﾛ-4,6-ﾋﾞｽ(ｴﾁﾙｱﾐﾉ)-s-ﾄﾘｱｼﾞﾝ(別名シマジン)			0.03		
S-4-ｸﾛﾛﾍﾞﾝｼﾞﾙ=N・N-ｼﾞｴﾁﾙﾁｵｶﾙﾊﾞﾏｰﾄ(別名ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ)			0.2		
ベンゼン			0.1		
セレン及びその化合物			0.1		
ほう素及びその化合物	海域		230		
	その他		10		
ふっ素及びその化合物	海域		15		
	その他		8		
1，4－ジオキサン			0.5		
フェノール類			5(0.5)		
銅及びその化合物			3(1.0)		
亜鉛及びその化合物			2		
鉄及びその化合物（溶解性）			10		
マンガン及びその化合物（溶解性）			10		
クロム及びその化合物			2		
ダイオキシン類			10pg-TEQ/l		

1　（　）は秋田県公害防止条例による上乗せ基準
2　単位は水素イオン濃度、温度及びダイオキシン類を除きすべてmg/l以下
3　カドミウムは、平成２６年１２月１日より基準値改正
　（下水道法施行令の一部を改正する政令　平成２６年１１月１９日　政令第３６４号）
4　１，４－ジオキサンは、平成２４年５月２５日より追加
　（下水道法施行令の一部を改正する政令　平成２４年５月２３日　政令第１４８号）

（２）　放流水に対する規制（排水基準）

対象物質または項目＼法令		水質汚濁防止法第3条第1項による排水基準	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県条例第40条別表第2による上乗せ排水基準		
			第1種水域	第2種水域	第3種水域
カドミウム及びその化合物		0.03	0.05(ｶﾄﾞﾐｳﾑ)	0.05(ｶﾄﾞﾐｳﾑ)	
シアン化合物		1	0.1(ｼｱﾝ)	0.1(ｼｱﾝ)	0.1(ｼｱﾝ)
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）		1	0.5	0.5	
鉛及びその化合物		0.1			
六価クロム化合物		0.5	0.2(六価ｸﾛﾑ)	0.2(六価ｸﾛﾑ)	
砒素及びその化合物		0.1			
水銀及びアルキル水銀　その他の水銀化合物		0.005			
アルキル水銀化合物		検出されないこと			
ポリ塩化ビフェニル		0.003			
トリクロロエチレン		0.1			
テトラクロロエチレン		0.1			
ジクロロメタン		0.2			
四塩化炭素		0.02			
１，２－ジクロロエタン		0.04			
１，１－ジクロロエチレン		1			
シス－１，２－ジクロロエチレン		0.4			
１，１，１－トリクロロエタン		3			
１，１，２－トリクロロエタン		0.06			
１，３－ジクロロプロペン		0.02			
チウラム		0.06			
シマジン		0.03			
チオベンカルブ		0.2			
ベンゼン		0.1			
セレン及びその化合物		0.1			
ほう素及びその化合物	海域	230			
	その他	10			
ふっ素及びその化合物	海域	15			
	その他	8			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100			
１，４－ジオキサン		0.5			
水素イオン濃度	海域	5.0～9.0			
	その他	5.8～8.6			
生物科学的酸素要求量（ＢＯＤ）		160(120)	(30)	(60)	
化学的酸素要求量（ＣＯＤ）		160(120)	(30)	(60)	
浮遊物質量（ＳＳ）		200(150)	(70)	(120)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ．鉱油類	5			
	ロ．動植物油脂類	30			
フェノール類含有量		5	0.5	0.5	2.0
銅含有量		3	1.0	1.0	2.0
亜鉛含有量		2			
溶解性鉄含有量		10			
溶解性マンガン含有量		10			
クロム含有量		2			
大腸菌群数		(3000)個/cm3			

1　（　）は日間平均値
2　単位は水素イオン濃度及び大腸菌群数を除きすべてmg/l
3　カドミウムは、平成２６年１２月１日より基準値改正
　（水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令　平成２６年１１月４日　環境省令第３０号）
4　ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、ｱﾝﾓﾆｱ性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
5　１，４－ジオキサンは、平成２４年５月２５日より追加
　（排水基準を定める省令の一部を改正する省令　平成２４年５月２３日　環境省令第１５号）

（３）上乗せ排水基準に係る水域の区分
（県公害防止条例第４０条別表第２付表）

第一種水域	河川	第二種水域及び第三種水域以外の公共用水域（湖沼及び海域を除く。）
	湖沼	天然湖沼及び人工湖
	海域	第二種水域及び第三種水域以外の海域
第二種水域	河川	旭川（添川橋下流）、草生津川、新城川（新城橋下流）、土買川（心像川合流点上流）、丸子川（田茂木橋下流）、横手川（本郷橋下流）、白子川、安久谷川、瀬の沢川、金山川（大館市の区域内）、大湯津内沢川、荒瀬川、豊川及び比詰川（田中橋下流）並びにこれらの河川に流入する公共用水域（第三種水域並びに太平川（松崎橋上流）、猿田川、福部内川（東川橋上流）、窪堰川（杉本橋上流）、厨川、横手大戸川、横手杉沢川及び吉沢川を除く。） 第二種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に限る。） 米代川（檜山川合流点から大湯川合流点まで）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）及び別所川に限る。） 引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）、別所川、小坂川、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に流入する公共用水域（第三種水域並びに大森川（花岡川合流点上流）、下内川（長面橋上流）及び芋川を除く。）
	海域	能代港の港湾区域（米代川本流を除く。）、本荘港の港湾区域（子吉川本流を除く。）及び戸賀避難港の港湾区域並びに漁港の区域
第三種水域	河川	入見内川（入見内橋上流）、米代川（檜山川合流点下流）、檜山川、引欠川（長内沢川合流点上流）、猿間川及び旧大森川並びにこれらの河川に流入する公共用水域 第三種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、雄物川（秋田大橋下流）に限る。） 旧雄物川（港大橋上流）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、旭川及び草生津川を除く。） 小坂川及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、古遠部川に限る。） 雄物川（秋田大橋下流）及び古遠部川に流入する公共用水域
	海域	秋田港の港湾区域（港大橋上流を除く。）及び船川港の港湾区域並びに旧雄物川河口から雄物川河口までの海域

計画放流水質

○ 処理施設の構造の技術上の基準（下水道法第７条・同法施行令第５条の５・同法施行規則第４条の２）

方　法	生物化学的酸素要求量（単位mg/l・5日間）	窒素含有量（単位mg/l）	燐含有量（単位mg/l）
（令）下水を処理する構造 （例）標準活性汚泥法	10を超え15以下	―	―
（規則）計画放流水質	15以下	20以下	3以下

＊下水の放流先の河川その他の公共の水域等の状況を考慮して下水道管理者が定める

○ 放流水の水質の技術上の基準（下水道法第８条・同法施行令第６条）

	水素イオン濃度（ｐＨ）	浮遊物質量（単位mg/l）	大腸菌群数（単位1cm3につき個）
（令）放流水の水質	5.8以上～8.6以下	40以下	3,000以下

＊令第５条の５第２項に規定する計画放流水に適合する数値

6. 農業集落排水施設

（1） 農業集落排水施設整備のあゆみ

昭和57年　由利本荘市（旧由利町）五十土(イカヅチ)地区、潟上市（旧飯田川町）妹川(イモカワ)地区　着手。
昭和59年　由利本荘市（旧由利町）五十土地区、
秋田市（旧河辺町）岩見三内中央地区　供用開始
～
平成28年　事業着手　201地区、供用済み　200地区

○農業集落排水施設整備の経緯

年　度	事業着手地区数	供用地区数	供用処理場数	統合・下水道接続による廃止処理場数	汚水処理人口普及率(%)	
					農業集落排水施設	全　体
S57	2	0	0		0.0	6.8
S58	7	0	0		0.0	7.1
S59	3	2	2		0.1	8.3
S60	2	1	1		0.1	9.1
S61	2	2	2		0.1	9.9
S62	3	3	3		0.1	10.9
S63	4	5	4		0.8	12.6
H 1	6	1	1		0.9	13.8
H 2	5	5	5		1.0	15.5
H 3	8	2	1		1.1	17.1
H 4	9	13	12		2.0	19.1
H 5	16	5	5		1.9	21.1
H 6	15	10	9		2.4	24.0
H 7	14	13	13		3.4	29.4
H 8	15	14	14		4.1	32.7
H 9	16	17	17		4.7	36.8
H10	14	12	12		5.5	40.6
H11	8	14	14		6.5	45.2
H12	10	14	14		7.4	49.7
H13	8	8	8		8.1	53.8
H14	7	10	8		8.6	57.6
H15	4	8	8		9.0	61.6
H16	5	9	8		9.4	67.1
H17	5	2	2		9.5	69.7
H18	6	3	3		9.6	72.5
H19	3	3	3		10.1	74.5
H20	1	7	5		10.3	76.7
H21	1	5	6		10.8	78.5
H22	0	5	5	1	10.7	79.9
H23	1	4	5	1	10.8	81.3
H24	1	0	1	7	10.6	82.7
H25	0	2	1		10.5	83.7
H26	0	0	0		10.3	84.5
H27	0	1	1		10.4	85.4
H28	0	0	0	1	10.3	86.1
累　計	201	200	193	10		

＊1 供用地区には、公共下水道接続の13地区を含む。
＊2 処理場を持たない地区や複数の処理場を持つ地区があるため、供用地区数は供用処理場数とは一致しない。
＊3 分割採択地区は1地区として計上。

凡 例 　□ 事業実施（済・中）　■ 整備計画

（2）農業集落排水施設　地区（処理区）一覧表

市町村名（25）	旧市町村名（69）	地区数 計画	地区数 着手	地区数 未着手	地区番号	地区名（処理区名）	計画人口（人）	事業期間 着工	事業期間 完了	供用年月	摘要
鹿角市		3	3	0	1	小豆沢	490	H10	H13	H13. 4	
					2	谷内・永田	640	H15	H20	H20.4	
					3	末広	691	H23	H27	H27.4	
小坂町											農業集落排水施設計画なし
大館市	大館市	7	7	0	4	餌釣	285	S62	H 1	H 2. 4	
					5	山館	456	H 3	H 5	H 5. 8	
					6	真中	1,312	H 5	H 9	H 8. 8	
					7	沢尻	500	H 7	H 9	H 9. 8	
					8	麓西	460	H 9	H11	H12. 4	
					9	四羽出	687	H10	H14	H15. 4	
					10	十二所北	1,172	H15	H20	H21. 4	
	比内町	3	3	0	11	小新田・羽立	206	H 9	H11	H11. 5	
					12	八木橋	423	H12	H16	H15. 5	
					13	独鈷中野	1,620	H17	H22	H21. 4	
	田代町	2	2	0	14	山田	631	H 9	H11	H11. 7	
					15	岩野目	182	H13	H15	H16. 4	
北秋田市	鷹巣町	2	2	0	16	脇神	211	H 8	H10	H10. 6	
					17	坊沢	879	H12	H17	H15.10	
	森吉町	2	2	0	18	浦田	492	H 8	H10	H10. 6	
					19	前田	973	H12	H16	H14. 8	
	阿仁町	1	1	0	20	根子	135	H13	H15	H15.11	
	合川町	11	11	0	21	上杉	458	H 3	H 5	H 5. 7	
					22	下杉	254	H 5	H 7	H 7. 8	
					23	西	678	H12	H17	H18. 4	
					24	羽根山	209	H 8	H10	H10. 7	
					25	鎌沢	160	S59	S62	S63. 1	
					26	三木田	157	S58	S60	S61. 1	
					27	三里	132	S63	H 4	H 4. 5	
					28	根田、芹沢	349	H 9	H12	H12.12	
					29	木戸石	626	H 6	H 8	H 8. 7	
					30	増沢	205	H 7	H 9	H 9.11	
					31	道城	180	H18	H23	H22.4	
上小阿仁村		4	4	0	32	上仏社	75	H 2	H 4	H 4. 7	
					33	五反沢	217	H 5	H 7	H 8. 7	
					34	小沢田	514	H 8	H11	H11. 4	
					35	羽立	275	H12	H15	H15. 4	
能代市	能代市	1	1	0	36	浜浅内	234	H 9	H11	H11. 8	
	二ツ井町										農業集落排水施設計画なし
藤里町		1	1	0	37	中通	222	H11	H15	H14.12	
三種町	琴丘町	1	1	0	38	大又	360	H11	H16	H14. 8	
	山本町	2	2	0	39	下岩川	782	H18	H23	H23.4	
					40	外岡・羽立	284	H13	H16	H16. 4	
	八竜町	2	2	0	41	釜谷	475	S58	S61	S62. 4	
					42	芦崎	600	H 7	H10	H 9. 4	
八峰町	八森町										農業集落排水施設計画なし
	峰浜村	3	3	0	43	石川	419	H10	H13	H12.12	
					44	岩子・大久保岱	243	H14	H17	H17. 3	
					45	塙	585	H18	H23	H22.3	
秋田市	秋田市	11	11	0	46	豊巻	738	S60	S63	H 1. 4	
					47	小山	265	S60	H 1	H 2. 4	
					48	石田坂	357	S61	H 1	H 2. 4	
					49	笹岡	244	H 2	H 4	H 4.10	
					50	寒川	84	H 5	H 7	H 7.10	H29.4下北手中央処理区へ接続
					51	下新城北部	528	H 6	H 8	H 9. 4	
					52	上新城	1,140	H 9	H12	H12. 4	
					53	下新城南部	697	H11	H14	H14. 4	
					54	上北手東部	234	H13	H16	H16. 4	
					55	下北手中央	701	H16	H20	H20. 4	
					56	（金足）		H19	H25	H25.4	1期H19～H25　2期　H20～H24 H25.4公共下水道へ接続
	河辺町	7	7	0	57	砂子渕	75	H 6	H 8	H 8.10	
					58	三内	289	H10	H12	H12.12	
					59	飛沢	125	H 1	H 2	H 3. 4	
					60	岩見三内中央	712	S58	S63	S59. 6	
					61	下三内	416	H 6	H 8	H 8. 4	
					62	赤平	442	H 3	H 5	H 5. 4	
					63	岩見	299	H15	H20	H20. 4	
	雄和町	5	5	0	64	新波	411	S58	S63	S63.12	
					65	向野	330	H 4	H 6	H 6. 7	
					66	戸賀沢	487	H 6	H 9	H 8.12	
					67	萱ヶ沢	313	H 9	H12	H12.12	
					68	種平	640	H12	H17	H16. 7	
男鹿市	男鹿市	1	1	0	69	五里合	1,322	H 6	H10	H 9.12	
	若美町										農業集落排水施設計画なし
潟上市	昭和町	1	1	0	70	豊川	943	H10	H13	H14. 3	
	飯田川町	3	3	0	71	（妹川）		S57	H2	S63.4	S63.4公共下水道へ接続
					72	（新道）		H3	H6	H6.4	H6.4公共下水道へ接続
					73	（飯塚浜）		H1	H3	H3.4	H3.4公共下水道へ接続
	天王町	3	3	0	74	（湖岸）		H 1	H 4	H 4. 4	H24.12公共下水道へ接続
					75	（羽立）		H 5	H 7	H 8. 4	H24.12公共下水道へ接続
					76	（大崎）		S59	S63	S64. 1	H22.11公共下水道へ接続
五城目町		1	1	0	77	（上山内）		H 7	H11	H11. 5	H25.4公共下水道へ接続
八郎潟町		2	2	0	78	（小池）		S63	H 2	H 3. 3	H25.4公共下水道へ接続
					79	（浦大町）		H 5	H 7	H 7. 4	H25.4公共下水道へ接続
井川町		2	2	0	80	（井内）		H 5	H 7	H 7. 4	H25.3公共下水道へ接続
					81	（蒲田）		H11	H16	H14. 4	H25.3公共下水道へ接続
大潟村											農業集落排水施設計画なし
由利本荘市	本荘市	10	10	0	82	小友第一〈万願寺〉	1,095	H 4	H 6	H 6. 7	
					83	内越第一〈内越畑谷〉	578	H 5	H 7	H 7. 6	
					84	小友第二	283	H 5	H 7	H 7.10	
					85	子吉	1,640	H 6	H 8	H 8. 7	
					86	石沢第二	620	H 7	H10	H 9. 6	
					87	南内越第二	554	H 9	H11	H11. 4	
					88	石沢第一	856	H11	H14	H13.11	
					89	北内越第二	431	H13	H18	H17. 1	
					90-1	芦川〈松ヶ崎第二〉	60	H19	H23	H24.4	
					90-2	親川〈松ヶ崎第二〉	50	H19	H23	H23.4	
					90-3	深沢〈松ヶ崎第二〉	97	H19	H23	H22.4	
					91	小友第三	260	H17	H21	H22.4	
	矢島町	4	4	0	92	元町・荒沢	413	H 4	H 6	H 6. 6	
					93	郷内・坂之下	277	H 5	H 7	H 7. 8	
					94	川辺・木在	470	H 6	H 8	H 8. 6	
					95	新荘・立石	415	H 7	H 9	H 9. 5	
	岩城町	4	4	0	96	亀田	1,296	S62	H 5	H 4. 4	
					97	上蛇田	94	H 5	H 7	H 7. 4	
					98	高畑	334	H 7	H 9	H10. 4	
					99	滝俣	143	H 9	H11	H11. 4	
	由利町	14	14	0	100	五十土	162	S57	S59	S59. 6	
					101	山本	420	S58	S61	S61. 8	
					102	久保田	107	S59	S61	S62. 8	
					103	小菅野	89	S61	S62	S63. 8	
					104	川西	575	S63	H 4	H 4. 9	
					105	東鮎川・[町村・中畑]	780	H 2	H 4	H 4. 9	
					106	（町村）		H3	H4	H 4. 9	H4.9東鮎川処理区へ接続
					107	黒沢明法	290	H 4	H 6	H 6. 8	
					108	曲沢	203	H 4	H 6	H 6. 8	
					109	吉沢	235	H 5	H 7	H 7. 6	
					110	南福田	166	H 5	H 7	H 7. 6	H29.4子吉処理区へ接続
					111	土倉	103	H 6	H 7	H 8. 4	
					112	（中畑）		H 7	H 9	H 9. 6	H23.12東鮎川処理区へ接続
					113	屋敷	70	H 8	H10	H10. 6	
由利本荘市	西目町	1	1	0	114	西目南部	874	H 9	H12	H12. 6	
	鳥海町	3	3	0	115	伏見・上川内・[平根]	1,686	H 9	H11	H11. 4	
					116	（平根）		H16	H18	H17. 3	H17.3伏見上川内処理区へ接続
					117	笹子	1,189	H13	H16	H15. 4	
	東由利町	4	4	0	118	老方舘合	1,364	H 8	H10	H10. 7	
					119	蔵・法内	808	H13	H16	H16. 4	
					120	大琴	410	H17	H21	H21.10	
					121	田代黒渕	448	H24	H28	H29. 4	
	大内町	7	7	0	122	松本	666	H 6	H 9	H 9. 6	
					123	岩野目沢	313	H 8	H10	H10. 6	
					124	楢渕・[羽広・滝]	550	H10	H13	H13. 3	
					125	（滝）		H11	H15	H15. 3	H15.3楢渕処理区へ接続
					126	（羽広）		H11	H15	H15. 3	H15.3楢渕処理区へ接続
					127	中帳	243	H19	H23	H23. 4	
					128	葛岡・新田	1,334	H16	H21	H22. 4	
にかほ市	仁賀保町	8	8	0	129	院内	954	H 1	H 4	H 4. 5	
					130	百目木	462	H 2	H 5	H 5. 5	
					131	杉山	604	H 3	H 5	H 5. 5	
					132	伊勢居地・[桂坂]	775	H 4	H 7	H 6.11	
					133	小国	426	H 5	H 7	H 7. 5	
					134	（桂坂）		H 6	H 8	H 8. 5	H28.4伊勢居地処理区へ接続
					135	冬師	71	H 9	H11	H11. 5	
					136	釜ケ台	134	H10	H12	H12. 5	
	金浦町	1	1	0	137	大竹	349	H 8	H10	H10. 8	
	象潟町	6	6	0	138	小滝	384	H 4	H 8	H 6.11	
					139	西中野沢	153	H 5	H 7	H 7.10	
					140	上郷北部	588	H 7	H 9	H 9.11	
					141	関	201	H 8	H10	H10.10	
					142	上郷南部	522	H10	H12	H12. 8	
					143	上浜中央	1,446	H14	H19	H17.10	
大仙市	大曲市	3	3	0	144	中田・宮林	694	H10	H13	H13. 9	
					145	大曲西部	1,494	H14	H19	H19.10	
					146	角間川	497	H20	H24	H24.3	
	神岡町	2	2	0	147	神岡東部	657	H 9	H11	H11. 4	
					148	神岡西部	566	H14	H18	H17. 4	
	西仙北町	2	2	0	149	上野	910	H 8	H11	H10.11	
					150	川里	1,091	H10	H13	H13. 2	
	中仙町	3	3	0	151	中荒井	588	H 9	H12	H12. 9	
					152	大神成	334	H12	H15	H15. 8	
					153	田ノ尻	540	H16	H20	H20.10	
	協和町	10	10	0	154	一ノ渡	286	H10	H12	H12. 9	
					155	稲沢	158	H 6	H 9	H 9. 3	
					156	水沢	326	H12	H15	H14.10	
					157	白岩	241	H 7	H 9	H 9. 9	
					158	川口	202	H 8	H10	H10. 3	
					159	小種	554	H11	H14	H14. 8	
					160	沢庄	269	H16	H20	H20.3	
					161	宇津野	407	H13	H16	H16. 4	
					162	下淀川	385	H15	H18	H18. 4	
					163	峰吉川	866	H17	H21	H21. 3	
	南外村										農業集落排水施設計画なし
	仙北町	5	5	0	164	薬師	534	H 1	H 4	H 4. 6	
					165	福田	1,066	H 3	H 6	H 6. 7	
					166	払田	1,227	H 6	H10	H11. 5	
					167	仙北北部	864	H 9	H13	H14. 3	
					168	（板見内）		H14	H19	H20. 5	H20.5公共下水道へ接続
	太田町	5	5	0	169	横沢	1,130	H 6	H 9	H 9. 4	
					170	大町	728	H 7	H10	H10. 6	
					171	小神成	1,366	H10	H15	H13. 6	
					172	太田今泉	1,016	H14	H19	H19.7	
					173	三本扇	565	H18	H23	H24.3	
仙北市	角館町	1	1	0	174	前郷	492	H 9	H12	H13. 4	
	田沢湖町	1	1	0	175	田沢	405	H17	H21	H22. 4	
	西木村	5	5	0	176	戸沢	93	H 7	H 9	H10. 3	
					177	桧木内	1,218	H10	H13	H12. 4	
					178	西明寺西部	496	H 7	H10	H10. 3	
					179	西明寺	700	S63	H 4	H 4. 4	
					180	西明寺南部	1,089	H 4	H 8	H 8. 4	
美郷町	六郷町										農業集落排水施設計画なし
	千畑町	3	3	0	181	一丈木	980	H 1	H 5	H 4. 4	
					182	本堂	883	H 3	H 7	H 7. 4	大仙市の一部区域を含む
					183	上畑屋	830	H 7	H11	H10. 3	
	仙南村	3	3	0	184	後三年	265	S58	S62	S61.11	横手市の一部区域を含む
					185	飯詰	440	S62	H 2	H 2. 4	
					186	野荒町	729	H 8	H11	H11.10	
横手市	横手市	1	1	0	187	金沢	750	H21	H26	H25.4	
	増田町										農業集落排水施設計画なし
	平鹿町										農業集落排水施設計画なし
	雄物川町										農業集落排水施設計画なし
	大森町	5	5	0	188	大森	2,006	S58	H 2	S63. 4	
					189	十日町	433	H 2	H 5	H 4. 7	
					190	川西	1,456	H 5	H 9	H 8. 4	
					191	上溝	984	H 8	H11	H11. 4	
					192	大森本郷	172	H12	H15	H15. 3	
	十文字町	2	2	0	193	今泉	1,172	H 8	H11	H11.10	
					194	植田	805	H14	H19	H18. 4	
	山内村										農業集落排水施設計画なし
	大雄村										農業集落排水施設計画なし
湯沢市	湯沢市	4	4	0	195	山田中央	336	H 4	H 6	H 6.11	
					196	深堀	800	H 8	H11	H10.11	
					197	山田東部	1,752	H12	H17	H15.11	
					198-1	松岡	947	H18	H23	H22. 3	
					198-2	新城〈松岡〉	78	H18	H23	H22. 3	
	稲川町										農業集落排水施設計画なし
	雄勝町										農業集落排水施設計画なし
	皆瀬村										農業集落排水施設計画なし
羽後町	羽後町	3	3	0	199	床舞	1,138	H 6	H 9	H 9. 8	
					200	土舘・[嶋田]	1,360	H10	H14	H13. 8	
					201	（嶋田）		H18	H21	H20.4	H20.4土舘処理区へ接続
東成瀬村											農業集落排水施設計画なし
合計		201	201	0			105,420				

1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での農集排計画処理区と農集排事業等で整備された地区を表記。
2 計画人口はH29.3.31時点の計画処理人口である。
3 集排整備事業の地区名と処理区名が異なる場合は、処理区名の後に地区名を〈　〉書きで表記。
4 処理場を持たない地区（公共下水道接続、他処理区へ接続している地区）は、地区名を（　）書きで表記。
5 他の集排地区を接続している処理区は、処理区名の後に接続している地区名を[　]書きで表記。
6 農業集落排水施設計画市町村　22市町村（13市 8町 1村）

（３）平成28年度末 農業集落排水施設 処理人口普及率

（平成29年3月31日現在）

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	H28末普及率	着手年度	供用年月	備考
1	上小阿仁村	2,423	1,081	44.6%	H 2	H 4. 7	
2	由利本荘市	79,138	23,051	29.1%	S57	S59. 6	
3	にかほ市	25,385	7,069	27.8%	H 1	H 4. 5	
4	大仙市	83,578	19,580	23.4%	H 1	H 4. 6	
5	美郷町	20,153	4,082	20.3%	S58	S61.11	
6	北秋田市	33,265	6,098	18.3%	S58	S61. 1	
7	八峰町	7,466	1,247	16.7%	H10	H12.12	
8	仙北市	27,338	4,493	16.4%	S63	H 4. 4	
9	羽後町	15,549	2,498	16.1%	H 6	H 9. 8	
10	三種町	17,253	2,501	14.5%	S58	S62. 4	
11	大館市	74,095	7,934	10.7%	S62	H 2. 4	
12	横手市	92,422	7,804	8.4%	S58	S63. 4	
13	湯沢市	46,794	3,913	8.4%	H 4	H 6.11	
14	藤里町	3,448	222	6.4%	H11	H14.12	
17	鹿角市	31,922	1,821	5.7%	H10	H13. 4	
15	男鹿市	28,777	1,322	4.6%	H 6	H 9.12	
16	秋田市	313,444	9,527	3.0%	S58	S59. 6	
18	潟上市	33,309	943	2.8%	S59	S64. 1	
19	能代市	54,887	234	0.4%	H 9	H11. 8	
20	小坂町	5,328					
21	井川町	4,920			H 5	H 7. 4	全地区公共下水道接続
22	八郎潟町	6,073			S63	H 3. 3	全地区公共下水道接続
23	五城目町	9,719			H 7	H11. 5	全地区公共下水道接続
24	大潟村	3,144					
25	東成瀬村	2,623					
	秋田県計	1,022,453	105,420	10.3%			

*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の13地区を除く。
　但し、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排区域内(但し、H29.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

*3 分割採択地区は１地区として計上。

$$\text{普及率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$

普及率グラフ

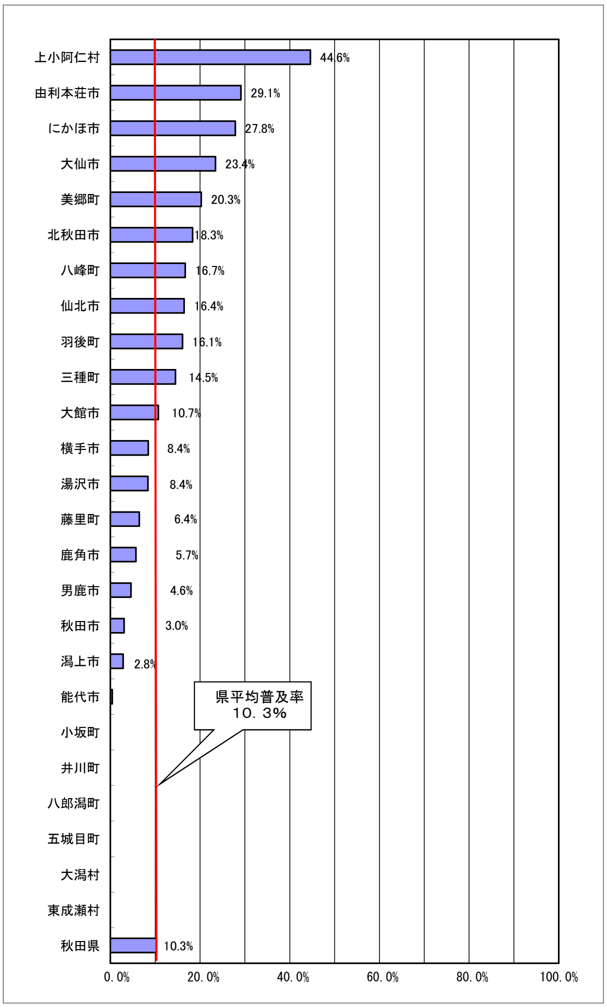

農業集落排水施設 処理人口普及率推移

項目＼年度	H20末	H21末	H22末	H23末	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末
普及率	10.3%	10.8%	10.7%	10.8%	10.6%	10.5%	10.3%	10.4%	10.3%

地域振興局別　農業集落排水処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	H28末普及率
鹿　角	37,250	1,821	4.9%
北　秋　田	109,783	15,113	13.8%
山　本	83,054	4,204	5.1%
秋　田	399,386	11,792	3.0%
由　利	104,523	30,120	28.8%
仙　北	131,069	28,155	21.5%
平　鹿	92,422	7,804	8.4%
雄　勝	64,966	6,411	9.9%
県　計	1,022,453	105,420	10.3%

*1 公共下水道接続の13地区を除く。
*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農集排区域内(但し、H29.3.31時点で農集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

地域振興局別　普及率グラフ

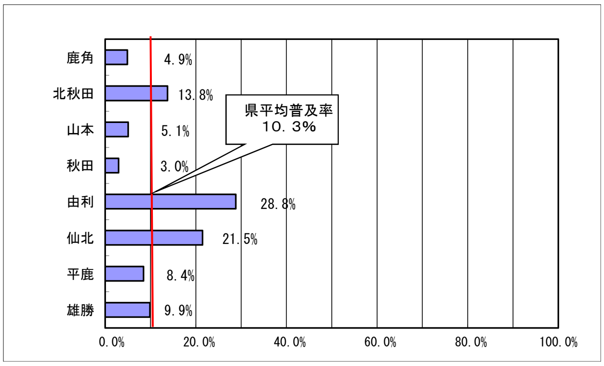

（４）平成28年度末 農業集落排水施設 整備率

（平成29年3月31日現在）

順位	市 町 村 名	計画区域内人　口	処理区域内人　口	整備率
1	秋田市	9,527	9,527	100.0%
1	能代市	234	234	100.0%
1	横手市	7,804	7,804	100.0%
1	大館市	7,934	7,934	100.0%
1	男鹿市	1,322	1,322	100.0%
1	湯沢市	3,913	3,913	100.0%
1	鹿角市	1,821	1,821	100.0%
1	由利本荘市	23,051	23,051	100.0%
1	潟上市	943	943	100.0%
1	大仙市	19,580	19,580	100.0%
1	北秋田市	6,098	6,098	100.0%
1	にかほ市	7,069	7,069	100.0%
1	仙北市	4,493	4,493	100.0%
1	上小阿仁村	1,081	1,081	100.0%
1	藤里町	222	222	100.0%
1	三種町	2,501	2,501	100.0%
1	八峰町	1,247	1,247	100.0%
1	美郷町	4,082	4,082	100.0%
1	羽後町	2,498	2,498	100.0%
	小坂町			
	五城目町			
	八郎潟町			
	井川町			
	大潟村			
	東成瀬村			
	秋 田 県 計	105,420	105,420	100.0%

*1 公共下水道接続の13地区を除く。

*2 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農集排区域内（但し、H29.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む）の人口である。

$$整備率(\%) = \frac{処理区域内人口}{計画区域内人口} \times 100$$

整備率グラフ

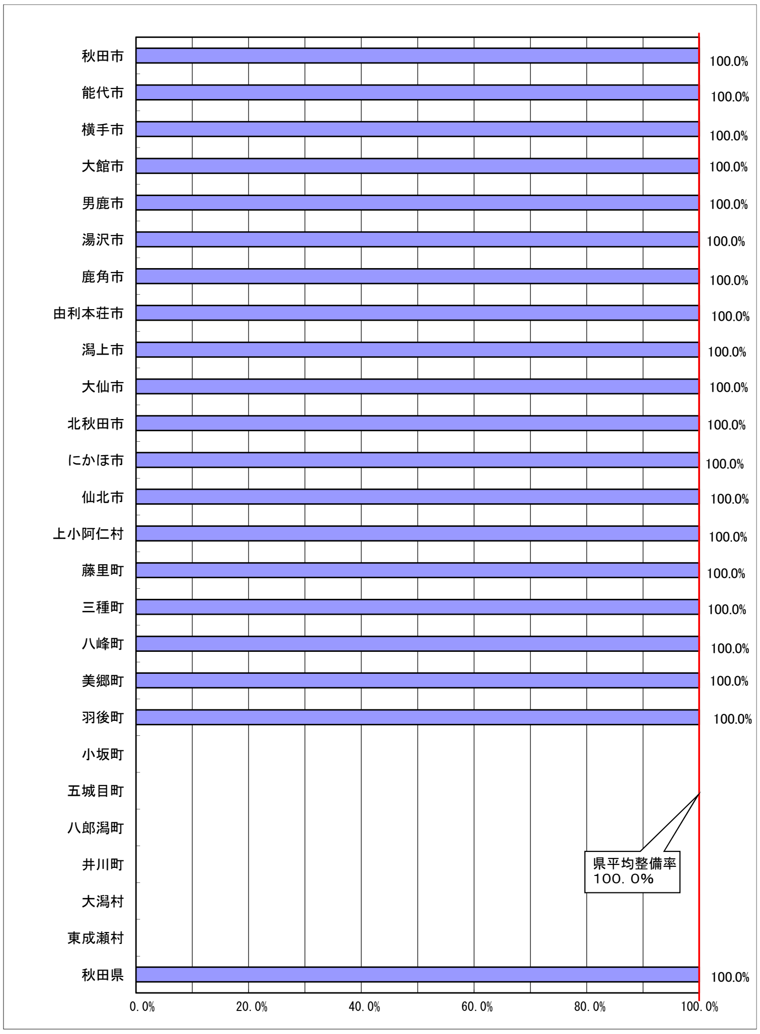

農業集落排水施設 整備率推移

項目＼年度	H21末	H22末	H23末	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末
整備率	81.0%	85.7%	86.7%	88.5%	90.8%	91.1%	96.5%	100.0%

地域振興局別　農業集落排水施設 整備率

振興局名	計画区域内人口	処理区域内人口	H28末整備率
鹿　角	1,821	1,821	100.0%
北　秋　田	15,113	15,113	100.0%
山　本	4,204	4,204	100.0%
秋　田	11,792	11,792	100.0%
由　利	30,120	30,120	100.0%
仙　北	28,155	28,155	100.0%
平　鹿	7,804	7,804	100.0%
雄　勝	6,411	6,411	100.0%
県　計	105,420	105,420	100.0%

*1 公共下水道接続の13地区を除く。

*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農集排区域内(但し、H29.3.31時点で農集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

地域振興局別　整備率グラフ

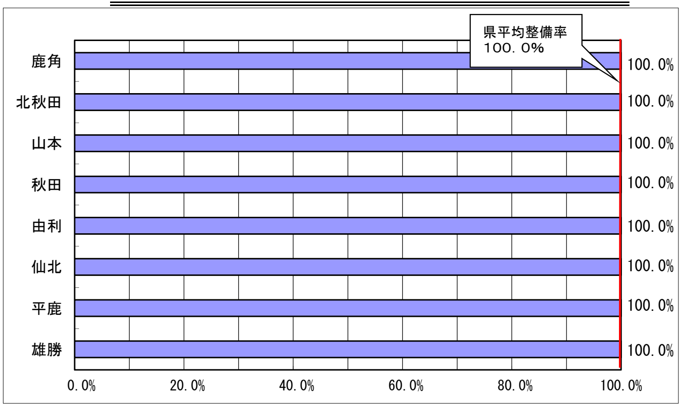

（５）平成28年度末 農業集落排水施設 接続率

（平成29年3月31日現在）

順位	市 町 村 名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接 続 人 口	接続率	着手年度	供用年月
1	能代市	54,887	234	234	100.0%	H 9	H11. 8
2	上小阿仁村	2,423	1,081	1,078	99.7%	H 2	H 4. 7
3	秋田市	313,444	9,527	9,074	95.2%	S58	S59. 6
4	美郷町	20,153	4,082	3,874	94.9%	S58	S61. 11
5	にかほ市	25,385	7,069	6,454	91.3%	H 1	H 4. 5
6	藤里町	3,448	222	202	91.0%	H11	H14. 12
7	北秋田市	33,265	6,098	5,493	90.1%	S58	S61. 1
8	大館市	74,095	7,934	6,593	83.1%	S62	H 2. 4
9	男鹿市	28,777	1,322	1,054	79.7%	H 6	H 9. 12
10	横手市	92,422	7,804	6,082	77.9%	S58	S63. 4
11	由利本荘市	79,138	23,051	17,667	76.6%	S57	S59. 6
12	潟上市	33,309	943	720	76.4%	S59	S64. 1
13	羽後町	15,549	2,498	1,825	73.1%	H 6	H 9. 8
14	仙北市	27,338	4,493	3,267	72.7%	S63	H 4. 4
15	大仙市	83,578	19,580	13,501	69.0%	H 1	H 4. 6
16	鹿角市	31,922	1,821	1,199	65.8%	H10	H13. 4
17	三種町	17,253	2,501	1,579	63.1%	S58	S62. 4
18	湯沢市	46,794	3,913	2,360	60.3%	H 4	H 6. 11
19	八峰町	7,466	1,247	676	54.2%	H10	H12. 12
	小坂町	5,328					
	五城目町	9,719					
	八郎潟町	6,073					
	井川町	4,920					
	大潟村	3,144					
	東成瀬村	2,623					
	秋 田 県 計	1,022,453	105,420	82,932	78.7%		

*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の13地区を除く。
但し、地区数、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。
*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排区域内(但し、H29.3.31 時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。
*3 分割採択地区は１地区として計上。

$$接続率(\%) = \frac{接続人口}{処理区域内人口} \times 100$$

接続率グラフ

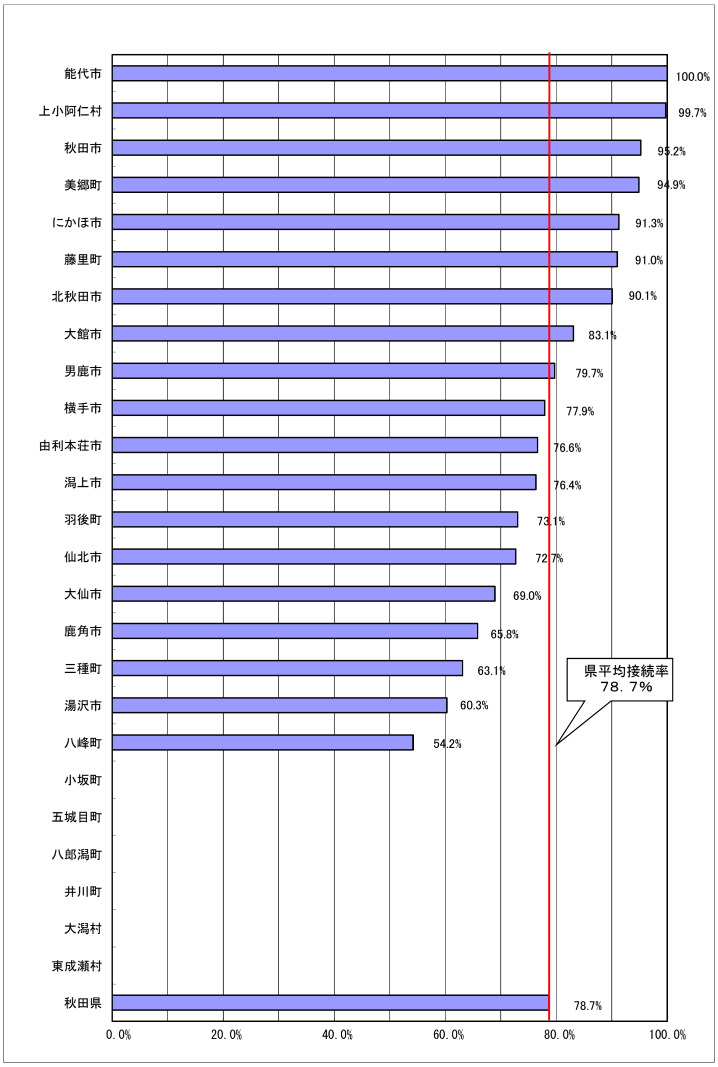

農業集落排水施設 接続率推移

項目＼年度	H20末	H21末	H22末	H23末	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末
接続率	72.8%	71.6%	73.4%	75.1%	73.9%	76.6%	77.6%	77.6%	78.7%

地域振興局別 農業集落排水施設 接続率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接 続 人 口	H28末接続率
鹿 角	37,250	1,821	1,199	65.8%
北 秋 田	109,783	15,113	13,164	87.1%
山 本	83,054	4,204	2,691	64.0%
秋 田	399,386	11,792	10,848	92.0%
由 利	104,523	30,120	24,121	80.1%
仙 北	131,069	28,155	20,642	73.3%
平 鹿	92,422	7,804	6,082	77.9%
雄 勝	64,966	6,411	4,185	65.3%
県 計	1,022,453	105,420	82,932	78.7%

*1 公共下水道接続の12地区を除く。
*2 処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農集排区域内(但し、H29.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

地域振興局別 接続率グラフ

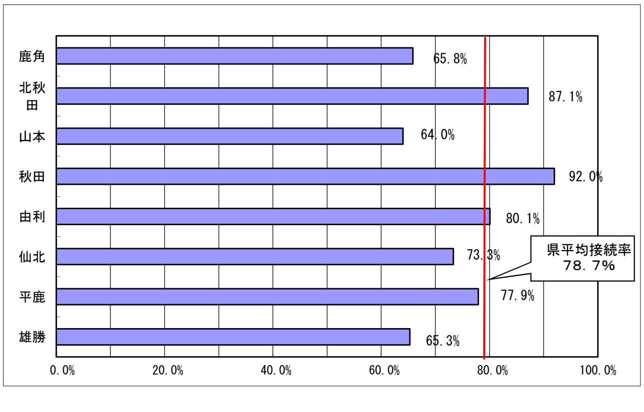

（６）農業集落排水施設 使用料

平成29年4月現在

団体名 使用料条例施行・供用開始団体		使用料体系 （区分水量） ‖は基本水量（基本使用料）の区分線 │は水量毎の単価の区分線 0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	基本水量 (m3/月)	基本使用料 (円/月)	使用料体系 消費税	1ヶ月 20m3・（3人）当り料金 消費税込 (円/20m3)
鹿角市		（基本料1世帯当たり1,990円）＋（人員割料世帯人員1人当たり560円）	－	1,990	税抜き	3,963
※大館市		(m3) 0 ‖10 20 50 100 (円) 1,512 162.0 172.8 205.2 226.8	10	1,512	税込み	3,132
北秋田市	旧鷹巣町地区 旧森吉町地区 旧合川町地区	（基本料1世帯当たり1,500円）＋（人員割料世帯人員1人当たり400円）	－	1,575	税込み	2,835
	旧阿仁町地区	(m3) 0 ‖10 20 30 40 50 100 (円) 1,300 140 150.0 160 170.0 180 190	10	1,365	税込み	2,835
※上小阿仁村		（基本料1世帯当たり1,715円）＋（人員割料世帯人員1人当たり572円）	－	1,715	税抜き	3,705
能代市		（基本料1世帯当たり1,830円）＋（人員割料世帯人員1人当たり470円）	－	1,830	税抜き	3,499
※藤里町		(m3) ‖10 (円) 1,296 129	10	1,296	税込み	2,592
※八峰町		(m3) ‖10 (円) 1,620 162	10	1,620	税込み	3,240
※三種町		(m3) 0 ‖10 100 500 1000 (円) 1,512 151.2 140.4 129.6 118.8	10	1,512	税込み	3,024
※秋田市		(m3) 0 ‖10 30 50 100 500 1,000 (円) 1,020 181 226 249 305 352 427	10	1,020	税抜き	3,056
※男鹿市		(m3) 0 ‖10 20 50 100 (円) 1,620 162.0 172.8 205.2 226.8	10	1,620	税込み	3,240
※潟上市 （旧昭和町地区）		(m3) 0 ‖10 30 50 100 (円) 1,296 172 194 205 237	10	1,296	税込み	3,016
※由利本荘市		(m3) 0 10 20 50 100 (円) 123 154 174 195 216	－	514	税込み	3,284
にかほ市		(m3) 0 ‖10 (円) 1,100 110	10	1,100	税抜き	2,376
大仙市	※大仙市	(m3) 0 ‖10 30 50 100 (円) 1,510 165 174 206 237	10	1,510	税込み	3,160
	旧仙北町地区	(m3) 0 ‖10 30 50 100 (円) 1,510 144 154 174 206	10	1,510	税込み	2,950
※仙北市		(m3) 0 ‖5 10 20 30 40 50 100 (円) 756 108 140.4 151.2 162 172.8 183.6 194.4	5	756	税込み	2,700
美郷町		(m4) 0 ‖5 (円) 540 140	5	540	税込み	2,640
※横手市		(m3) 0 ‖5 10 20 30 40 50 100 (円) 700 140 149 158 167 176 185 194	5	700	税抜き	3,121
湯沢市		(m3) 0 ‖6 20 50 100 H23.9月使用料より改定,H30.9使用料統一 (円) 1,200 157 167 177 188	6	1,200	税込み	3,398
羽後町		（基本料1世帯当たり1,400円）＋（人員割料世帯人員1人当たり535円）	－	1,400	税込み	3,005

※　公共下水道使用料と同じ

（7） 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度

平成29年4月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲取便所			し尿浄化槽		
			貸付金	償還方法	貸付利子	貸付金	償還方法	貸付利子
※鹿角市	住宅リフォーム補助 工事費の20%（上限10万円※多子世帯「18歳未満の子が3人以上」は20万円）		1世帯当り80万円 3個以上の場合は1個30万円 （限度額150万円）	50ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大館市	住宅リフォーム緊急支援事業（下水道・農集・浄化槽への接続工事も対象） ・対象工事費30万円以上 ： 対象工事費の上限20% 上限50万円		（貸付制度なし）			（貸付制度なし）		
北秋田市	住宅ﾘﾌｫｰﾑ緊急支援事業(50万円以上の工事で、工事費の10%。ただし、補助金が20万円を超えるときは、20万円)		1世帯当り100万円 供用開始から3年超えたら50万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
上小阿仁村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円		1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利子 の1%分を村が負担	（貸付制度なし）		
能代市	住宅リフォーム緊急支援事業（下水道・浄化槽への接続工事） ・対象工事費30万円～200万円未満 対象工事費の10%未満 ・対象工事費200万円以上 一律20万円(上限)		対象工事1件当たり100万円以内	50ヶ月以内の 元金均等償還	市負担 （3年以内）	汲取便所と同様		
※藤里町	・加入奨励金：３～７万円 ・積立奨励金：１～３万円 ・資金対策助成金：１～４万円 ・環境浄化促進助成金（配管、桝、便器、既設便槽解体に助成）		（貸付制度なし）			（貸付制度なし）		
三種町	住宅リフォーム助成事業（工事費用20万円以上対象） ・工事費用20万円以上50万円未満 対象工事費用の15% ・工事費用50万円以上 対象工事費用の5%（上限20万円）		1戸当たり100万円 2箇所以上の場合は2箇所目から 1個40万円（限度額200万円） 供用開始3年超は上記の1/2	50ヶ月以内元金均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八峰町	住宅リフォーム緊急支援事業(下水道・農集・漁集・浄化槽への接続工事も対象） ・対象工事費30万円以上 ： 一律10万円		1世帯当り70万円以内 2個以上のトイレを水洗化した場合は 100万円以内	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
秋田市	・一戸当り2万円 ・住宅リフォーム補助5万円（ただし、工事費50万円以上）	汲取便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家等については1戸60万円以内、最高5戸まで300万円限度	70ヶ月均等償還	市負担	1戸当り30万円以内貸 家等については1戸25万円以内、最高5槽まで125万円限度	30ヶ月均等償還	市負担
男鹿市	・住宅リフォーム補助 工事費の10% 限度額10万円		排水設備工事に要した費用かつ融資の範囲内において80万円を限度額とする（対象は供用開始3年以内）	50ヶ月以内均等償還	市負担	（貸付制度なし）		
※潟上市	・住宅リフォーム補助（工事費50万円以上対象） 工事費の10%（限度額20万円）		1戸当り70万円以内 貸家アパート等は1戸25万円以内 （限度額100万円）	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
由利本荘市	・住宅リフォーム資金助成事業 工事費の10%（15%）補助、上限10万円（20万円） 条件：工事費総額が50万円以上であること。		（貸付制度なし）			（貸付制度なし）		
にかほ市	リフォーム支援補助金 工事費 5%又は最大10万円		（貸付制度なし）			（貸付制度なし）		
※大仙市	・新規の接続に対して、完了検査後6ケ月間、下水道使用料を免除 ・住宅リフォーム支援事業 工事費の10%補助（上限20万円）		供用開始3年以内 1世帯当り120万円 供用開始3年超 1世帯当り60万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
			1世帯当り72万円 2個以上の場合は限度額150万円	72ヶ月均等償還	市の基金からの 貸付のため無利子			
※仙北市	・住宅リフォーム補助 工事費の5%、最大10万円 子育て世帯は10%、最大20万円 水洗化でさらに10万円上乗せ		仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん制度（上限100万円）	50か月以内、元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
美郷町	下水道又は農業集落排水処理区域内で新規に接続する場合で、下水道接続工事費の1/3以内（補助限度額10万円）を助成 （水洗便所改造資金融資斡旋制度利用者、税滞納者は対象外）		水洗便所改造資金融資斡旋制度 （上限100万円）	60ヶ月元金均等償還	供用開始3年以内 －全額町負担 供用開始3年経過 －1／2町負担	汲取便所と同様		
※横手市			供用開始後3年以内 1世帯当り 120万円 供用開始後3年超 1世帯当り 80万円	最大72ヶ月までの均等償還	市負担	汲取便所と同様		
※湯沢市			工事1件当り100万円以内 2個以上の場合は 1個50万円以内 （限度額200万円） 供用開始後3ヶ年まで	72ヶ月以内元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
羽後町	・高齢者世帯排水設備工事費助成 限度額 40万円（条件：65歳以上のみの世帯、分担金減免基準該当、個人負担 5万円/人） ・身体障害者世帯排水設備工事費助成 限度額 30万円（条件：1又は2級、3級1種及び4級1種の障害認定者が同居している世帯） ・住環境リフォーム助成 助成金額 30万円（条件：排水設備工事を含む住宅の増改築工事を実施。工事総額が100万円以上であること。）		1世帯当り 90万円以内 2個以上の場合は限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
		浄化槽廃止助成（条件：浄化槽を廃止し農集排施設に接続する世帯） ・設置後10年以上の合併浄化槽又は単独浄化槽を所有 10万円						

※ 公共下水道の助成・貸付制度と同じ

7. 漁業集落排水施設･林業集落排水施設･簡易小規模排水処理施設等

（1）漁集･林集･簡易小規模排水処理施設等　処理区（地区）一覧表

実施主体 市町村名	旧市町村名	処理区名 （地区名）	計画人口 （人）	事業期間 着手	事業期間 完了	供用開始 年　月	摘　　要
【漁業集落排水施設】							
男鹿市	男鹿市	入道崎	333	H10	H13	H14.1	
		門前	114	H21	H24	H25.4	
	若美町	（若美）	ー	H13	H21	H18.3	H18.3 公共下水道へ接続
	（市計）	3処理区	447				
由利本荘市	本荘市	松ヶ崎第一	1,115	H7	H14	H10.6	
	西目町	出戸	277	H2	H7	H8. 4	
	（市計）	2処理区	1,392				
八峰町	八森町	岩館	745	H11	H20	H18.3	
［漁集施設 計］		6処理区	2,584				
【林業集落排水施設】							
横手市	大森町	武道	49	H8	H10	H10.12	
仙北市	西木村	中里	112	H12	H15	H15.3	
		相内潟	21	H9	H10	H11.3	
	（市計）	2処理区	133				
［林集施設　計］		3処理区	182				
【簡易排水処理施設】							
由利本荘市	岩城町	雪川	34	H5	H5	H6. 4	
		下黒川	43	H11	H11	H12.4	
		六呂田	47	H12	H12	H13.4	
		泉田	22	H12	H12	H13.4	
		福俣	36	H13	H13	H14.4	
	（市計）	5処理区	182				
仙北市	西木村	潟尻	17	H11	H12	H13.3	
［簡易排水施設　計］		6処理区	199				
【小規模集合排水処理施設】							
横手市	大森町	矢走	21	H6	H6	H7. 4	
由利本荘市	岩城町	下蛇田	40	H14	H14	H15.4	
	由利町	二タ子	28	H8	H8	H9. 6	
		田代	30	H8	H8	H9. 6	
	（市計）	3処理区	98				
にかほ市	仁賀保町	水沢	35	H7	H7	H8. 5	
		上坂	46	H8	H8	H9. 5	
		下坂	29	H11	H11	H12.5	
	（市計）	3処理区	110				
［小規模排水施設　計］		7処理区	229				
漁集･林集･簡易･小規模 排水処理施設　合計		**22処理区**	**3,194**				**（公共下水道接続地区を除く。）**

*1　H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での計画処理区と漁集事業で整備された公共下水道接続地区を表記。
*2　計画人口は、H29.3.31時点の計画処理人口である。
*3　公共下水道接続地区は地区名を（　　）書きで表記。

(2)漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率

(平成29年3月31日現在)

市町村名	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率	接続人口(人)	接続率	計画地区数	着手済地区数	供用済地区数
横手市	70	70	100.0%	69	98.6%	2	2	2
男鹿市	447	447	100.0%	390	87.2%	3	3	3
由利本荘市	1,672	1,672	100.0%	1,440	86.1%	10	10	10
にかほ市	110	110	100.0%	99	90.0%	3	3	3
仙北市	150	150	100.0%	89	59.3%	3	3	3
八峰町	745	745	100.0%	477	64.0%	1	1	1
計	3,194	3,194	100.0%	2,564	80.3%	22	22	22

*1 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続地区(男鹿市1地区)を除く。
　但し、地区数は公共下水道接続地区を含む。

$$\text{整備率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

$$\text{接続率(\%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

(参考　事業区分別　整備率・接続率)

(平成29年3月31日現在)

市町村名	漁業集落排水					林業集落排水					簡易排水施設					小規模施設				
	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)
横手市						49	49	100	48	98						21	21	100	21	100
男鹿市	447	447	100	390	87.2															
由利本荘市	1,392	1,392	100	1,205	86.6						182	182	100	149	81.9	98	98	100	86	87.8
にかほ市																110	110	96	99	90.0
仙北市						133	133	100	73	54.9	17	17	100	16	94.1					
八峰町	745	745	100	477	64.0															
県　合計	2,584	2,584	100	2,072	80.2	182	182	100	121	66.5	199	199	100	165	82.9	229	229	100	206	90.0

8. 合併処理浄化槽整備事業

（1） 合併処理浄化槽整備事業概要

《事業目的》

合併処理浄化槽整備事業の目的は、公共用水域の環境保全及び快適な生活環境の確保のために、公共下水道などの集合処理施設（下水道、集落排水）の整備によりがたい地域において、合併処理浄化槽の整備を促進し生活排水処理施設を普及させることである。

《事業内容》

○浄化槽設置整備事業（国庫補助事業 S62～、県費補助 H3～） 個人設置型

住居単位で設置、個人管理

個人で浄化槽を設置しようとする者に対し市町村が助成を行う場合に、その助成費用の一部を市町村に対して補助するもの。

○浄化槽市町村整備推進事業（国庫補助事業 H6～、県費補助なし） 市町村設置型

集落単位を市町村で整備、市町村管理

市町村自ら設置主体となって浄化槽の面的整備を図るものであり、個人設置型の事業とは異なり、市町村予算と国庫補助で事業が行われることから、住民負担の軽減が図られる仕組みとなっている。

平成28年度 合併処理浄化槽整備事業概要

No	事業主体市町村名	市町村設置型・個人設置型	循環型社会形成推進交付金	地方創生汚水処理施設整備推進交付金	設置基数	人槽別内訳 上段:市町村設置型 下段:個人設置型									
						5人槽	6～	8～	11～	16～	21～	26～	31～	41～	51～
						5人槽	6～	8～	11～		21～		31～		51～
1	秋田市	市町村設置型	○												
		個人設置型	○		1	1									
2	能代市	市町村設置型	○		50	27	18		2	1	1		1		
		個人設置型	○		44	37	7								
3	横手市	個人設置型	○		173	72	96		5						
4	大館市	個人設置型	○		50	34	14		2						
5	男鹿市	個人設置型	○		9	3	6								
6	湯沢市	個人設置型	○		55	27	27		1						
7	鹿角市	個人設置型	○		36	11	25								
8	由利本荘市	個人設置型		○	55	47	8								
9	潟上市	市町村設置型	○		11	10	1								
		個人設置型	○		4	4									
10	大仙市	個人設置型	○		121	60	61								
11	北秋田市	個人設置型	○		32	21	10		1						
12	にかほ市														
13	仙北市	個人設置型	○		42	24	18								
14	小坂町	個人設置型	○		9	3	6								
15	上小阿仁村	個人設置型	○												
16	藤里町														
17	三種町	個人設置型	○		4		4								
18	八峰町	個人設置型	○		2	1	1								
19	五城目町	個人設置型	○		3	3									
20	八郎潟町														
21	井川町	個人設置型	○												
22	大潟村														
23	美郷町	個人設置型	○		51	19	31		1						
24	羽後町	個人設置型	○		19	4	15								
25	東成瀬村	市町村設置型	○		7	2	3				1			1	
計		市町村設置型	3市町村(2市1村)		68	39	22		2	1	2		1	1	
		個人設置型	18市町村(12市6町)		710	371	329		10						
合計			19市町村(12市6町1村)		778	410	351		12	1	2		1	1	

合併処理浄化槽整備事業経緯

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
個人設置型	実施市町村	18	18	17	17	17	19	19	20	20	21	20	20
	設置基数	1,221	1,135	1,028	935	932	930	828	797	860	637	708	710
市町村設置型	実施市町村	10	11	12	11	11	9	8	5	4	4	3	4
	設置基数	733	618	577	374	274	213	139	172	120	119	51	68
浄化槽整備事業計	設置基数	1,954	1,753	1,605	1,309	1,206	1,143	967	969	980	756	759	778

＊市町村合併 H17末 25市町村
＊繰越は、事業実施年度に計上

(2)法定検査の実施状況(第7条及び第11条検査)

浄化槽検査には、浄化槽法第７条に基づく浄化槽設置後の検査「７条検査」と浄化槽法第１１条に基づく年１回の検査「１１条検査」があります。「７条検査」は、新規に設置された浄化槽について行われ、「１１条検査」は、既設浄化槽について行われます。浄化槽法の改正により、「７条検査」は、合併処理浄化槽のみとなっていますが、「１１条検査」については、平成１２年の浄化槽法改正以前に設置された単独処理浄化槽も含まれます。

浄化槽の水質に関する検査の目的は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものとされています。「７条検査」では、その機能をおおむね発揮した時点において、所定の処理機能を有するか否かに着目し、設置の状況を中心として実施するものであることとされ、「１１条検査」では、適正な維持管理により所定の処理機能が確保されているかに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として、定期的、継続的に実施するものであることとされています。

浄化槽法検査実施結果(平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日)

・第7条検査

都道府県名	検査対象基数		実施数		受検率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	1,496	1,496	1,495	1,495	99.9%	99.9%
青森県	1,712	1,712	1,699	1,699	99.3%	99.3%
岩手県	2,400	2,400	2,199	2,199	91.6%	91.6%
宮城県	3,632	3,632	2,854	2,854	78.6%	78.6%
秋田県	1,240	1,240	1,240	1,240	100.0%	100.0%
山形県	930	930	928	928	99.8%	99.8%
福島県	4,972	4,972	4,401	4,401	88.5%	88.5%
茨城県	4,879	4,879	4,129	4,129	84.6%	84.6%
栃木県	3,446	3,446	3,446	3,446	100.0%	100.0%
群馬県	5,299	5,299	5,050	5,050	95.3%	95.3%
埼玉県	6,966	6,966	6,305	6,305	90.5%	90.5%
千葉県	6,952	6,952	4,092	4,092	58.9%	58.9%
東京都	206	206	176	176	85.4%	85.4%
神奈川県	1,184	1,184	826	826	69.7%	69.7%
新潟県	1,678	1,678	1,652	1,652	98.5%	98.5%
富山県	253	253	253	253	100.0%	100.0%
石川県	589	589	589	589	100.0%	100.0%
福井県	492	492	492	492	100.0%	100.0%
山梨県	1,296	1,296	1,184	1,184	91.4%	91.4%
長野県	1,363	1,363	1,363	1,363	100.0%	100.0%
岐阜県	1,997	1,997	1,997	1,997	100.0%	100.0%
静岡県	7,230	7,230	5,690	5,690	78.7%	78.7%
愛知県	7,932	7,932	7,887	7,887	99.4%	99.4%
三重県	3,429	3,429	3,428	3,428	100.0%	100.0%
滋賀県	352	352	352	352	100.0%	100.0%
京都府	517	517	517	517	100.0%	100.0%
大阪府	1,045	1,045	1,045	1,045	100.0%	100.0%
兵庫県	763	758	743	737	97.4%	97.3%
奈良県	1,124	1,124	1,124	1,124	100.0%	100.0%
和歌山県	3,321	3,318	3,108	3,105	93.6%	93.6%
鳥取県	278	278	243	243	87.4%	87.4%
島根県	1,176	1,176	1,165	1,165	99.1%	99.1%
岡山県	3,110	3,109	3,110	3,109	100.0%	100.0%
広島県	3,165	3,165	3,145	3,145	99.4%	99.4%
山口県	1,921	1,921	1,693	1,693	88.1%	88.1%
徳島県	2,608	2,604	2,608	2,604	100.0%	100.0%
香川県	3,339	3,339	3,339	3,339	100.0%	100.0%
愛媛県	2,394	2,394	2,391	2,391	99.9%	99.9%
高知県	1,775	1,775	1,533	1,533	86.4%	86.4%
福岡県	3,898	3,898	3,898	3,898	100.0%	100.0%
佐賀県	1,406	1,406	1,406	1,406	100.0%	100.0%
長崎県	2,109	2,109	2,109	2,109	100.0%	100.0%
熊本県	2,515	2,515	2,487	2,487	98.9%	98.9%
大分県	2,976	2,976	2,976	2,976	100.0%	100.0%
宮崎県	2,565	2,565	2,401	2,401	93.6%	93.6%
鹿児島県	6,427	6,427	6,423	6,423	99.9%	99.9%
沖縄県	1,451	1,451	1,451	1,451	100.0%	100.0%
合計	121,806	121,793	112,642	112,628	92.5%	92.5%

・第11条検査

都道府県名	検査対象基数		実施数		受検率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	61,318	44,884	51,480	40,865	84.0%	91.0%
青森県	105,072	36,326	49,375	29,177	47.0%	80.3%
岩手県	52,219	46,951	43,212	39,660	82.8%	84.5%
宮城県	65,423	40,858	58,173	39,855	88.9%	97.5%
秋田県	66,174	36,501	42,099	30,853	63.6%	84.5%
山形県	74,685	30,589	52,335	26,821	70.1%	87.7%
福島県	254,288	97,511	67,273	60,737	26.5%	62.3%
茨城県	237,382	137,469	87,299	70,439	36.8%	51.2%
栃木県	144,908	94,054	94,636	60,755	65.3%	64.6%
群馬県	300,014	113,347	216,693	89,750	72.2%	79.2%
埼玉県	493,910	208,459	64,374	55,456	13.0%	26.6%
千葉県	561,268	226,527	43,222	37,126	7.7%	16.4%
東京都	26,305	9,347	3,980	3,309	15.1%	35.4%
神奈川県	165,807	38,925	22,405	11,993	13.5%	30.8%
新潟県	192,031	49,710	135,900	40,285	70.8%	81.0%
富山県	48,001	13,152	14,964	9,106	31.2%	69.2%
石川県	53,665	21,365	21,659	13,283	40.4%	62.2%
福井県	55,105	17,792	14,595	9,403	26.5%	52.8%
山梨県	121,457	38,668	14,688	12,313	12.1%	31.8%
長野県	81,149	67,166	32,624	29,963	40.2%	44.6%
岐阜県	177,171	72,349	157,504	68,349	88.9%	94.5%
静岡県	488,916	152,858	73,558	66,095	15.0%	43.2%
愛知県	561,164	188,229	103,945	89,743	18.5%	47.7%
三重県	217,758	110,572	72,269	51,273	33.2%	46.4%
滋賀県	34,549	19,920	13,220	9,458	38.3%	47.5%
京都府	40,430	23,457	18,007	14,666	44.5%	62.5%
大阪府	151,994	47,900	12,926	9,844	8.5%	20.6%
兵庫県	87,025	43,957	53,316	35,707	61.3%	81.2%
奈良県	102,008	29,433	17,495	13,463	17.2%	45.7%
和歌山県	186,035	84,482	56,406	46,192	30.3%	54.7%
鳥取県	26,777	11,423	13,951	7,979	52.1%	69.8%
島根県	67,478	32,059	48,432	29,630	71.8%	92.4%
岡山県	166,856	100,680	151,744	95,580	90.9%	94.9%
広島県	165,111	85,915	107,952	65,346	65.4%	76.1%
山口県	114,462	60,487	56,537	35,186	49.4%	58.2%
徳島県	145,356	52,569	82,551	34,836	56.8%	66.3%
香川県	148,807	69,085	70,773	40,747	47.6%	59.0%
愛媛県	163,126	73,198	56,757	53,965	34.8%	73.7%
高知県	87,320	48,611	51,334	36,399	58.8%	74.9%
福岡県	169,996	121,993	114,481	96,369	67.3%	79.0%
佐賀県	52,697	33,613	41,468	29,803	78.7%	88.7%
長崎県	67,489	51,174	57,335	46,041	85.0%	90.0%
熊本県	134,201	75,029	86,900	60,583	64.8%	80.7%
大分県	141,252	68,091	57,908	49,770	41.0%	73.1%
宮崎県	134,882	65,839	72,209	43,854	53.5%	66.6%
鹿児島県	252,101	157,611	94,321	62,669	37.4%	39.8%
沖縄県	71,208	22,582	5,676	4,907	8.0%	21.7%
合計	7,316,347	3,272,713	2,879,961	1,909,603	39.4%	58.3%

（３）合併処理浄化槽施設 使用料【市町村設置型】

平成29年4月現在

団体名 使用料条例施行・供用開始団体	使用料体系 （区分水量） ‖ は基本水量（基本使用料）の区分線 │ は水量毎の単価の区分線 0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	基本水量 (m3/月)	基本使用料 (円/月)	使用料体系 消費税	1ヶ月 20m3・(3人) 当り料金 消費税込 (円/20m3)	設置基数 (国庫補助) (基)
大館市 （住家：人数制）	（1人6㎥で算定した量に相当する従量制の金額。ただし、1人は、基本使用料 1,512円。） (m3) (円)	－	1,512	税込み	2,808	314
大館市 （非住家：従量制） ※公共下水道使用料と同じ	0 ‖10 20 50 100 (m3) 1,512 162 172.8 205.2 226.8 (円)	10	1,512	税込み	3,132	
北秋田市 （専用・併用住宅）	（月額使用料：5人槽 2,915円） (m3) (円)	－	2,915	税込み	2,915	233
北秋田市 （事業所等）	（月額使用料：5人槽 3,345円） (m3) (円)	－	3,345	税込み	3,345	
能代市 （専用・併用住宅）	（月額使用料：5人槽 2,600円） (m3) (円)	－	2,600	税抜き	2,808	1,654
能代市 （事業所等）	（月額使用料：5人槽 3,800円） (m3) (円)	－	3,800	税抜き	4,104	
藤里町	（月額使用料：5人槽 2,613円） (m3) (円)	－	2,613	税込み	2,613	141
八峰町	（月額使用料：5人槽 3,080円） (m3) (円)	－	3,080	税込み	3,080	20
秋田市 ※公共下水道使用料と同じ	0 ‖10 30 50 100 500 1,000 (m3) 1,020 181 226 249 305 352 427 (円)	10	1,020	税抜き	3,056	186
潟上市 ※公共下水道使用料と同じ	0 ‖10 30 50 100 (m3) 1,296 172 194 205 237 (円)	10	1,296	税込み	3,016	74
由利本荘市 ※公共下水道使用料と同じ	‖0 10 20 50 100 (m3) 514 123 154 174 195 216 (円)	0	514	税込み	3,284	134
大仙市 （旧西仙北町・旧協和町地区）	0 ‖10 30 50 100 (m3) 1,190 165 174 206 237 (円)	10	1,190	税込み	2,840	380
仙北市	1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人 8人 9人 10人 ※H25.11より料金統一 1,620 2,160 2,700 3,240 3,780 4,320 4,860 5,400 5,940 6,480 7,020 (円)	－	1,620	税込み	3,240	774
横手市	（月額使用料：5人槽 5,400円） (m3) (円)	－	5,400	税込み	5,400	511
湯沢市 （旧稲川町地区）	（月額使用料：5人槽 3,290円） (m3) (円)	－	3,290	税込み	3,290	1,526
湯沢市 （旧皆瀬村町地区）	（月額使用料：5人槽 3,290円） (m3) (円)	－	3,290	税込み	3,290	
東成瀬村	（月額使用料：5人槽 2,200円） (m3) (円)	－	2,200	税抜き	2,370	606

（4） 合併処理浄化槽 補助金制度

平成29年4月現在

<table>
<tr><th rowspan="2">市町村名</th><th colspan="2">補助金交付限度額</th><th rowspan="2">補助金の対象</th></tr>
<tr><th>個別処理計画区域内</th><th>集合処理計画区域内</th></tr>
<tr><td>鹿角市</td><td colspan="2">5人槽 351,000円
6～ 7人槽 441,000円
8～10人槽 588,000円</td><td>・専用住宅</td></tr>
<tr><td>小坂町</td><td>5人槽 717,000円
6～ 7人槽 939,000円
8～10人槽 1,330,000円</td><td>5人槽 352,000円
6～ 7人槽 441,000円
8～10人槽 588,000円</td><td>・専用住宅</td></tr>
<tr><td>大館市</td><td colspan="2">5人槽 352,000円
6～ 7人槽 441,000円
8～10人槽 588,000円</td><td>・専用住宅</td></tr>
<tr><td>北秋田市</td><td colspan="2">5人槽 469,000円
6～ 7人槽 588,000円
8～10人槽 784,000円</td><td>・専用住宅</td></tr>
<tr><td>上小阿仁村</td><td colspan="2">5人槽 429,000円
6～ 7人槽 534,000円
8～10人槽 706,000円</td><td>・専用住宅</td></tr>
<tr><td>能代市</td><td colspan="2">5人槽 442,000円
6～ 7人槽 561,000円
8～10人槽 738,000円</td><td>・専用・併用住宅
（10人槽以下の合併処理浄化槽）</td></tr>
<tr><td>藤里町</td><td>5人槽 352,000円
6～ 7人槽 441,000円
8～10人槽 588,000円</td><td></td><td>・専用住宅
（10人槽以下の合併処理浄化槽）</td></tr>
<tr><td>三種町</td><td colspan="2">5人槽 610,000円
6～7人槽 700,000円</td><td>・専用住宅
（高度処理浄化槽のみ対象）</td></tr>
<tr><td>八峰町</td><td colspan="2">5人槽 352,000円
6～ 7人槽 441,000円
8～10人槽 588,000円</td><td>・専用住宅</td></tr>
<tr><td>秋田市</td><td colspan="2">5人槽 352,000円
6～ 7人槽 441,000円
8人槽以上 588,000円</td><td>・専用住宅</td></tr>
<tr><td>男鹿市</td><td colspan="2">5人槽 352,000円（550,000円）
6～ 7人槽 441,000円（549,000円）
8～10人槽 588,000円（615,000円）
※（ ）「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者</td><td>・専用住宅</td></tr>
<tr><td>潟上市</td><td colspan="2">5人槽 352,000円（550,000円）
6～ 7人槽 441,000円（549,000円）
8～10人槽 588,000円（615,000円）
※（ ）「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者</td><td>・専用住宅及び事業所</td></tr>
<tr><td>五城目町</td><td colspan="2">5人槽 550,000円
6～ 7人槽 549,000円
8～10人槽 615,000円</td><td>・専用住宅
（高度処理浄化槽のみ対象）</td></tr>
<tr><td>八郎潟町</td><td colspan="2">5人槽 550,000円
6～ 7人槽 549,000円
8～10人槽 615,000円</td><td>・高度処理浄化槽のみ対象
・既存単独処理浄化槽を撤去した場合、撤去に要した費用のうち90,000円を超えない範囲の額を加算する</td></tr>
<tr><td>井川町</td><td colspan="2">5人槽 550,000円
6～ 7人槽 549,000円
8～10人槽 615,000円</td><td>・専用住宅
（高度処理浄化槽のみ対象）</td></tr>
<tr><td>由利本荘市</td><td>5人槽 560,000円
6～ 7人槽 701,000円
8～10人槽 949,000円</td><td>5人槽 352,000円
6～7人槽 441,000円
8～10人槽 588,000円</td><td>・専用住宅</td></tr>
<tr><td>にかほ市</td><td colspan="2">5人槽 352,000円
6～ 7人槽 441,000円
8～10人槽 588,000円
又は上記人槽の工事費の40%のいずれか小さい額</td><td>・専用住宅（処理対象人員5人以上10人槽以下の合併処理浄化槽）</td></tr>
<tr><td>大仙市</td><td colspan="2">5人槽 470,000円（352,000円）
6～ 7人槽 588,000円（441,000円）
8～10人槽 784,000円（588,000円）
※（ ）市内以外の業者が施工する場合</td><td>・専用住宅</td></tr>
<tr><td>仙北市</td><td colspan="2">5人槽 402,000円
6～ 7人槽 491,000円
8～10人槽 638,000円</td><td>・専用住宅</td></tr>
<tr><td>美郷町</td><td colspan="2">5人槽 475,000円
6～ 7人槽 554,000円
8～10人槽 703,000円</td><td>・専用住宅等
（50人槽以下の合併処理浄化槽）</td></tr>
<tr><td>横手市</td><td>5人槽 452,000円
6～ 7人槽 541,000円
8～10人槽 688,000円</td><td>5人槽 352,000円
6～7人槽 441,000円
8～10人槽 588,000円</td><td>・専用住宅</td></tr>
<tr><td>湯沢市</td><td colspan="2">5人槽 484,000円
6～ 7人槽 606,000円
8～10人槽 814,000円</td><td>・専用住宅</td></tr>
<tr><td>羽後町</td><td colspan="2">5人槽 352,000円(652,000円）
6～ 7人槽 441,000円（741,000円）
8～10人槽 588,000円（888,000円）
※（ ）身体障害者世帯及び高齢者世帯</td><td>・専用住宅</td></tr>
</table>

※1.補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、その限度額は、上記表のとおりである。
※2.交付対象は下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域、農業集落排水事業等の事業採択を受けた区域及び個別排水処理施設整備事業対象区域を除いた地域。
※3.高度処理浄化槽：窒素除去能力を有するもの（放流水の総窒素濃度が20mg/L以下の機能を有するもの）をいう。
※4 12市町村で独自の嵩上げ補助を行っている。

「あきたの下水道」　～資料編～

平成２９年１０月

編集・発行　　　秋田県建設部下水道課

〒０１８－８５７０　　秋田市山王４丁目１番１号
ＴＥＬ　０１８（８６０）２４６１（調整・環境整備班）
　　　　　　　　　　　　２４６２（流域下水道班）
ＦＡＸ　０１８（８６０）３８１３
E-mail　gesuido@pref.akita.lg.jp